

国第六十八回

参議院社会労働委員会会議録第十五号

(二二六三)

昭和四十七年五月十八日(木曜日)
午前十時十六分開会

委員の異動
五月十六日

辞任
高山 恒雄君

補欠選任
中沢伊登子君

出席者は左のとおり。
五月十七日

辞任
今 春曉君

補欠選任
橋本 繁蔵君

中沢伊登子君

中村 英男君

高田 浩運君

鹿島 後雄君

中原 武夫君

小平 芳平君

大橋 和孝君

上田 稔君

川野辺 静君

石橋 茂君

橋本 繁蔵君

山下 春江君

佐野 芳雄君

高山 恒雄君

須原 昭二君

田中寿美子君

藤原 道子君

小笠原貞子君

島 四男雄君

藤繩 正勝君

渡邊 健二君

北川 俊夫君

中原 武夫君

半田 幸三君

宮地 亨吉君

永瀬 章君

青山 满夫君

救仁郷 齐君

章君

築設省住宅局建
築指導課長

消防庁消防課長

消防庁予防課長

警察庁刑事局捜
査第一課長

通商産業省織維
雜貨局織維検査
管理官

中村 英男君

高田 浩運君

鹿島 後雄君

小平 芳平君

大橋 和孝君

上田 稔君

川野辺 静君

石橋 茂君

橋本 繁蔵君

山下 春江君

佐野 芳雄君

高山 恒雄君

須原 昭二君

田中寿美子君

藤原 道子君

小笠原貞子君

島 四男雄君

藤繩 正勝君

渡邊 健二君

北川 俊夫君

中原 武夫君

半田 幸三君

宮地 亨吉君

永瀬 章君

青山 满夫君

救仁郷 齐君

章君

築設省住宅局建
築指導課長

消防庁消防課長

消防庁予防課長

警察庁刑事局捜
査第一課長

通商産業省織維
雜貨局織維検査
管理官

中村 英男君

高田 浩運君

鹿島 後雄君

小平 芳平君

大橋 和孝君

上田 稔君

川野辺 静君

石橋 茂君

橋本 繁蔵君

山下 春江君

佐野 芳雄君

高山 恒雄君

須原 昭二君

田中寿美子君

藤原 道子君

小笠原貞子君

島 四男雄君

藤繩 正勝君

渡邊 健二君

北川 俊夫君

中原 武夫君

半田 幸三君

宮地 亨吉君

永瀬 章君

青山 满夫君

救仁郷 齐君

章君

築設省住宅局建
築指導課長

消防庁消防課長

消防庁予防課長

警察庁刑事局捜
査第一課長

通商産業省織維
雜貨局織維検査
管理官

中村 英男君

高田 浩運君

鹿島 後雄君

小平 芳平君

大橋 和孝君

上田 稔君

川野辺 静君

石橋 茂君

橋本 繁蔵君

山下 春江君

佐野 芳雄君

高山 恒雄君

須原 昭二君

田中寿美子君

藤原 道子君

小笠原貞子君

島 四男雄君

藤繩 正勝君

渡邊 健二君

北川 俊夫君

中原 武夫君

半田 幸三君

宮地 亨吉君

永瀬 章君

青山 满夫君

救仁郷 齐君

章君

築設省住宅局建
築指導課長

消防庁消防課長

消防庁予防課長

警察庁刑事局捜
査第一課長

通商産業省織維
雜貨局織維検査
管理官

中村 英男君

高田 浩運君

鹿島 後雄君

小平 芳平君

大橋 和孝君

上田 稔君

川野辺 静君

石橋 茂君

橋本 繁蔵君

山下 春江君

佐野 芳雄君

高山 恒雄君

須原 昭二君

田中寿美子君

藤原 道子君

小笠原貞子君

島 四男雄君

藤繩 正勝君

渡邊 健二君

北川 俊夫君

中原 武夫君

半田 幸三君

宮地 亨吉君

永瀬 章君

青山 满夫君

救仁郷 齐君

章君

築設省住宅局建
築指導課長

消防庁消防課長

消防庁予防課長

警察庁刑事局捜
査第一課長

通商産業省織維
雜貨局織維検査
管理官

中村 英男君

高田 浩運君

鹿島 後雄君

小平 芳平君

大橋 和孝君

上田 稔君

川野辺 静君

石橋 茂君

橋本 繁蔵君

山下 春江君

佐野 芳雄君

高山 恒雄君

須原 昭二君

田中寿美子君

藤原 道子君

小笠原貞子君

島 四男雄君

藤繩 正勝君

渡邊 健二君

北川 俊夫君

中原 武夫君

半田 幸三君

宮地 亨吉君

永瀬 章君

青山 满夫君

救仁郷 齐君

章君

築設省住宅局建
築指導課長

消防庁消防課長

消防庁予防課長

警察庁刑事局捜
査第一課長

通商産業省織維
雜貨局織維検査
管理官

中村 英男君

高田 浩運君

鹿島 後雄君

小平 芳平君

大橋 和孝君

上田 稔君

川野辺 静君

石橋 茂君

橋本 繁蔵君

山下 春江君

佐野 芳雄君

高山 恒雄君

須原 昭二君

田中寿美子君

藤原 道子君

小笠原貞子君

島 四男雄君

藤繩 正勝君

渡邊 健二君

北川 俊夫君

中原 武夫君

半田 幸三君

宮地 亨吉君

永瀬 章君

青山 满夫君

救仁郷 齐君

章君

築設省住宅局建
築指導課長

消防庁消防課長

消防庁予防課長

警察庁刑事局捜
査第一課長

通商産業省織維
雜貨局織維検査
管理官

中村 英男君

高田 浩運君

鹿島 後雄君

小平 芳平君

大橋 和孝君

上田 稔君

川野辺 静君

石橋 茂君

橋本 繁蔵君

山下 春江君

佐野 芳雄君

高山 恒雄君

須原 昭二君

田中寿美子君

藤原 道子君

小笠原貞子君

島 四男雄君

藤繩 正勝君

渡邊 健二君

北川 俊夫君

中原 武夫君

半田 幸三君

宮地 亨吉君

永瀬 章君

青山 满夫君

救仁郷 齐君

章君

築設省住宅局建
築指導課長

消防庁消防課長

消防庁予防課長

警察庁刑事局捜
査第一課長

通商産業省織維
雜貨局織維検査
管理官

</div

委員会で、一切そうしたものはなかつたと言つたことは間違ひだつたと。むしろ事務当局が大臣に對してうその報告をしてしまつたということになりますか。

○國務大臣（塙原俊郎君） ただいまの小平委員の
お話は、予算委員会で関連質問に立たれたときのことだと思いますが、たしか労働衛生研究所についての私は御答弁をいたしましたが、私が承知いたしてい
る範囲では労働衛生研究所ではそういうものがな
かつたと私は承知いたしておりますので、ああい
う答弁をいたしたわけであります。いまお話しの、
報告と申しますか資料の提出というものについては、私は承知いたして
おりません。

○小平芳平君　それでは、いまの答弁は大臣が答弁するよりも事務当局が大臣に報告を聞えでいたということなんですか――。

それでは次に労働安全衛生法案についてお尋ねをいたしますが、まず大臣にお尋ねしたいと思ひます。

第一点は、須原委員から前回労働災害の状況についてこまかいお尋ねがあり御答弁がありましたが、から繰り返しませんが、こうした労働災害がなぜ減らないか、依然として労働災害が次々と発生するかということについての御答弁の中に、それは技術革新が一つの原因だというふうなお話がありました。ところが、まあ、私たちが常識的に考える場合には、技術革新によって災害が減り、そして国民が幸福になるための技術革新でなくてはならないはずなのに、反対に、技術革新がもとで労働災害が増えたりあるいは減らなかつたり、あるいは今回の大阪千日前ビルに見られるようなビルの大火灾、こういうような点は、技術革新によつて災害がふえたということは、いかにも世の中が逆のよう受け取れます。何かが基本的に欠けているんじゃないかといふように常識的に受け取れます。その点、いかがでしよう。

○國務大臣(塚原俊郎君) 世の中が日進月歩で進み、また機械その他もそういった非常な早いテン

ボで進んでいるというふうに私は確かにお答えをいたしました。今日までの現実を見ますと、そういう技術革新がすなわち小平委員御指摘のように労働災害を減少させるための手段でなければならぬということは私は同感であります。しかし、今日までの現実の問題として見ますと、技術革新でどんどんたとえば新しい機械がてきてくる。ところが、これに対するなれと申しますか、訓練と申しますか、それがおくれておったと、後手後手に回つたという事実を私は指摘せざるを得ないと思います。そういう意味でああいう御答弁を申し上げたつもりでありますと、今後は、そういうたとえば技術革新という面で新しい一つの機械、新しい一つのそういうものができた場合には、労働安全衛生というものを十分に前提としたものでなければならぬと、私はこのように考えております。一見矛盾があるような答弁にとられるかもわかりませんが、今日までの現実は確かに後手後手に回つたことを私は認めざるを得ないのであります。したがって、今後労働災害の防止につきましては、たとえば機械につきましてもその他につきましても、十分なるそれへの対応性と、そう言つては失礼ではありますが、未熟な、なれない働く方々に対しても十分な知識と十分な認識を与えるということが絶対条件となつてくるものと考えております。

○小平芳平君 この労働安全衛生については、きわめていま必要なとき、重要な時期と、このように受けとめているのは、これは大多数の者がそういうように受けとめていると私は考えます。ところが、労働省今回提案の労働安全衛生法案によつて、いま大臣が述べられたような、技術革新に対応し、あるいは技術革新によってこそ労働災害が減少する方向へいけるものかどうか。はたしてどの程度効果があるものかどうか。そういう点についていかがですか。

○國務大臣(塙原俊郎君) 今日までの現実を私は申し上げたのでありますと、そういうことをなくするためにも今度の労働安全衛生法案を御提案

申し上げたわけでありまして、たとえば条文でい
いますると九十八條でございましたが、もし間違
いがありますればあれでありますから、詳細は
政府委員をして答弁させますが、そういうもの
を防ぐ意味においても、先ほど、後手に回つたと
いう御答弁も申し上げましたが、それを防ぐため
に今度の法案を提出した次第でありますから、
私は十分対応策も講ぜられるし、また防ぐことも
可能であり、また労働災害の発生を防がなければ
ならない、またそれがなし得る考え方であります。
○政府委員(渡邊健二君) 先ほど大臣が答弁され
ました安全衛生教育、特に技術革新等によって作
業内容が変更しましたときにも、雇い時と同様に
安全衛生教育をしなければならないという規定は、
この法案の五十九條二項にその旨の規定が設けら
れておるわけでございます。なお、その他新しい
機械、新しい作業方法等が起きた場合につきまし
ては、この法案の八十八條で、そういう場合には
届け出制を設けており、さらに八十九條におきま
して、それら届け出があつたもののうち高度の技
術的検討をするものについては労働大臣が学識
経験者の意見を聞いて審査をし、必要な場合には
災害の防止に関する事項について勧告、要請がで
きる規定を設けておるところでございます。

○小平芳平君 ところが、今回のこの労働安全衛生
法案によりますと、労働者に対して労働安全を守ら
なければならないという規定がきわめて多いわけ
ですね。第四条、労働者は、次々のこととに協力す
るようにならなければならない。第二十六条「労働
者は、……必要な事項を守らなければならない」。
第二十九条第三項、「請負人又はその労働者は、
……指示に従わなければならない」。こういうよう
に、労働者はまず従えということが当面であります
して、その事業者がどれだけの責任を持つてやる
かということに対するては国が事業者に経済的な財
政援助を与える、そして安全計画はむしろ事業者
が一方的にきめ、労働者は、いま指摘するような
「従わなければならぬ」「守らなければならぬ」、
こういうような全体的な構成になつております

○政府委員(渡邊健二君) 今回の法案におきましても、やはりこれは安全衛生の最低基準を設けるということが一番の中心でございますから、この法案で義務を課しておりますのは、第一には使用者でございまして、具体的に申しますと、各条項ほとんど使用者に義務を課しておるわけでございますが、特に労働者の危険又は健康障害を防止するための措置」、二十条から二十五条まで、「これにつきましては、事業主に詳細な義務を課しておりまして、さらにこれららの規定に基づきます具体的な使用者が守らなければならぬ事項につきましては、省令でこれが細部規定されることに相なっております。それらに対する違反につきましては、罰則をもつて事業主に義務が強制されておるところでございまして、決して労働者にだけ義務を課して使用者には任意的にしておるということではないのでござります。ただ安全衛生という事柄の性質上、労働者御自身もいろいろな規定について安全に必要な事項をお守りいただくことが災害防止の効果をあげるために必要でございますので、いま小平委員が御指摘になりました何ヵ条かにおきまして、その旨を規定しておるところでございまして、何といいましても、義務を課しております基本は、この法案では使用者になつておるわけでございます。

○小平芳平君 したがつて、安全衛生に対しても、安全衛生を聞くだけで使用者の責任でやれ、こういうことですか。

○政府委員(渡邊健二君) 第一義的に、いま申しましたように、安全衛生を確保する義務を持つおる者は使用者であり、そのため必要な義務を課しておるわけでございますが、安全衛生という事柄の性質上、その実効をあげるために労働者も災害防止について協力していただくことが必要でございますので、それにつきましては、先ほど先生が御指摘になりましたような条項につきまして、労働者にもそれを守つていただくような規定が設けられているわけでございます。

○小平芳平君 労働者が安全衛生を守るべきであるということは、私はそれがいけないと言つておるのではないのです。要するに、安全衛生委員会も労働者の意見は聞きおくだけで、事業者が一方的に労働安全をきめて労働者にはただ守れと、こういう結果になりませんかということをお尋ねしているのです。ということは、労使対等であると、労働協約事項であるということをいま私が申し上げることと矛盾しませんかということです。

○政府委員(渡邊謙二君) 先ほど申しましたように、安全衛生を実効あらしめるためには、やはり労使が協力してやることが実効があがると思うわけでございます。そこで安全委員会、衛生委員会等につきましては、半数は労働者側の推薦を受けた者を委員にいたしまして、十分それと協議をいたしまして、企業に安全衛生対策を進めてもらうことにいたしております。しかしながら、やはり危害防止をすべき責任は使用者に第一義的のあるのであるということを申し上げたわけでございましょう。

なお、安全衛生も労働条件でございますから、その意味におきまして、それについて労働者の方が労働三権を活用されまして交渉され、あるいは交渉された結果について労働協約を締結される。その権利は何らそれによつて制限されるものではないわけでございます。

○小平芳平君 あまりすつきりいたしませんけれども、要するに、安全委員会も衛生委員会も、それではこの議長はだれがつとめ、可否同数という場合にはだれがきめるというふうになつておるでしょう。

○政府委員(渡邊謙二君) 安全委員会、衛生委員会につきましては、たとえば安全委員会について申し上げますと、十七条の三項によりまして、議長は使用者側の委員がなることになつており、衛生委員会においてもそれが準用されておるわけであります。それから、これは先ほど申しましたようだ、第一義的にその義務を負うものは使用者側

それから、決定をどういう形でやるかというような問題につきましては法律では特に規定をいたしておらないわけございまして、それは、そういう運営の問題については、労使の自主的なお話をし合いによってお取りきめいただきたいということとであります。

○小平方平君　いや、私の意見のとおりならば、この「議長は、第一号の委員がなるものとする」という規定がおかしいと、私は申し上げておるんです。こういうことをきめておく必要がなない。あるいは、きめるならば、交亘にやるとか、す。

なことは絶対にございません。労働基準法は一つの憲法として、基本法としてわれわれはあくまでもその考え方を貢ぎ、それを守っていく考えであります。この法律と——繰り返すようではあります——姉妹関係というふうに御理解を願えればよいのではないかと、私はこのように考えます。

○小平芳平君 労働者が安全衛生を守るべきであるということは、私はそれがいけないと言っておるのではないです。要するに、安全衛生委員会も労働者の意見は聞きおくだけで、事業者が一方的に労働安全をきめて労働者にはただ守れと、こういう結果になりませんかということをお尋ねしているのです。ということは、労使対等であると、労働協約事項であるということと、いま私が申し上げることと矛盾しませんかということです。

なお、議長に使用者側がなることにつきまして
も、この法律では別に規定を設けまして、過半数
で組織する労働組合との間における労働協約に別
扱いをなさざるこゝまゝ、とり表記に於ては別

○政府委員(渡邊健二君) この趣旨は、先ほど申し上げましたように、運営は労使が、押しつけという形ではない、一方で舌に含つておらぬふう

○小平芳平君 まあ、姉妹関係にあるならば、もう少し条文の書きようがあるんじやないかというと、先ほどから言つているわけですが、次に戦場の杀菌基準といふものを定めるよ

に、安全衛生を実効あらしめるためには、やはり労使が協力してやることが実効があがると思うわけでございます。そこで安全委員会、衛生委員会等につきましては、半数は労働者側の推薦を受けた者を委員にいたしまして、十分それと協議をいたしまして、企業に安全衛生対策を進めてもらうことにいたしております。しかしながら、やはり危害防止をすべき責任は使用者に第一義的のあるのであるということを申し上げたわけでございます。

なお、安全衛生も労働条件でございますから、その意味におきまして、それについて労働者の方が労働三権を活用されまして交渉され、あるいは交渉された結果について労働協約を締結される。その権利は何らそれによって制限されるものでは

○小平芳平君 あまりすつきりいたしませんけれども、要するに、安全委員会も衛生委員会も、それではこの議長はだれがつとめ、可否同数という場合にはだれがきめるというふうになつておるで
しょう。

○政府委員 渡邊健一君) 安全委員会、衛生委員会につきましては、たとえば安全委員会について申し上げますと、十七条の三項によりまして、議長は使用者側の委員がなることになつており、衛生委員会においてもそれが準用されておるわけであります。それから、これは先ほど申しましたように、第一義的にその義務を負うものは使用者側だということからさようnitしております。

○政府委員(渡邊健二君) 安全衛生の実効をあげますためには、どちらかが一方的に自分の主張を押しつけるというようなことではなくて、ほんとうに労使が真剣にその問題について虚心坦かにいに話し合って意見が一致したところで実行するといふことが効果があると思いますので、そういう意味におきまして、安全衛生委員会の運営等につきまして、そういう一方的な押しつけでなく、ほんとうに労使が対等に話し合って処置していくと、こういう運営がされることが望ましいという点については、先生の御意見のとおりであると考えま

題にされていることもありますし、そしてこの労働安全の条項だけをさしあたって別の法案として提出したんだという説明も前回ありましたけれども、やはりこの労働基準法で労働安全衛生は労使対等でできるというようなそういう点あるいは基準法の根本的な精神がこの法案によって骨抜きにされないかという疑問、こういう点についてひとつ大臣にお伺いしたい。

○国務大臣（塙根俊郎君） 決して基準法を骨抜きにするというような考へは毛頭ございません。第一条にも、「労働基準法と相まって」——言うなれば、一つの姉妹関係にあると申しますが、そういうものでござりまするので、決して労働基準法の基本的な性格がこれによってそこなわれるよう

回は、労働大臣が必要と認めます場合に、それをすればその作業の実態、あるいは職場の実態に応じまして望ましい作業の環境、そういうものを示す、それによってそれを指針として事業主が職場環境の改善につとめる、こういう趣旨でこの規定を設けたわけでございます。

○小平芳平君 そこで労働省としては具体的な性能基準を定めるのですかということをお尋ねをしておるんです。

○政府委員(北川俊夫君) 作業環境の標準としましていま検討をいたしておりますのは、たとえば室内、一般事業場における室温の問題、あるいは気流の問題、照明の問題、あるいはもつと進みますとバックグラウンド・ミュージックの問題、そ

それから、決定をどういう形でやるかというような問題につきましては法律では特に規定をいたしておらないわけでございまして、それは、そういう運営の問題については、労使の自主的なお話をし合いによってお取りきめいただきたいというところであります。

なお、議長に使用者側がなることにつきましても、この法律では別に規定を設けまして、過半数で組織する労働組合との間における労働協約に別段の定めがあるときには、その限度においてはその規定を適用しないということで、協約によれば別段の規定もできることになつております。その点、労使の自主性といふものを尊重いたしております。

○小平芳平君 安全衛生の義務は第一義的に使用者にあると、これも私はそのとおりだと考えます。ただ、この安全委員会、衛生委員会では、むしろ具体的な安全対策、衛生対策というものは、そうした使用者よりも働いている労働者のほうが身近な問題として意見が出るわけです。したがつて、それが絶えず法律でもって「安全委員会の議長は、第一号の委員がなるものとする」ということになつておれば、これは使用者側の考え方、安全衛生対策として打ち出される。ですから、安全衛生の義務は第一義的に使用者にある。その計画を検討し、立案しようという段階では、むしろ職場の代表こそ一番中心になつて進められるべきものではありますか。

○政府委員(渡邊健二君) 安全衛生の実効をあげますためには、どちらかが一方的に自分の主張を押しつけるというようなことではなくて、ほんとうに労使が真剣にその問題について虚心たんかいいに話し合つて意見が一致したところで実行するところから、決定をどういう形でやるかというよ

○小平芳平君 いや、私の意見のとおりならば、この「議長は、第一号の委員がなるものとする」という規定がおかしいということを私は申し上げておるんです。こういうことをきめておく必要がない。あるいは、きめるならば、交互にやるとか、そのほうが妥当じゃないですか。

○政府委員(渡邊健二君) この趣旨は、先ほど申し上げましたように、運営は労使が、押しつけという形でなくて、十分に話し合ってやるということとが望ましいわけでございますが、やはり法律的に申しますと、義務としては第一義的に使用者にあるということで、法律上は使用者側の委員が議長になる旨を規定しているわけでございますが、ただ、先ほど申し上げましたように、そこは労使の自主的な話し合いの結果を排除するものではございませんので、労働協約によって別段の定めがあるときにはその規定によらなくともいいということで、労使の自主性の余地を残しておるわけでございます。

○小平芳平君 そのほか問題点はいろいろあります。時間がかかりますので、労働大臣に、要するに、今回のこの労働安全衛生法案は労働基準法を骨抜きにするものではないかという強い疑問があるわけですね。で、基準法自体を全体として問題にされていることもありますし、そしてこの労働安全の条項だけをさしあたって別の法案として提出したんだという説明も前回ありましたけれども、やはりこの労働基準法で労働安全衛生法は労使対等できめるというようなそういう点、あるいは基準法の根本的な精神がこの法案によって骨抜きにされないかという疑問、こういう点についてひとつ大臣にお伺いしたい。

なことは絶対にございません。労働基準法は一つの憲法として、基本法としてわれわれはあくまでその考え方を貢献し、それを守っていく考えであります。この法律と——繰り返すようではあります——姉妹関係というふうに御理解を願えればよいのではないかと、私はこのように考えます。

○小平芳平君 まあ、姉妹関係にあるならば、もう少し条文の書きようがあるんじゃないかということを先ほどから言つているわけですが。で、次に職場の快適基準というものを定めるようになりますか。その点についてお伺いいたします。

○政府委員(渡邊健二君) 労働災害を防止いたしましたには、最低基準を強制的に罰則で担保をして守らせるという従来の最低基準確保の行政が根幹といいますか、中心になることはいままでと同じでございます。ただ最低基準の確保だけで災害全体をこれから技術革新の世の中ではなくすこしができるかどうかというような点も検討をいたしましたところ、やはりこれから職場の中では、最低条件を満たしておるだけではなくて、働きやすさという快適な条件というものをあわせて確保することが労働災害を減少させ、あるいはなくすための絶対的条件ではないか、こういうふうに考えたわけでございます。そういう意味から、今回は、労働大臣が必要と認めます場合に、それぞれの作業の実態、あるいは職場の実態に応じまして望ましい作業の環境、そういうものを示す、それによってそれを指針として事業主が職場環境の改善につとめる、こういう趣旨でこの規定を設けたわけでございます。

○小平芳平君 そこで労働省としては具体的な性質を定めるのですかということをお尋ねをいた

いうことが効果があると思いますので、そういう意味におきまして、安全衛生委員会の運営等につ

○国務大臣（塙原俊郎君）決して基準法を骨抜きにするというような考えは毛頭ございません。第

○政府委員(北川俊夫君) 作業環境の標準としま
ているんです。

きまして、そういう一方的な押しつけでなく、ほんとうに労使が対等に話し合って処置していくと、

一条にも、「労働基準法と相まって」——言うなれば、一つの姉妹関係にあると申しますが、そうう

していま検討をいたしておりますものは、たとえば室
内、一般事業場におきます室温の問題、あるいは

ういうような問題についてぜひこの際作業環境の標準というものをつくりたいということで検討に着手をいたしております。

なお、「こういうものにつきましては、先生御承知のように、たとえば粉じんとかガスとか、そういうものと違いまして、そういう有害物はむしろゼロである、ないに越したことはないわけですが」と、費用につきましては、月 salari 月 salari

いほどいい。あるいは気温につきましても、高低いずれかに偏すれば非常に労働環境としては望ましくないわけでございまして、その中間の望ましい標準、そういうものがあり得る。こういう考え方で検討をいたしてまいりたいと思います。

○小平芳平君 したがいまして、労働省としては、この労働安全衛生法案が成立した場合においては、

○政府委員(北川俊夫君)　先生御指摘のとおりで
ては、そぞろに機運を定めて行政打撃する
いうことでしょうか。

○小平芳平君 特に、私は、屋内の労働者の快適基準も一つの問題であります。屋外ですね、屋外の作業に対する作業環境の規定が今度の法案では少ないじゃないか。大体屋内についてのいろいろなこと、工場でも屋内工場についての適用される条項が多くて、屋外については、この前探石場のこととでちょっと指摘いたしましたが、安全に、転落しないようにしなければならないというふうなあたりまえのこととか書いていてないよう思います。二つ目は、いぶどうか。

○政府委員(北川俊夫君) 従来の基準法及びそれに基づきます安全衛生規則その他の規制によりますれば、ややもすれば、先生御指摘のように、工場労働といいますか、そういうところの安全が比較的重視をされておつて、屋外労働につきましてはまだ十分でないという点は認めざるを得ないと考えております。ただ、従来の労働災害の発生の状況を見てみますと、たとえば港湾荷役作業であるとか、あるいはいま御指摘の採石作業であるとか、あるいは鉄道の保線作業と、そういうようなな

屋外作業におきまして災害の発生率というものが非常に高うございます。これからわれわれは、新しい法律が制定されましたならば、これを契機といたしまして、そういう面につきましての規制あるいは最低基準の確保とともに、先ほど申し上げました望ましい環境基準につきましてもその点は検討をいたしたいと思います。

者については「危険を防止するため必要な措置」とか、「まあ、そういうことですね」「危険を防止するため必要な措置を講じなければならない」というふうになつておりますが、危険はもとより、健康障害あるいは健康管理、衛生の水準向上、安全衛生教育、こういうような点についても、それぞれ屋内だけじゃなくて、屋外、特に出かけぎ労働者へも、は直名准役し事、こうして信頼などいろいろな

者あるいは道路建築工事でなれない仕事をしている方々のためには、こういった具体的な問題について定める必要があるので

○政府委員(渡邊健二君) 屋外におきます危険防
止につきましては、本法案におきましても、二十二
一条、二十二条等々は屋外が主でござりますし、
二十三条等におきましても、一部は屋外に關係あるものもあるわけでございまして、それらにつきましては、詳細は、二十七条によりまして、これ
は省令で定められることになつておるわけでござ
いまして、現在ございります安全衛生に關係いたしま
すいろいろな諸規則、こういうものによつて今後
該詳細を規定をいたしてまいるわけでございま
す。

なお、そのほかの先生御指摘の安全管理体制だとか安全衛生教育だとか、そういう問題につきましては、他の条項で規定されておりますものは、これは屋外、屋内を問わず規定は適用されるわけでございます。

○小平芳平君 したがいまして、職場の快適基準を検討するにあたつても、そうしたもの、屋内の照明、温度、そういう作業環境が検討されるときには、同じように、屋外の場合にはいろいろな条件

が、あつてきめにくいこともたくさんありますけれども、私が先ほど指摘したような危険、二十二条と二十二条は、危険を防止するため必要な措置で

しよう、両方ともですね。これはもう当然のことで、先ほど指摘したような安全教育あるいは健康管理、そういうものをあわせ検討し、検討を進めしていくと、屋内に偏するのではなくて、屋外もともに進めていくと、そういうことでよろしいですか

○政府委員(北川俊夫君) 危険のみならず、健康の保持につきまして、屋外労働者につきましては最低基準のみならず、先生御指摘のように、快適基準につきましても検討をいたしたいと思います。

○小平芳平君 それから、特にこの労働災害の多いのは下請ですね、下請。で、その比率はどのくらいですか。

らいに発生しておりますか。

○さりますけれども、なかなか建設業あるいは鉄鋼業あるいは化学工業、そういうところでは、親会社の三倍程度の災害の発生が下請に見らわるということが現状でございます。

○小平芳平君 どうして下請の労働者がその親会社の労働者に比べて三倍もの労働災害が発生するのか、その原因はどのように把握されますか。

○政府委員(北川俊夫君) 下請企業につきましては、やはり管理者といいますか事業主が安全衛生管理につきまして大企業に比べればやや熱い入るところ

方が足りないというようなことも「ござります」あるいは、それに伴いまして下請の労働者のとの年齢構成、そういうものから本工に比べましいいろいろ問題がある。

さらには、下請される事業内容そのものがやはり災害の起きやすい、あるいは職業病の発生しやすいというような危険、有害業務がたまたま下に出される傾向があるというようなことも、親会社と下請企業の災害の発生の相異を形成しておる因ではないかと思ひます。

○小平芳美君　したがって今回の法案でなんの
ようにそれを規制することになりますか。
○政府委員(北川俊夫君)　今回の新しい法律の中
では、そういう下請関係の労働者の保護、災害の
防止ということにいろいろ規定を入れております
けれども、まず第一は、この新しい法律の二十九
条で一般の下請関係にあります労働者に対しても
は、元方事業者、いわゆるそういう事業を下請に

それから第二といったしましては、建設業とか造
立工事の事業者たる方々に、この法律の大筋に沿
出したところの事業者たる方々に、この法律の大筋に沿
しないようには、必要な指示をしなければならない。
もし違反をしておるような場合には、それを是正
するための指示、こういうふうに元方事業主に下
請労働者あるいはその請負人に對しての指導、指
示ということを義務づけておる。これが一つでござ
ります。

船業のように、下請関係の中で、特に親会社の労働者——本工と下請の労働者がこん然一体となつて作業をしておるというようなところで、その

意思疎通あるいは連絡が不十分のために間々災害事件が起るという事例が多くございます。そういうふじで、ことに関連をいたしまして、そういう特定の元気な事業者に対するましては、統括安全衛生責任者、こういう者を置くことを義務づけまして、そのもとで、この法律の三十条にござりますように、たゞ一社と申すれば親会社と下請のそういう企業との間の協議をする。下請の労働者の安全衛生の教育のための組織調整を行なう。あるいは作業場所を巡回する。

それから第三点といったしましては、そういう方の事業主が責任を持つてやるということをしております。
定の元方事業主が、自分のたとえば足場である
かあるいは非常に危険な機械というようなもの
下請の労働者に使わせるというような場合には
自分の直接使っておる労働者に貸すと同じ状態
すなわち、この法令で定めておりますところの
全衛生の基準に合わせるような状態でなければ

○小平芳平君 特に危険有害な作業、部長が先ほどあげられた三つの点のうち、第三の危険有害な作業を下請に請け負わせると、これはけしからぬじゃないですか。こういうことはもう、たとえ発されるようなそういう公害の発生しそうなメッキは下請に出すわけです。ですから、そういうメッキの場合はちょっと当てはまりませんけれども、労働災害の場合は、そういう危険有害な作業を下請してはならない、禁止する、あるいは未熟練臨時工に危険有害な作業をさせてはならないというふうな、もつとはつきりした規定が必要じやないですか、いまは。

○政府委員(渡邊謙二君) 危険有害な仕事だけを下請に出すといったようなことは好ましくないごとでございますけれども、下請の問題は、これは単に安全衛生だけの問題ではございませんで、産業、社会全体の問題でもあるわけでございます。そういう意味におきまして、一律に下請に出すことを禁止することにつきましては、いろいろ問題があるうかと思うわけでございますが、そこで、先ほど安全衛生部長が申し上げましたように、この法律案におきましては三項目にわたりまして元請に一定の義務を、今までよりも強い義務を課しまして、そういった規制によって下請関係における労働災害の防止をはかつていこうと、こういう規定をいたしておりますところでございます。

○小平芳平君 いろいろ問題があるでしようけれども、下請労働者の健康管理、労災補償、こういふものは親企業が共同で責任をとるというようなことはいかがですか。

○政府委員(北川俊夫君) いま局長が申し上げましたように、安全衛生の面からのみで下請関係を法的に規制をするということはなかなか困難でござりますけれども、以上の三つの点につきまして、下請関係の労働者の安全衛生の確保を考えるわけでございます。

害な業務を下請に出してそのために本工と違つて下請の労働者がそのしわ寄せを受けるというような事態は非常に望ましくない事態でございました。したがいまして、先ほども冒頭に申し上げましたけれども、この二十九条で、元方事業者が下請に出す場合に、この法令に反しないように、いわゆる災害が発生しないように適当な指示をしろと、こういう内容をきめておりますものは、その作業内容につきましてこれこれの防護措置を講ずべきである、あるいは先ほど局長が申し上げましたように、当該作業の下請に下請の労働者をつけます場合にはこういう教育をしてからつけさせるべきである、あるいはそのための援助をしてやる、こういう内容のことこの法律では規制をいたしまして、それを行政的にも十分指導をいたしまして、下請の労働者なるがゆえにそういう危険有害業務による災害の発生のしわがそこに寄るということのないよう、元方事業者に対して万全の指導をいたしたいと思っております。

○小平芳平君 どうも、塚原大臣、法律で条规定すればこういうことになるかもしないのですか、現状は、下請労働者が親企業の労働者に比べて三倍もの労災が発生している、現実に。また、しばしば新聞に報道される労働災害も、季節労働者が労働災害によってなくなられたという報道も再三われわれは聞いていますから、そういう点、私が先ほど指摘した二つの点――第一の点は、危険有害な作業を下請にやらせることは禁止するということ、そういう姿勢はとらせない、それから第二の点は、健康管理、労災補償、そういうような点については親企業が責任を持つ、こういうような何かびしい規制がない場合には下請の労災が減らないではないかということを私は痛感するわけですが、大臣、いかがですか。

○國務大臣(塚原俊郎君) 下請企業の問題につきましては、単に労働災害のみならず、あらゆる面においてかなりのハンディキャップがあることは、これは言うまでもありません。前の通常国会

ありますするか、政府提案——これは通産省所管だつたと思ひまするが——下請関係の法律案のいろいろ御審議を願つた記憶も私あるのでございますが、私自身下請業者の実態というものをいろいろと今日までも見てまいりまして、確かにしわ寄せが來ているというか、ただいま政府委員が答弁いたしましたように、労働災害の発生率から見ましても、御指摘のような事情があるということは、これは大問題だと私は考えております。それで、今度の法案では、親会社といいますか、元請と申しまするか、親会社に対してかなりきつい義務を課しておりますので、私はそれでカバーできると——小平先生はもつと法律的に強い措置をとれということでござりまするが、私は今度の法案でそういうことになりますが、それも見なければなりませんが、十分この法案で下請に対する今日までのハンディキャップを、労働災害の面でカバーできるのではなかろうか、このように考えます。

労と申しましたですが、その方の代表者約三十名の方から、今度の新法を契機としまして、保線係労働者の安全衛生の確保というものにつきましての申し入れ及び陳情を受けました。その際に申し上げましたことは、先ほども先生が御指摘のように、屋外労働者につきまして從来もいろいろな点につきましては新法を契機にして十分の対策を講じてきましたけれども、どうも屋外労働者は恵まれない立場にあって安全衛生法の日が当たっていないというのも事実であります。そういう点につきましては新法を契機にして十分の対策をやりたいということを約束をいたしまして、先週都道府県基準局長の一部に命じましてその実態の調査等をいたしておりますけれども、いま御指摘のふん尿の問題につきましては、数年前から問題でございまして、御承知のよう国鉄当局と労働省いろいろ相談をいたしまして、いまの新幹線に見られるように、できれば全車両がタンク車のようなものに改造さればこの問題は全部片づくわけございますが、御承知のような国鉄の財政状況でもございますので、計画的にその実行に移るということで話し合いをいたしておりまして、すでに国鉄当局では、そのテンポがおそいではないかというおしゃりは受けたかもしれませんけれども、年々タンク車への切りかえ、そのためのいわゆる処理施設——いわゆる基地と申しますか、そういうものを全国の主要なところに確保するというような両方の施策を逐次行なつておらやうというふうに私たち承知いたしております。

リツで るめど まの ル、ル、ルんくじに對一式幹方高指進君來一空氣也

ますベンゼンゴムのり等のほかに、政令で定めるものといたしましては、β-ナフチルアミン、四アミノジフェニル、四ニトロジフェニルといつたような発ガソニ性物質を定めることを予定をいたしております。製造の許可につきましては、五十六条に規定しておりますジクロルベンジンのほか、ジクロルベンジンを含有する製剤その他のもとのいたしまして政令で規定するものといたしましては、α-ナフチルアミン、ジアニシン、オルソトリジン等発ガソニ性物質を規定することを予定しておるわけでございます。

○小平芳平君 そうするとこの五十六条、政令で定めるものを製造する場合は労働大臣の許可を受けるということですね。これは窓口は基準局によるわけですか、あるいは労働省の許可さえ受けられないので、その点ひとつ。

○政府委員(北川俊夫君) 五十六条の製造許可是、先生御指摘のように、「労働大臣の許可」でございまして、ほかの関係官庁等の窓口の経由といふことは必要といたしません。

○小平芳平君 そこで、この政令を定める場合、いろいろ問題があると思いますが、発ガソニ物質としまして、ほかの関係官庁等の窓口の経由といふことは必要といたしません。

○小平芳平君 そこで、この政令を定める場合、いろいろ問題があると思いますが、発ガソニ物質としまして、ほかの関係官庁等の窓口の経由といふことは必要といたしません。

○政府委員(北川俊夫君) 昨日、内閣と公害防止の連合審査で先生から御質問受けました際に、私ちょっとと先生の御意旨を取り違えまして、いわゆる活性炭の製造工場においてタールによる発ガソニの事例があるか、というふうに間違つて受け取りましたもので、その際に、そういう事例はまだ報告を受けおりませんと、こうお答えを申し上げましたけれども、いま先生御指摘の点は、コールタール

そのものによる発ガソニという事例は、イギリスに

も御指摘のようにたいへん問題がござりますし、日本でも、イギリスほどの事例はございませんが、若干そういう事例は報告は受けております。しかし、発ガソニ性の物質だら、それでどうしようというのですか。

○小平芳平君 まあ、イギリスでそういうガソニが発生した、日本でも若干タールによるガソニが発生したという報告があるということですね。ですか

○政府委員(北川俊夫君) タールを使いましていろいろ行ないます事業所におきまして、タールによる汚染の防止あるいはそういうものを吸収することのないような措置、屋内で使います場合にそういう措置を講ずることによりまして、タールによる発ガソニあるいはその他職業病の発生をぜひ防ぎたい。また、そういうことにつきまして、今回の法律、それに基づきますいろいろの規則で十分の規制をいたしたいと考えます。

○小平芳平君 そう抽象的にいつも言われるのですけれども、タール——要するにタバコが悪いのもタールでしょう。だから、タールが低いということはタバコが少し安全になつたと言えるのではなくですか。ですから、そういうタールを実際に吸い込む——皮膚に当たればもう皮膚ガソニになることはこれはわかつたわけですけれども、実際またガソニの研究所でも皮膚にタールを塗つてガソニを発生させているということですから、ですからタールを使用する工場で、タールそのものではないですけれども、絶えず吸い込む、それが肺にたまるかあるいは胃腸のほうに行くか、そういうことによつて肺ガソニあるいは胃ガソニということが発生する危険がないか、そういう点はどうとられるわけですか。

○政府委員(北川俊夫君) 昨日、内閣と公害防止

問題ですので大臣に御質問いただきたいのですが、いま北川部長とやりとりしている中に、タールを使う作業がある、このタールを使う作業の過程で吸い込んで肺ガソニになるか、あるいは飲み込んで胃ガソニになるか、私たちが調査した範囲では、肺ガソニ、胃ガソニ、肝臓ガソニ、きわめてそうしたガソニが多いということも、調査した結果明らかになつてゐるわけです。それは医学上不明だといふことでもそのままにされていましたのでは困るのですが、いかがでしょう。

○國務大臣(塙原俊郎君) 私もそのほうの知識は至つて弱いのでわからないのですけれども、たゞいま北川部長が答えましたように、医学界の権威の方にもいろいろ伺いましたして、御指摘のようなことがあつたら大問題でありますし、ことに、いまガソニ対策というものは大きな社会問題でもあるし、政治問題でもありますから、万全の措置をとらなければならぬと考えております。

○小平芳平君 それでは次に、これは労働省に——労働省だけの問題じゃないのですけれども、たとえばバターを黄色くするための、そのバターイエローというものが発ガソニ物質だというのですね、タール系の。それで作業をする人に肝臓ガソニが多いということはいかがですか。

○政府委員(北川俊夫君) 着色剤の中で、たとえばオーラミンというような黄色い色素については、発ガソニの可能性ありということで、いまの特定化学物質等障害予防規則の中で第一類物質として規制をしておりますが、先生いま御指摘の人造バターの中に入れる色素がはたしてそれであるかどうか、あるいはそれ以外のもので発ガソニ性のものであるかどうかという点につきましては、まだ調査が行き届いておりませんので、今後早急に調査を

います。ただタールを取り扱つてそれで胃ガソニになつたということはいまのところ聞いておりませんが、可能性その他のにつきましては、医学的に、

○小平芳平君 やはり大臣、この点も労働大臣の一存でということではありませんけれども、どうもガソニそのものが、大臣がお話しのように正体不明なんですけども、しかし、発ガソニ性の物質だといふものが明らかになれば、そうちした作業環境、作業員の健康管理はもとより、政治そのものが、経済そのものが方向を少し直さなくちゃいけないと思うんですね。いま、従来の政治も経済もそういう技術革新、産業発展でいきましても、私専門でございませんので、十分検討をいたしました

○國務大臣(塙原俊郎君) 先ほどからいろいろ発ガソニのおそれのある物質についてのお話を聞いておりまして、私もちょっとこういやかな感じがいたたのであります。たとえばいまのバターを黄色くするというようなことになりますると、われわれも毎日食べておるのでありますし、まあ、食べてどうこうというのではなくて、作業の過程においてというお話でもありましたけれども、ガソニというものは、いま、私しようとわかりませんが、医学界では一時不治の病とされたのが、いやこれはなるというような、世界的な権威がたしかたのであります。たとえば御研究なすつてるということも聞いておりますが、一方においてそういう努力が行なわれておるにかかわらず、いま御指摘のようなことで、逆に発ガソニのおそれのあるものがどんどん横行しておるというよなことになりましたら、これはたいへんございます。労働省所管としての仕事よりも、むしろこれは関係省といえば厚生省その他あると思ひますが、私もこれは重大関心がありますが、一方においてそういう努力が行なわれておるにかかわらず、いま御指摘のようなことを取り組んでいかなければならぬ、このように思つております。

○小平芳平君 それでは次に健康管理についてで
すが、大体定期健康診断をやりましても異状なし
となるんですね。私たちが作業環境の調査や公害
調査をやっても、もうほとんど企業の発表は異状
なしなんです。けれども、あれこれ追及していく
とみると、異状なしなんてとんでもない、こうい
う実態もある、ああいう実態もあるという事例が
きわめて多いところに問題があるわけです。です
から、この点についてはどう対処されますか。
○政府委員(渡邊健二君) 健康診断につきまして
は、今回の法案におきましても六十六条等におき
まして、従来行なっております健康診断よりも一
そう綿密な健康診断を行なうことにしておる
わけでございまして、特に有害な業務に従事する
者と健康について特に問題があるような方々につ
きましては特殊健康診断を行なうことをこの法律
でも規定いたしておりますが、そういう場合につ
いて、それが単にやるというだけでござなりに行
なわれませんよう、われわれといいたしましては、
特殊健康診断につきましてはどういう項目につい
てどういう健康診断をやるかといったようなこと
も定めまして、それが有名無実なものにならない
よう今後実効あるものにしていくようにしたい
と、かように考えております。

○小平芳平君 たとえば衆議院でP.C.B.について
の公聴会が行なわれましたが、たまたま私はその会
場に出ていたのですが、P.C.B.による職業病が発
生しているかどうかという委員の質問に対して、
企業側の代表で出来られた方は、現在において
も過去においてもP.C.B.による職業病はありません
など、こういうふうに当然のよくな管井をされる。
しかし、公害の学者の宇井純氏は、必ずあると、
P.C.B.による健康被害は、職場における職業病は
必ずある。ただ、いまのようなわけのわからない
健康調査だけでは発見できないので、あるのだと
いうふうに公聴会で答えておられましたが、こう
なった場合、労働省はどちらをとりますか。
○政府委員(渡邊健二君) P.C.B.を取り扱う業務
に従事するような方々につきましても、従前はそ

の有害性等われわれも十分に承知いたしております。せんでしたために、健康診断義務等が必ずしも法令上明確に事業主に課せられておらなかつたわけではござります。したがいまして、過去の点につきましては、そういう健康障害が生じているかどうか等について十分な健康診断がされなかつた点はあつたかと思うわけでございますが、昨年、特定化学物質等障害予防規則を制定いたしまして、それが課せられておりまして、現に昨年来その健康診断が行なわれておるわけでございます。

なお、私どもいたしましては、現在やつているものはそういう規則によります健康診断義務がございますが、過去にP.C.B.を取り扱い業務に従事していた人たちについては健康診断が行なわれておりませんので、ことしの四月通牒を出しまして、現在P.C.B.を取り扱う業務に従事していなくとも過去にそういう取り扱い業務に従事した者につきましては、これは特定化学物質等障害予防規則による健康診断と同じ健康診断をそういう過去に取り扱つた人についても実施するよう、通牒でその実施方を指導するよう全国に指示いたしましたところでございまして、そういうことで、過去に取り扱つて現在取り扱つてない人についても、健康診断が、四月に通牒をいたしましたので、逐次行なわれておるわけでございます。

○小平芳平君 それでは、この点についても最後に大臣にお尋ねして私の質問を終わりたいと思います。

で、いまP.C.B.の例を私申しましたが、要するに、企業で行なわれる健康診断、あるいはよくお役所で行なう健康診断はですね、健康調査はもう初めからないというような、疑わしい者は若干いるがたいしたことはない。まず公害被害地でも、職業による労働災害にしても、申し合わしたような報告ですよ、大臣。疑わしい者は若干いるが現在は問題ないとか、あるいは、過去においてこう

いう疑問が提起されたが、それは関係ないことがあります。たきようの最初に局長から御報告のあった、砒素による健康被害は、蓄積をするということ、あるいは再三大臣にお尋ねをした、まことに局長から御報告のあった、砒素が痛くなるのだ。そう言っていたのじや労災の防止にならないと思うのですね。ですから、頭からうらいたいしたことはないというそういう概念にのらないで、むしろ労働省は労働者のサービス機関であると大臣も常に発言されておられますので、絶えずこうした問題が提起された場合は疑いを持つてかかる。疑いがはつきりすれば救済していく。救済のルートにのせようという努力をなさつていただきたい。とにかくもう企業内の健康診査だけで、これで労働災害防止は事足りりなんというこのように考えますので、大臣の御意見を承りたい。

○国務大臣（塚原俊郎君） 小平委員、非常に御熱心に今日まで、たとえば宮崎県の問題、島根県の問題、それから採石、それからさらには列車における先ほどの御質問のような問題等会社にわたって、特にP.C.Bを中心としての御意見を交えての御質問、私はよく耳聴いたしましたし、今日までも実際各先生方の御質問を承つておりますので、労働省というものは従来の管轄からだいぶこれは前進してものを考え方なければならない。というのは、環境庁の仕事もあり、厚生省の仕事もある。もちろん、政府としては一体に考えなければならぬのですが、特に職業病というようなものを中心として考えますと、非常に分野が広くなつて、また国民の健康というものが、労働災害、これから労働者を守るためによき環境をつくるための努力を払わなければならぬということを痛感いたしておりますけれども、用的な診断をしていくとは思いませんけれども、

やはりP.C.B.一つをとらえてみましても、非常に最近のものというふうに承っておりますので、そういう面における配慮が足りなかつたという点はあるのではないかろうか。しかし、ただ都合で、あるいは医者が良心に反してまで妙な報告をしたとは私は考えたくはございません。しかし、まあ私自身も非常に健康でございますので、ほとんど医者にかかつたことがないからどうこう言うわけではございませんけれども、先ほど申しましたように、労働対策というか劳政というものは非常に広い分野に、しかも健康の基本になるような問題にまで伸ばしていくかなければならない、それが今日の急務であるということを十分念頭に入れながら、もちろん、今度の御審議を願つておるこの法律案もそうでありまするが、今後の劳政につきましてもそのことを念頭に置いて万全を期す決意であります。

○大橋和孝君 それでは私は、先ごろ起きました千日のデパートの火事の問題について少しお尋ねをしたいと思うのであります。これはいろいろあちらこちらで委員会でも問題になつておると思ってますが、私は、ちょうど火事の起こつた翌日ぐらいいにあの近くへ行つた関係で、特にその実際の様子を見せてもらつて、あまりにもびっくりをした状態でございます。もちろん、いろいろ調査の結果を聞きましても、あの建物についていろいろとあまり違法が少ない、こういうふうに報告されているにかかわらず、あのよう百十七名の死亡者を出したというような大きな事故が起きたわけでございまして、こういう問題について私はここに非常に大きな問題点が出ていふるのですが、おも立つた問題についてちよつとあとからお尋ねをしますが、これを調査を各省でされて、この問題について重要なポイントをどういうふうにお考えになつてあるか、それをまあ重複を避けて各省の考え方を少し伺いたい、それからお話をしましては、特に七階のキヤバレーにおられた方々

やはりP.C.B.一つをとらえてみましても、非常に最近のものというふうに承っておりますので、そういう面における配慮が足りなかつたという点はあるのではないか。しかし、ただ都合で、あるいは医者が良心に反してまで妙な報告をしたところは考えたくはございません。しかし、まあ私自身も非常に健康でございますので、ほとんど医者にかかったことがないからどう言うわけではございませんけれども、先ほど申しましたように、労働対策というか労政というものは非常に広い分野に、しかも健康の基本になるような問題にまで伸ばしていくなければならない、それが今日の急務であるということを十分念頭に入れながら、もちろん、今度の御審議を願つておるこの法律案もそうでありますするが、今後の労政につきましてもそのことを念頭に置いて万全を期す決意であります。

○大橋和義君 それでは私は、先ごろ起きました千日のデパートの火事の問題について少しお尋ねをしたいと思うのであります。これはいろいろあちらこちらで委員会でも問題になつておると思ってますが、私は、ちょうど火事の起つた翌日ぐらいいにあの近くへ行つた関係で、特にその実際の模様を見せてもらつて、あまりにもびっくりをした状態でございます。もちろん、いろいろ調査の結果を聞きましても、あの建物についてもいろいろとあまり違法が少ない、こういうふうに報告されているにかかわらず、あのよう百十七名の死亡者を出したというような大きな事故が起きたわけをございまして、こういう問題について私はここに非常に大きな問題点が出ていると思うのですが、おも立った問題についてちよつとあとからお尋ねをしますが、これを調査を各省でされて、この問題について重要なポイントをどういうふうにお考えになつているか、それをまあ重複を避けて各省の考え方を少し伺いたい、それからお話をしまりたいと思います。

が非常に多くなりになりまして、まことに痛ましい、また申しわけない事故だと考えておりますが、この火災を調査いたしてみますと、特に火災したと思われます三階部分での火災の発見と、七階部分のキャバレーへの火災の連絡、これが十分に行なわれておらないんとございまして、この火災の通報の問題が一つの大きな問題点であろうかと思います。それに続きまして、次の問題がいたしまして、火災を煙によつて知りながら、約百七十名の方が七階におられたようございますが、この方たちが大部分避難できないままおなくなりになる結果になつたという点につきましては、特に避難体制の欠陥と申しますか、十分でなかつた点が大きな問題でございまして、特にあの建物、御案内のごとく、キャバレーの部分に、近いところで直ちに使用できる階段が三つございますが、この階段が十分に使われておらない実態でございまして、なおこの階段のシャッターあるいはドアの開放状態は、現在も調査を続けておりますので、どのような状態にあつたか、どの程度使える状態にあつたか、これを調べてはおりますが、階段を使用しておりた方は、きのうまで調べた新しい状況では二名ばかりあるようでございまして、それ以外は全部はしご車あるいは救助袋が完全に使用状態にはなつておりますが、これを伝つて逃げられた方以外はあげてなくなられたということですございまして、この避難の不十分さ、これが非常に大きな問題と考えております。なお、それ以外設備関係の問題も多少ござりますものの、大きな点は、いまの避難問題が一番大きいと私どもは考えております。

な改造工事等が行なわれておきましたので、しようとちゅうい、るん
この七階のキャバレーでございますが、「ブレイタ
ウン」は昭和四十二年に売り場からキャバレーに
用途変更されたものでございます。まあ、この建
物を、私も現地へ参りまして詳しくは調査いたし
ておりませんが、一応拝見いたしましたところ、
一応消防厅のほうからも御報告ございましたよ
うに、現在の基準法に比べてみると、こまかい点
ではいろいろまだ完全とは言い切れませんが、少
なくとも従前の建築基準法の規定よりも相当設備
としてはいい階段等の設備があつたんじゃないか
というよう考へております。しかしながら、や
はりこういう問題が起つたということは、まことに
残念じごくございますが、これは原因とし
ましては、いま消防厅から御報告申し上げました
ような、いわゆる管理体制といったものが非常に
不備であつたことが言えるのではないかと
思います。内装の問題等いろいろございましたが、
階段が一つでも使える状態であれば、少なくとも
あんな大惨事にはならなかつたんではないかとい
うよう考へております。

い織維品を技術開発していくといふことが大事かと思ひます。で、あわせまして合成織維等につきましては、初めから燃えにくい織維の開発をはかりたいといふぐあいに考えておりますので、そういう面での強力な指導、そういうもので事故を防止してまいりたいといふぐあいに考えております。

○政府委員(渡邊健二君) 労働省関係について申し上げますと、この問題の調査は、現在現地大阪の基準局がいたしておりますが、やはりこれだけの犠牲者が出来ましたにつきまして、一番の問題は、特に従業員に多数の死傷者を出した七階の「ブレイタウン」について申しますと、やはり避難の問題が問題であったのではないかと思うわけでございまして、従業員が避難の場所等を必ずしも事前に十分知つていなかつたというような問題もあるわけでございまして、そういう前々からの避難についての教育、訓練、まあ、そういう点が最大の問題ではないかと、かよううに考へるわけでございます。で、今回の法案におきましても、安全衛生教育の徹底ということを規定いたしておりますが、就業時、採用時の安全教育等につきましては、十分にそういう緊急時の避難といったようなことを今後重点に置きまして、まずそういう教育から入らせまして、そうして今後二度とこういうような事故がないようにつとめていかなければならぬ、かよううに痛感をいたしておるところであります。

○大橋和幸君 まあ、いろいろ各省あれを聞かせていただきましたが、じゃ、ちょっとまず消防庁のほうからひとつお聞かせをいただきたいと申いますが、このようなところで、いまの消防の体制から入らせまして、そうして今後二度とこういうような事故がないようにつとめていかなければならぬ、かよううに痛感をいたしておるところであります。

な高層のビルもでてありますし、この前はソウルでは大然閣というのですか何かのホテルの焼けたとき、あれも百六十何名の死者を出したわけあります。が、あの例がありまして、大都市にたくさん高層建築物ができます。特に住宅の団地なんかも相当高いものがでてあります。その中でどういうふうになつておるのか。まあ、非常に団地そのものの火災についても私ども非常に危険に思つておるわけです。また、このごろは四十何階のビルもでておるわけです。この消防体制の中からいつたら、私は、いまそういう高層建築物に對してはほとんど不可能な状態になつてゐるのじやないかという心配を持つてゐるわけです。この今度の火事を見ましても、四階が五階ぐらいまでしか、ほとんどはしご車というものはきかなかつた、こいつうようなことから考えますと、一体はしご車がどのくらい威力を持つてこういう高層建築物に對することができるかということが問題だと思うのです。これはひとつ大都市の問題に對していま消防体制がどうあるべきかということに對する一、二の例を聞かせてもらいたいと思うのです。これはいろいろ過疎地に對しても問題があると思うのですが、その模型的なものをひとつとつていて、一、二聞かせていただけないでしょうか。

うものを示しております、人口規模に応じまして、さらにまた市街地密集地の数に応じまして、それぞれ都市の形態あるいは都市の構造が違つてまいりますので、それによつてあるべき消防力の水準といふものも変わつてまいります。たとえばはしご車につきましては、まあ、現在の一応の基準いたしましては、半径一・五キロメートルの範囲内に高さ十五メートル以上の建築物の数がおむね十棟以上ある場合に一つというふうな基準になつております。そういう基準によつて各都市ごとに計算をいたしまして、あるべきはしご車の数が出てまいります。さらにまた化学車につきましても、やはり危険物の数に応じまして基準があるわけでございます。したがいまして、同じようないつた中高層建築物の数なりあるいはまた危険物の数によりましておのずから差が出てくるわけでございます。で、一例を申しますと、現在、大都市のうち、まあ東京について申しますと、たとえば消防吏員数が現在約一万三千人、消防ポンプ自動車は四百七十台、はしご車が四十五台、化学車が五十三台、消防艇が九艇というような数字になつておりますが、中小都市のまあ代表といたしましてたとえば小田原市を例にとりますと、小田原市は人口が約十六万三千人でございますけれども、小田原市におきましては消防吏員数が百四十一人、ポンプ自動車九台、はしご車一台、化学車がなし、それからまた消防艇もございません。まあ「消防艇につきましては、小田原市の場合は「消防力の基準」によりまして別に配置をしなくともいいことになつておりますけれども、そういうぐあいに各都市間におきまして差はございます。

にまた、離島あるいは過疎地帯等におきましてと
ても常備消防を持つだけの財政上の力もないとい
うところにつきましては、組合をつくるか、ある
いはまた周辺の都市に委託をするかというふうな
形で、できるだけ全国的に常備化を進めて、それ
によって各地域の消防力の差をなくしたいという
ことで現在努力をしているような次第でございま
す。

に思ひわけであります。ほんとうに消防院あた
りではそうしたこと徹底的に考直してもらわ
ないと、これはこの事故と同じような、もうソウ
ルでは前にあつたわけですね。それからまた同じ
ようなことが繰り返される。おそらく今後も繰り
返されるというわけですが、そこで特に私は全国
の過疎のあれについてお尋ねを申し上げたのは、
過密のところに高層建築物ができて、過疎のところ
がほつたらかしてあると、過疎のほうにもやはり
りそした消防力の差といいますか、これが格差
が出てまいりまして、非常にまたおそらく問題が
出てくるんではないか、こういうようなことに思
うわけでございまして、特にそういう点で初めに
その考え方をお伺いしているわけであります。

対して万全な方法がいま考えられていると言えるのかどうなのか。私は、今度の災害を見て非常に不安と申しますか、私は、まだ七階で倒れて寝ている人を見てまいりました。あの姿を見たら、何らの故障がないわけですね。着たままで。きれいな顔をして、何やら普通に働いている、そこらで町で会う人よりはきれいなよう見えます。そういうような形で、何ら打撲をされた形もなければ、あるいはまた焼けた形もなければ、何もなくてなくなっているわけですね。ああいう悲惨な状態を見たら、もう少し考えられないかというふうなことを考えたわけであります。私はあの災害を見まして、この欠陥というものがやっぱり救助体制にありますということが、先ほどの報告にもありましたように、私もそういうように感じたわけであります。が、この現場での救助体制は一体どういうシステムで行なわれておったのか。あるいは、消防職員の訓練はどういうふうにされておつて、あれはその現場でどう利用されたのか。こういう点についても聞きたいし、あるいはまた医療機関なんかとの連携ですね、こういうようなものもああいう時期にはしなきやならぬだろうと思うんですが、それはどうなつておつたか。

詳しく述べて、実情を説明してください。

○説明員(青山満夫君) 大阪の千日デパートのケースについて申し上げますと、消防機関におきまして火災を覚知いたしましてから四分後にすでに出動しております。出動いたしました消防車両は全部で八十一台でございます。この八十一台の車両のうち、いわゆるはしご車が七台、それからいわゆるシュー／ケル車が五台出動しております。で、これが消火並びに人命救助に当たっております。消防職員が、出動数が三百五十名でございます。そのはしご車七台によりまして救助いたしました数が全部で五十名救助いたしております。その他、消防隊のシートによりまして三名を救助いたしておりますというようなかつこうでございます。

で、消防におきましてはそういうことで、現場においてまず救助すると同時に、それをすぐ医療機関のほうに搬送することになりますが、その搬送のほうは救急隊が受け持っております。救急隊は全部で出場隊数が十二隊でございます。その十二隊の救急隊によりまして五十三人を病院のほうに搬送いたしております。現在、火災出動と同時に人命救助並びに救助した者を直ちに病院に搬送するという形態で人命救助に当たつておるわけでございます。特に医療機関との関係につきましては、本部におきまして、どこの病院に医師がいるかないか、またベッドがあいているかないかということは、常時消防本部のほうにおいでござります。特に医療機関との連絡につきましては、本部におきまして、医療機関と密接な連携をとりまして、事故にあった対象をすぐ運ぶというふうな体制になつておるわけでございます。なお、そういう消防の救助並びに救急活動の訓練につきましては、これは私ども常に指導いたしておりますけれども、常時そのための訓練は行なつております。

○説明員(永瀬昌君) 補足させていただきます。

ただいま御質問ございました中の消防隊以外の

○説明員(永瀬章君) 補足させていただきます。
ただいま御質問ございました中の消防隊以外の

方に対します呼吸の保護具の関係を申し上げますと、これは消防隊が用います呼吸保護具は主として空気呼吸器を使つておりますが、非常に操作がややこしくあります。しかし、かなりの訓練を要するわけでございます。したがいまして、従来のホテル火災その他の火災で多数の方が煙のためにおくなりになつてゐる事実がございますので、私どもの研究所のほうで、まあ、たとえば旅館の部屋にでも備えつけておいて、煙の中を逃げていたら間でも呼吸の保護ができるような簡単な保護具を開発すべくいろいろ研究してまいりましたが、間もなく完成するというようなめどだけは立つております。

材の有毒ガスというような表現がされておりますが、実際にそういうたたかを調べてみまして、それがどういう影響を与えるか。これはネズミの実験でございますが、これを調べてみると、まあ有毒ガスの中で一番大きなのはやはり一酸化炭素でございます。一酸化炭素と、それから物が燃えますために酸素が不足いたしますが、この酸素が不足するという状態でございます。これは新材のみならず、およそ物が燃えますと一酸化炭素を出しますし、酸素が不足するという状態になるわ新建材のみならず、部屋の中に置く燃える物の全体の量、このものがやはり一番大きな問題になつてゐるのではないか。ですから、新建材だけを規制しても、これは全体の煙の量というものを減らすわけにはまいりません。むしろ、新建材を燃えない材料にします目的は、最初の火災が発生する段階でその発生ができるだけおくらせようといふことが主目的でございまして、煙の量全体を抑えるためには、そういった新建材のみならず、た衣料、あるいは机、家具類、そういったものまで総合的に判断しなければならないのではないかといふような感じを持つております。

それともう一つは、そのほかにも塩素ガスある

いはシアン・ガスといったようなものも、分析しま

すと、若干現実に出てまいりますが、いろいろな学者の意見を総合しますと、おそらくやはりそ

いつたものよりも、むしろやはり一番の原因は、

一酸化炭素、酸素不足ではなかろうかといふような

ことが現在の研究段階では言われてゐるわけでござります。

○説明員(永瀬章君) この煙の対策につきましては、主として建設省の規制のほうが大部分になりますが、なほ今後の問題といたしましたと、やはり物

が燃えます場合に、結局燃える物の量、これが大きければよけい出ますので、今後これの量の関係をどのように規制していくべきか、また、実情としてあまり規制し過ぎますとお困りの点も多出でまいります。そこ辺のかね合いをどのようにしていくべきか、十分検討していきたいと考えております。

ただ、先ほど出ました火災の初期状態に対しまして、火災の拡大を押えるためには、先般参議院のほうで御審議をいただきまして、いま衆議院に回っておりますが、防炎カーテン、あるいは劇場で使いますところの合板、天井の合板とそれから舞台で使います合板、これらができるだけ燃えにくるものにする、そしてそれの表示を明確にしていくことの法案を御提出申し上げまして御審議いただいたわけであります。そういうような面から、一つは、できるだけ火災が大きくならないようにして、燃えているその家には放水はない、進展をおそくすることによって煙の量をできるだけ少なくしていくこうという措置を考えております。

なお、煙感知器はある建物に対してもつけてお

りませんでした。と申しますのも、非常に古い建

物でございまして、消防法の消防用設備の規定が

こまかくきちんとできましたのが三十六年でござ

ります関係で、既存のものとしての適用がいまだ

法的にはかぶっておりませんので、つけていなかつたという状況でございます。

○大橋和孝君 そういう点が、私は非常に責任

上、もつと私はシビアに考えてもらわなければ困

ると思う。いま建設省のほうのお話を聞けば、一

酸化炭素が主である。その新建材にかかわらず、燃えるものがあればたくさん出てくるんだと、こ

ういうふうな考え方ですね。しかし、やはり

うためにほんとうにガスが燃えているのが証明さ

れている。私は、これは問題だと思うのですね。

そしたら、どれくらいの容量を使えばどれくら

いのガスとどれくらいの煙が出るということは、

ほん、いまの段階では計算ができると思うのですね。

こういうことでありますから、今度は消防の予

が燃えます場合に、結局燃える物の量、これが大きければよけい出ますので、今後これの量の関係をどのように規制していくべきか、また、実情としてあまり規制し過ぎますとお困りの点も多出でまいります。そこ辺のかね合いをどのようにしていくべきか、十分検討していきたいと考えております。

ただ、先ほど出ました火災の初期状態に対しまして、火災の拡大を押えるためには、先般

参議院のほうで御審議をいただきまして、いま衆議院に回っておりますが、防炎カーテン、あるいは

劇場で使いますところの合板、天井の合板とそれ

から舞台で使います合板、これらができるだけ燃

えにくるものにする、そしてそれの表示を明確

にしていくことの法案を御提出申し上げまして御

審議いただいたわけであります。そういうような

面から、一つは、できるだけ火災が大きくな

らないようにして、燃えているその家には放水はし

ないわけですね。隣のほうだけ水をまいて類焼を

しないわけですね。隣のほうだけ水をまいて類焼を

今後の検討を続けていきたいと思います。
なお、高層建築物に対しましては、実のところ、はしご車の能力といたしまして、高さにある程度の限界がござります。従来は三十三メートーのはしごが最大でございました。それが最近三十八メーターワンないし四十一メーターのはしごが開発されてまいりまして、これが大阪にも一台入つていたわけでござりますが、このはしご車も、無限に高くすることは、車両の関係もございまして、不可能でございます。したがいまして、十一階及び三十一メーターをこえます建築物に対しましては、主として建築基準法のほうで、内部避難をし、また消火の活動ができる、いわば、はしご車を使わないで消火をし、救助をする構造に建築構造そのものを持っていくように御努力願つております。一例をあげますと、震が関ビルのような建物でござりますと、途中に安全区画というものを設けまして、この点は、私どものほうからも建設のほうにいろいろお願ひいたしているわけでござります。しかし、その安全区画に多少煙が入つてしまふ。そこで飛び込んでいただきますと、煙も何も来ない。そうしてそこ階段は十分に下ままで使える。しかも、その安全区画に多少煙が入つてしまいましても、その煙を吸い出すところの装置までつけておりまして、そのほか、三十一メーター以上の建物では、火災の感知器にいたしましても、また、皆さんに知らせる警報の設備にいたしましても、強化いたしております。さらに、これらを集中的に管理いたしまます管理の部屋を設けました。そして、そこからいろいろな情報なり避難の指令の出せる統一的な管理室を設けなきやならない。また、消防隊用といったとしても、消防隊専用の上へ上りますエレベーター、これの設置義務等をつづけまして、はしご車の届かないところに起きますところの消火、避難体制の強化をはかつてきて、いる次第でござります。

のような方向を進めていくとか、もつと積極的なことがあって私はしかるべきじゃないか。今後そういうことで研究いたします、こうしますと言つたって、もう韓国ではそういう事例があつたわけでしょう。だから、またこの次にはそういうことが起り得るであろうということがいわれるわけありますから、しなければならぬ。特に私は、こういう大きな問題が起きたんですから、各都市にはそういう高層の建築物がたくさんある。また、そこで使っているものもいまと同じようなもの、置いてあるものもそういうものを置いてある。とすれば、それ以上のことが必ず起ることはもう明らかなわけなんですがね。きのうの新聞なんかを見てみると、自治大臣も都内を見られて、これも危険だ、あれも危険だと言っておられるわけですが、そんなことが一ぱいあるんです。それが、企業のサイドで、小さい零細企業がそれができるかどうかということが考えられるわけがありますけれども、そういうことに対してもやつぱり適切な処置をしない限りこういう事故が起るわけですから、起こることが明らかになつているのにそれをしないでおつては、私は意味をなさぬと思うんですよ。こういうようなことを考えてみると、いまさら私は、局長さんあたりがこないう答弁をしておられる間にどういう処置をされているかということをむしろ聞きたいと、こういうことに非常に焦慮を感じているんです。

しまして、現在の新しい法令の規定、これを適用していかなければ災害が防げないと考えております。この法令の適用をどこまで適用させていくか検討に入つておりますて、これをやらせない限りは、御指摘のとおり次々と災害が起ることが予想されます。

なお、先般続きましたホテル火災に対しましては、火災感知器の設置の義務を遡及いたしまして適用させたわけでございますけれども、この場合も、やはり資金的な援助を何らかの形で行ないませんと実行していただけませんので、そのときには、環衛公庫のほかに、県で単独に融資ワークをつくりまして、その融資によって実施していくだけという形をとったわけでございまして、今度の事故に対しましても、そのような考え方で、不十分などころに対して設置をさせて、事故を早く知り、早く知らせ、早く消す、この措置は十分とつていいと考えてございます。

○大橋和義君 今度の事故を見てみると、私はそういうふうな指導が徹底してないと思うんです。何とならば、三つの階段で屋上へ上がる口がありますけれども、みな施錠されているんですね。向こう側にいろいろな物を置いてあけられぬようになっている。こういうようなことは、私はやはり建築課のほうでも指導をされて、あるいはまた消防庁のほうでも、それを、実地を見て指導されていくなり、こういうことはもう注意されいるべきじゃないんですか。この七階でなくなった人が全部屋上へ上がついたらみんな助かりますね。空気の流通もいいわけでしょうし、火災のところからかなり離れています。ただガスと煙でいるホステスさん自身がそこに入り口があるのか行けばきっとみんな助かつたんじゃないかな。ところが、みんな施錠されているわけです。また、いろいろなものが張つてありますて、そこに傷いてあるのかも知らなかったということ、入り口があるなら、知つているなら、それを破つても出るかあるいはまた何かする方法ができたんですか、

これをされていないことは、平素からの指導がされてないということであろうと思ひます。これは、ぼくは消防庁のほうにも責任があるんじやないだらうか。あるいはまた建築課のほうからいつても、今までの何回かにわたる内部改装なりあるいは使用目的の変更のときには、おそらく指導しておられるわけですから、その意味でもわかると思うんですが、こういうものがやられてない。近所では、もうそういうことが——施錠されちゃったとか、こういうことがいろいろいまうわさになっておるわけですね。これはもう私は、地域ぐるみの防災なりあるいはまた防火なんということは、いまやかましく言われておることですから、もちろん必要だと思ひますけれども、こういう観点から申しましても、やっぱりおさなりな状態が続いているふうに私は思ひます。ですから、そういう観点から申しますと、ここらなんかでもうほんとうにもう少し徹底しているなら、この百十人ほど助けられたわけですね。また、建築のほうからいましても、私はあそこを見まして、外側に少しバルコニーがあつたならば、外側の戸を締めてバルコニーに出でていれば、私は、助けてもらえるまでの間、いわゆる危険な状態は防げる。私は、高い建物に対するバルコニーのあり方というものが一つあるんじやないか。部屋ごとにあれば、ちょっとバルコニーに出て窓だけ締めておけば多少助かる。下のほうから煙が出てきたりする場合があるでしょう。けれども、あのような場合を考えてみると、この建物のバルコニーといふものは、私どもも考えたことはなかつたけれども、あいうのが意味があるんじやないかい。特にあそこは屋上があるわけですから、屋上に出る通路もあるわけですね。これに出ておったならば、あそこにおる人はみんな助かつたんじやないか。それからまた、避難のための階段のことについては必ず防火戸ができているわけですね。その防火戸さえきちんととしていてくれたなら、避難路をずっと行けるわけですね。そんなことは考えられてるけれども、それが実際において用をなし

でいないというところに問題がある。こういうことを考えてみますと、私は、この問題を掘り下げて考えてきますと、そういうところに非常に大ききな問題点があつて、そしてむしろ國なり建築課なりあるいは消防庁のほうでやつてもらう事柄の、ほんとうに私ははずさんさがこういうようなものを見出かしてきただけやないか、こういうよくなきことまで考えられるわけです。ですから、今度のような場合に、ひとつ今後そういうことが起こらないために、そういういろいろなことに対してもっと掘り下げる、実際これだけのことをやればもう起こらないんだというものを、この際各関係省庁の方々が熟議をしていただきたいし、あるいはまた、ある程度の研究機関なら研究機関つくつていただけで、今後こういう事柄が続いて起こらないようにするためにはどうなんであつて、どれだけのことをしなければならぬということをひとつ徹底してもらわぬ限り、ソウルの問題があって今度また起こったようなこういう問題が、まだまだこれからまた繰り返されていくんではなかいか。こういうことを考えてみますと、私は、こういう意味での徹底をした考え方、こういうものに対してもうひとつの各省で相当な力を入れてもらわなければいかぬ時期になつてきてるんじやないかと思ひますが、そういう点、どうございましょう。

あけるべく処置をしてあつた、そして階段のマスターキーを支配人に渡してあつたようでござります。しかしながら、結果的にああいう形になつておりますと、私どもの見ますところ、非常に残念な事故でございまして、いろいろ設備はございましてもそれが宝の持ちぐされになつて使われていなかつたという点が非常に悔やまれてならないわけでございます。なお、今後ともこの設備の面と人の管理の面、ことにとつさの場合にそれが有効に使えるような体制を十分整えていただきための指導の強化、これに十分につとめていきたいと考えております。この火災の場合、各階段が全部下から上へほとんど全部が閉鎖されておりまして、普通の大きな火災でござりますと、階段室の防火戸がどこかあいていたために広がつたというのが通例でございますが、今度の場合は、全部階段が防火戸で締められていたわけです。あまり締め切り過ぎまして、屋上へ達するところの防火戸のかぎを持ちながらあけられなかつたのが非常に残念なことでござります。これらの設備とそれから管理という両方の面で今後ともさらに指導を強化いたしまして、再度こういうことが起こらないようになつたないと考えております。

なお、これにつきましては建設省からもお話をあるかと思いますが、建設省とまず一緒になりましてこの事故に対しまして原因その他を徹底的に究明いたしまして、最も必要なこと、また最も効果のある方法は何であるのか、これを究明した上で、それらについての対策を樹立していくかと思います。私どもも今後ともこういう事故が再び起こることはまことに残念なことでもあります。怠慢のそりは免れませんので、この点、十分な努力を払っていきたいと考えております。

○大橋和幸君 もうそのことばだけでなしに、各大臣にこのことを十分に通じてもらって、各省ができる、あるいはまた、これがありますと、これが起こらないというそういうはつきりしたものが

を出して、できるだけ早くそうしたものを持った。國民に知らしてほしい。國民はこれに対し非常に不安を持っておると思います。ことに、このごろたくさん住宅ができる、高層住宅におる人なんか、すぐ見て自分で身近に感じておる。これだけの狭さの中ではしご車が来て間に合うのかとか、いろいろなことがあると思います。今度の場合も、救助袋もほとんど使われてないわけですね。これがうまく使われておつたら、これで助かる分もすいぶんあつたろうと思ひます。こういうことを考えてみると、おつしやるとおり宝の持ちぐされだけれども、もつともつと言うならば、不徹底さがあつて、この責任はだれがとるべきか、私が考えたら、やはり国及び地方自治体がとるべきじやないか、私はそういうふうにまで思うのです。ここでは、御存じのように百五十八か何ぼかのたくさんの業者が入つてやつておるようですね。ですから、一人一人の業者に対しても相当な痛手ができる、中小企業の業者がその賠償もおそらくなかなか出せないでありますし、あるいはまた、そういうことなんかでいろいろなことが問題になつてきて、おそらくいまおつしやいましたような觀光会社とかあるいはスーパーの会社とか、そういうような形で三者が会つて、三者でいろいろ協議もされるかもしれませんと思ひますが、いずれにしましても、私は國の責任というのも少しはこで考えてもらわないと、それぐらいの責任を持つた觀点でこういうものを防止するための一つのスタートにしてもらわないと、なかなかこれはできないと思うのです。

う点をひとつ警察厅のほうからの御意見もちよつと伺っておきたいと思います。

○説明員（宮地事吉君） お答え申し上げます。
御案内のように、本件火災の直接原因につきましては、三階の呉服コーナー付近におきまして当

時電気工事をやつておりました作業員のたばこの火の不始末によるということが認められましたので、十四日の午後十一時五十分にその作業員を逮捕いたしました。現在取り調べ中でございます。

レイタウン」の責任者につきましては、防火管理上の問題、あるいはまた火災当時の従業員の誘導責任の有無について鋭意検査を進めている状況でござります。

○大橋和孝君 建設省にちょっとまとめて伺いますけれども、こういうような火災を見まして、定時の点検ということが私は十分にできなかつたんじやないか。ことに、いろいろな使用目的を変えられて改装しておられる、こういう段

○説明員(鶴仁義育君)この点につきまして、和現地で大阪市の建築行政の当局と資料等によつて調べましたところ、たゞ重なる改裝、用途変更をやつております。そのたびに手続が要る場合もございまして、手続の要らない小規模の場合もございまして、手続の要る場合にはちゃんと手續をとらせていただこうでございます。それから手續が要らない場合でも一応相談という形で適切な指導をしておいたようでございます。そういうた意味で、この建物につきましては、建築基準法上は少なく

うに判断しております。ただ、御指摘のように、非常に残念でございますのは、そういった設備がありながら、適切にかぎが非常時にあけられなかつたというような点、この点につきましては私どももたび重なる経験によりまして、たとえば防火戸があながら火災のときに締められていない。そういった苦い経験を私どもずっと経験しておられたわけでございまして、そのため、私どもといたしましては、できるだけ人のそういういた管で指導をしてまいってきております。そういうた意味で、私ども建築行政のほう、あるいは消防のほうと御協力して、これが点検がもし十分に行なわれていたとすれば、ある程度こういった事故が未然に防げたのではないかという感じがいたしますし、そういう点に関しましては御指摘のとおりでございまして、深くおわびしなければならない点があるのでないかというように考へておられる次第でございます。

○大橋和幸君 現在のような、先ほどから申しましたようなこういう用材がいろいろ新しくなつてありますね、中を美しくするためのじゅうたんとかなんかないいろいろなものがあるわけですが、そういうような状態になつてきて、いまの建築基準でそれに十分対応できる水準にあるのかどうか。私は、いまになつてきたらもう少し水準をえて、いわゆる建築基準のあり方をもう少し検討し直す必要がある。もっと補強するといいますか、それを何かしなければそういうことが徹底的に取り締まらないのじやないかと、こういうことをまた起らせておきたい。もう少し問題になるのではないかと思つておられるのですか。

一月から大改正によりまして施行しているわけでございますが、この昭和四十五年に国会を通していただきました大改正によりまして、この改正では主として防火避難、人命の安全確保という問題を中心に抜本的な大改正をいたしたわけでござります。そういう意味で、三階以上の建物の中の内装材につきましては、先ほど申しましたような難燃材料あるいは不燃材料を使うようにというような規制をいたしております。そういう意味で私は私どもとしては、現在の規定は現在の段階ではこれで十分であるというふうに考へておる次第でございます。ただ、先ほども申し上げましたようないいえ、有毒ガス等、そういう点につきましてまだJIS等につきまして不十分な点があろうかと思ひますが、そういう点につきましては、もちろん研究の成果が出来次第、必要な限度において改正をするということは考えております。

○高山恒雄君　ちょっと関連。いまおっしゃつたように、四十五年に新しく建築法に基づいて燃焼建材は使用してはならない、公共施設あるいは旅館その他。ところが既存のそういうものに対しても改善を要求する命令を出すことができるというようになつておるでしよう。なつておるんでしよう。——それをどうしてやらなかつたかということですよ。

○説明員(教仁郷吉君)　先ほどもちょっと御説明いたしましたが、現在の建築基準法上は一般的には新しい改正規定は、古い既存の建物に対しては適用できないということになつております。しかしながら、非常に危険だと思われ、判断される場合には、基準法十条によりまして、既存の建物といえども是正命令を出すことができるということになつております。御指摘のとおり、こういった規定がありながら、この建物に對しては検査の上、そして是正命令が出されなかつたといふことはまことに怠慢のそりを免れないんじまらないか、私ども非常に反省しております。そいつた意味で、従来ホテル等の火災が頻発しました人身事故が非常に起つた關係で、ホテル等に

に地方公共団体を督励いたしまして、そういう一つた既存の建物について一斉点検を行なつて十条の命令等を出しておりますが、残念ながら、こういった複合ビルまで現在のところ手が回つていなかつたということは非常におわびしなければならない点じやないかというように考へておられる次第でござります。

○大橋和孝君　いま触れられました改善命令といいますか、ちょっと調べてみますと、これは四千五百件ぐらいのところで改善命令を実際行なつたのは三百七十九件というような報告も聞いているわけですね。そうすると、こういう改善命令が出されておりましても実際はなかなか実行されない。あなたのいま言つておられるように、いまの建築基準法でよろしいのだと言うておられて、も、その建築基準法で改善命令を出しておられたも、実際にはそれが不徹底な結果になつていてるという例もあるわけですね。今度のような場合でも、もし監視体制、そういうものを徹底し、悪いところに対してびしひと改善命令を出しておられるならば、こういうこともだいぶ防げたであろう。たとえて申せば、あの建物でいろんなところを考えればあるわけですね。それから、ことにこれは古い建物であるからということで非常に改善されてない面がたくさんあるわけです。こういうことは裏を返せば確実になつてくるわけです。ところをずっと考えてみると、もう少しそういう点をやらない限り、いまの基準法だけつこうでござりますといつて、こういう事故が防止できなないと思うのですよ。ですから、改善しなきゃならないということを建築上から指導しておきながら、四千何百件という中でわずか三百、一割にも満たないわけですね。そういうふうなことで、その実態で済ましていくのにはおそらく何かの躊躇があるからだと思うのです。それができない問題点があるからだと思う。そういうことまで掘り下

げて指導しない限り、これは改善されていかない。といって、命令を出します。しないほうが悪いのですということだけでは、実際行政の面からいって、私は片手落ちになると思うのですね。もう一つ、そこに何か欠陥がある、改善命令出してもできない理由はどこにあるのだということを見きわめながら、やはりそれを指導していくのが私はほんとうの行き届いた行政じやなかろくか、こういうふうに思うわけです。そういう意味で、私ずっと見てみますと、ほんとうに消防のほうにも先ほど申したくあいに不徹底さがあるけれども、私は、建築の場合にも非常に大きな不徹底さがあるのじやないかと思います。今度の場合、ここではことに難居ビルなんですね。ですから、いろいろな意味で入っている人たちに、建築のものに対する利用のしかた、そういうことに対する管理のしかたということに対しては非常に手落ちがでやすいわけです。百五十八も入つてみると、それはなかなかうまく徹底しないわけですね。私は建物の管理というものは、やはり絶えずやつていかなければならぬわけですか、その監視体制をやはり建築課では指導する必要があると思う。今度のような、こういう特殊の場合、これはほかにもたくさんあるわけです。同じ居してたくさん的人が入っているビルというのは、大きければ大きいほど、あると思うのですが、そういうものに対する対策としてどういふうに指導されるのか、私は建築課の立場でももう少しやらなければならぬと思いますが、建築課としてはどう考えておられますか。

○説明員(教仁卿君)　ただいまの改善命令でござりますが、御指摘のとおり、命令を出すのは簡単でございますが、これを実行させる担保をどう

設置が講じられておりまして、現在の集計では昨年度約三億円くらいの融資が予定されている模様でございます。しかしながら環衛業種以外の業種につきましては、まだそいつた融資の制度がございませんので、来年の予算におきまして、私どもいたしましては政府系金融機関、いろいろな金融機関ございますが、そういったところにお願いいたしまして、いろいろな業種にそいつた融資の道が開かれるよう努力してまいりたい、こういうように考えておる次第でございます。

○大橋和孝君　徹底したひとつ指導をしてくださいね。そんなことじやともだめだと思います。もう言われることは、やはり筋道はついでおりますけれども、実際に行なわれてないわけですが、どううように考えておる次第でございます。

〔委員長退席、理事高田浩運君着席〕

トル、そして私たち名古屋の中に住んでおりますが、たとえば名古屋駅の前あるいは東京駅の前で、道路の下をどんどん掘っていて、そしてビルとつないでいく。それが延々とこの延長されいくという現況です。しかもその地下施設に就労しておる労働者が実に五万人、そして一日に日本の国民がそういう地下街を利用して、いわゆるショッピングあるいは通行によつて使用しているのが、実に驚くなれ一日に一千二百万人といわれておりますが、そういう状態を考えますと、たとえばその中で火災が起きた。いまのお話のように新規材あるいは合成繊維、そういう商品、そうしたものが燃焼いたしますと、当然有毒ガスが発生をするわけです。そういたしますと、あの地下街の通路というものはまさに一瞬にして私は煙突の役目を果たして、しかもそのビルとビルをつなぎだり、あるいは古い商店街から新しい地下街をつくっていく。その間隙には必ず閉鎖されるところがあるわけです。したがつて、総合的な関係がない以上、もし火災が発生をしますと、その当該の商店街だけ締めてしまう。中に人がおるかおらないか、そういうものを検索するまでもなく、とめてしまふようなおそれなしとし得ないわけでありまして、幸いにしてまだ日本には地下街の火災事件がありません。しかしながら、いつ何どきそういう災害が起きるかわからないわけでありまして、そういう点を考えますと、労働安全衛生法案の中にも、事業者は危険が予想される場合労働者を退避させなければならぬと、こう明確にうたつてありますけれども、労働者だけではなくして、それを労働者が中心になつて、通行者なり一千二百万人になんなんとするこの通行者をいかに誘導するか、こういう問題がやはり問題点になつてくると思うわけで、そのうち、そのほか避難対策のほかに、日常におけるところの換気、もし火災が起きた場合には、その有毒ガスをどう地上に排出させるのか、あるいはまた日常におけるところの、これは快適な労働条件ということにも関係がありますが、環境汚染の問題、こうした意味を考えま

こと、建設はもちろんのこと、厚生とか自治省とか警察とか消防とか、そういう各方面にわたる政策の一本化、これが必要だと実は思うわけです。そういう点について各省の施策を見ますと、まさに私はばらばらである、こう指摘をせざるを得ないわけです。

特に、いま高層ビルの災害の問題が課題になつておりますが、この地下利用施設に対する対策というのは、まさに私はおくれておると言って過言でないと思います。したがつて、この問題についてどう対処されておるのか。そうして、その横の各省の連携を今後どのように取り扱つていかれるのか、この点はせっかくきょう労働大臣がお見えになりますから、近く閣議の中においてもひとつ、この徹底をしていただきて、早急に抜本的な対策を立てられるよう、いつ災害が来るかわからぬ、災害というのは忘れたころにやってくるという事例ですから、どうぞひとつその点を留意されまして対策を講じていただきたい。これを関連の問題としてひとつ御質問申し上げたいと思ひます。

○國務大臣（塙原俊郎君） 今回の大阪千日前の事件につきましては、なくなられた方々、心から御冥福を祈りますると同時に、けがをされた方々の一日も早い回復を祈つておるわけであります。あの事件の起きました直後、自治大臣とそれから建設大臣、私のほうも労働基準法に基づく安全衛生規則第九十八条によつて、避難階段あるいは避難用器具、これの有効保持についての問題もありますので、いろいろと協議をいたし、また私から文句をつけた点も多分にあつたわけであります。ただいま地下街の問題も出ましたけれども、これも私は非常に重大関心を持っておりまして、すでに労働省におきましては政務次官を中心といたしまして、地下街対策の研究、検討というものを真剣にやっており、また取り組んでおるわけであります。また、各省においても、おそらくそういう機会があると私は存じておりますが、先生御

○大橋和幸君 じゃ、今度はひとつ労働大臣お急ぎのようですが、労働省のほうの側に質問をしほってちょっと伺いたいと思います。

特に今度の事件を見まして、やはりこのたくさんなくなっている人たち、あそこで働いている労働者になるわけですが、こういう人たちは非常に雇用関係が不明瞭である。こういうような形で、非常に現場に行って聞きましても、また労働省のサイドからこれを見られましても、非常にこれは問題点があるわけですね。こういうことを、労働省のほうはどういうような点から、こういうようなものを今後どうしていこうかというような形をもう少しはつきりしていただきないと、またこういうような形が多く出てくる。むしろ、ここではお客様さんが案外助かっているんですが、ここにいる労働している人たちが非常になくなつた人が多い。百分率でいえば、労働者のみならず、いまの地下街、ことに、いまあげられた人數というものを考えますと、これはたいへんな問題だと私は考えております。いま御審議を願つておりまする労働安全衛生法案につきましても、これが通過いたしましたならば、たとえば新規採用者に対しのを考えてみると、これはたいへんな問題だと私は考えております。いま御審議を願つておりまする労働安全衛生法案につきましても、これが通過された不特定多数の方々にも非常な影響を与える問題でござりますので、今後とも御趣旨のように、教育の徹底、先ほど率先して労働者が誘導しない私自身かなり建設大臣と自治大臣に文句をつけておる立場にありますので、今後とも、閣議その他の場所においてこれを反映し、ただいままで質疑応答のありました点を踏まえまして、あまり好きなことばではございませんが、福を転じて福となすという処置をとらなければならぬと強く考えております。

あるいはまた、いろんな意味で、たとえば賃金の支給されると、もう少しやはり、雇用関係の不明瞭さを見ると、いろんな問題が山積しているわけです。こちらのあり方、——それだけにこういう人たちの被害が多かったじゃないか。また同時に、なくなつた人がたくさんおつたわけですか、そういう方の補償関係を見ましても、関係しておる四社でこれは一億五千万ですか、見舞い金として出すのは。まあ、新聞で報道されているのを私は読んだんですけれども、いろいろ考えてみますと、もう少しいわゆるこういう不安定労働者——まあ、日雇い労働者に似たような形で不安定である労働者、こういう者に対して労働者としては、こういう時期に、こういう大きな被害が起つたときに、もうへん考え方直してもらつて、そうして、こういうものをもう少し安定した職業としてこれを位置づけていかなければ、やはり働く者の補償にはならない。あるいはまた、いろんな意味で人権も守られないというふうな形も考へられるわけでありますから、いろいろ困難な条件は十分私も理解できるわけですから、それを困難としておかないので、やはりいまの賃金のあり方から見て、もっと安定をした労働条件のもとに働けるようにしないと、こういう災害のときには一番大きなかおりを受けるのじやないかと思う。こういうことにつきましての、ひとつ労働省との見解をお聞かせておきたい。

○國務大臣（塙原俊郎君）この事件が起きました、直ちに係官二名を派遣し、さらに政務次官を团长といたしまして、関係官を現地に派遣したのであります。北川部長も現地に直ちに、はせ参じた一人であります。北川部長も現地に直ちに、はせ参じた人であります。われわれのほうの所管といたしましては、まず、当面労災の補償の問題といたしましては、まず、当面労災の補償の問題と、いうものが非常に大きな問題となつております。その対策に万全を期しておるわけであります。で、何名ぐらいの者があつたかということがもし必要でありますならば、政府委員をしてその数等について

では答弁させまするが、また、一般客の問題題につきましても、業務上の災害と見なされる者もありますし、それよりも大橋先生御指摘のような、こういう環境に働く方々の時間の問題、賃金の問題、やはりいま、このようなかで、あいつた形のものがあることは、これは實際でございます。しかも、なくなられた方を新聞等で拝見いたしましたと、またいろいろ報告を受けますると、非常に生活を助けるためにお子さんのある方々が、非常な無理をされておるというようなことは、非常に胸を打たれるわけであります。ですから、そういう方がもっと健全な職場で働くというような措置、それから賃金の問題、労働条件の問題もあるでしょう。これは労働省といたしましては、この問題を特に契機といたしまして真剣に取り組まなければならぬ、このように考えております。

○大橋和幸君　ここの中を見ましても百五十八とか、いろいろあるわけですが、相当零細な企業が入っているわけですね。零細と言つては失礼かもしれないが、零細の人が入っておられるわけです。これをずっと聞いてみると、なかなか、ここに働いている人たちの労災保険の加入率、——もちろん先ほど申しましたようなこういううホステスさんのような方たちは特にそうだろうと思うんですが、そういう形で、やはりこうした外そういう適用が十分でない、こういうような形があるわけとして、おそらく今度のなくなつた人の中にも労災の適用を受けられない人たちがたくさんあるんじやないかと思います。いろいろ話を聞いてみますと、そういう氣の毒な人たちには、まあ、いろいろ便法も考えられるかもしませんけれども、やはりこういうふうな雇用関係をもう少しここで明確にするような方法をひとつ考えていただかなければならぬ時期ではないか、こういふうに思うわけですが、その点いかがですか。

○政府委員(渡邊健二君)　今回なくなられました方々のうち一番多いのはブレイタウンの従業員の方々でございますが、この方々がなくなられた方

だけで七十九名おられます。ブレイタウンは労災保険に加入しておられますわけでございまして、労災保険は、そういう場合には、日雇いとか臨時とかそういう雇用形態にかかわりなく、適用事業所であれば、そこで業務上災害にあわれた方に対しても全部保険の給付がされるわけでございます。したがいまして、そういう場合には、今回も労災保険から給付されるわけでございます。なお、お客様の方々の中にも、取り引き先の接待等々業務上で来ておられたと思われる方がおられまして、そういう方を含めますと、なくなられた方だけで八十四名、負傷者が十四名、こういうふうになつておりますが、この方々につきましても、現在までの調査の状況では、いずれも労災加入事業場であるというふうに見られますので、業務上災害にあられた労働者については、今回は労災保険から支給がし得る、かように考えております。

○大橋和孝君　その百五十幾つかあるところの人たちもみな加入しておりますか。

○政府委員(北川俊夫君)　現今までに調査いたしました段階では、ブレイタウンの従業員が主体でございまして、下の二チあるいはそれ以外の織維関係のスーパー等で働いておられる方、労働者が死亡ないしは負傷を受けたというのはまだ把握しておりません。

○大橋和孝君　私は、それに関連してちょっと質問しているわけだけれども、こういうふうな中小企業関係の人では、そういうふうなところに入っていない人がわりあいある。それが今度の業者の中にあるなしは別だと思いますけれども、いろいろそういうことがあることを考えますと、やはり労働省のほうとしても、やはりホステスさんにもそういうことがあったと同時に、一べんこの時期に振り返つてもらつて、そうして事業場でいまの法規に触れるような範囲はできるだけひとつそういうふうなことに適用させていただいく必要がこの中にあるのじやないかという感じがいたします。

私はこういうような繰り返しの中で、やはり労働省側でこういう災害を防止するためのいろいろな策、これは、やはり先ほど大臣からもお話をありましたように、避難の器具とかいろいろそういうことに對しても、労働上の問題から、労働省の側から、そういうことに対するいろいろな規定によって指導されているわけでありますけれども、今度の問題なんかでも、そういううサイドから見ていろいろな考え方される点がどういうところにあつたか、ひとつ労働省サイドから今度の事件を見て様子を聞かしていただきたい。それが今後のそういう災害防止のための一つの大きな方向づけにならうと思いますから、ちょっと聞かしてください。

○政府委員(渡邊健二君) 現在までのところは労働基準法に基づきます諸規則によりまして、こういう場合も含めまして安全衛生をはかつておるわけでございまして、今回の場合の関連で申し上げますと、たとえば避難口等については、これは有效地に保持しなければならない義務が使用主に課せられておるわけでございます。今回の場合、特に従業員が多数なくなりましたブレイタウン等につきまして、避難口の有効保持等にブレイタウンの使用主側として違反があつたかどうか、その点につきましては、ただいま現地の極力関係者等々を取り調べておるわけでございまして、現在までのところ、まだ明確な段階には至つておらないわけですが、今後ともそれら諸規則につきましては、常時厳格な適用をはかりましてこういうことがないようにならしたいと思ひますし、今後の法律では、新しい二十五条で緊急の場合の使用者に待避させる義務等も課しておるわけでございまして、それら一そろ厳格な適用によりまして、今後二度とこういうことがあつてはならないと思いますので、そういうことで監督指導をしてまいりたい、かように存するわけでございます。

○大橋和幸君 これは労働安全にもそういうふうなことがあるということをもちろん私も了解しておりますのですが、私はこの事件を見まして、やはりこれは避難を指導するというのは、むしろ現場で

働いている人たちにやはり非常に大きな役割りがあるんじゃない。これは経営者にその責任を持たせることももちろん当然必要だろうと思いますが、まず一番初めに労働災害を安全に導くための指導ということは、やはりその働いておる場所の人々が最も身近に自分の危険を感じるわけですから、そういうときに指導するということはこれはたいへん必要なことではないか。そういうことから考えますと、やはり災害防止指導員という形の問題ももう少し位置づけをして、そしてこの働いている現場の人たちがそういうことをもうやらないければいいかぬということに私はなつたほうがよりいい感じやないかという感じを持ちますので、ひとつつけ加えておきたいと思います。

それからちょっと大臣もおいでござりますから、これとは関係がございませんが、この問題も今後の災害を防止する上において少し関連すると思いつで、大阪のあの尻無川の問題を私はここでひとつ大臣に考えてもらいたいと思います。その問題点は何かと申しますと、あそこで御存じのようにもう御調査もなつておりますから、工法の中でいろいろ問題があつて、そして、あの工事は中止命令が出されておる。ところが、あれの経過について詳しくは時間がありませんからごく簡単に問題点だけを申すわけですが、そういうふうなことで行なわれておりますが、そういうよの災害の防止の実施計画によつてその現地のいろんな工事を見ても何といいますか、空気ケーリン工法とかなんとかいつておりますが、そういうふうな形で行なわれているのに災害が起きたわけだから停止になつた。それが停止になつたのが、ほんとうに災害が防止できるという的確なあれがなかなかにかかるわらずその事業が再開された。私は、今度の会議を通じましても、十分なことがされないうちに重なつてくるようなことを考えますので、やはり、こここの問題なんかもいろいろ問題点があるのではないかと思いますが、こういうことについてどういうふうな把握をしていらっしゃるか。

○政府委員(北川俊夫君) ただいま御指摘の尻無

川のケーラン工事の再開でございますが、これは昭和四十四年の十一月の二十五日に災害が発生をいたしまして、直ちに作業停止命令を労働基準法に基づいて基準局長が発令をいたしております。ただ、その後事故発生の原因等につきましていろいろ検討いたして、その安全確保につきまして一応のめどが方策として立ちましたので、その点につきましてそれぞれ業者に対しまして十分な指示をいたしております。しかも、その施策が行なわれたかどうかの確認措置をいたしました後に、一月の十七日に右岸及び左岸の潜函工事につきまして作業停止命令の解除をいたしております。その際に行なわれました措置といたしましては、たとえばシャフトの継ぎ手ボルトのすべてをJIS規格に適合するようにならえて、あるいはシャフトのトピ控えを設けていること、あるいはシャフトの継ぎ手部分のバッキングを取りかえる等々でござります。

なお、災害の現実に起きましたのは中央の潜函・ケーソンでございますけれども、これにつきましてもいろいろ実態を調査をいたしまして、いま申しました措置のほかにロックが五つございまが、そのロックのうちの一本をマンロック一人専用のロック——に専用するということを加えまして、そのほかにかなり指導的事項をも加えまして、これも災害が再び起こる心配はないといふ確認のもとで二月五日に中央ケーソンの作業停止命令の解除をいたしました。安全性につきましては、われわれ十分確認した上で作業停止命令の解除をした、こういうふうに考えております。

○大橋和幸君 ことにその問題はもう少し掘り下げていかたいと思いますが、時間がないからあれば、どうするか、ひとつ十分にこれを配慮して災害が起らぬないようにしていただきたい。こうお願ひしております。

もう一つ、大臣のほうにおかれましても、そういうような形でございますから、今度の問題でひとつ十分に各大臣と連絡をとつていただきたい、こ

れをやつていただきたいということをお願いしておきたいと思います。
それから通産省から来てもらつておりますので、ちよつと一言お願ひしておきます。これもちよつ

いる検討いたして、その安全確保につきまして一応のめどが方策として立ちましたので、その点につきましてそれぞれ業者に対しまして十分な指示をいたしております。しかも、その施策が行なわれたかどうかの確認措置をいたしました後に、一月の十七日に右岸及び左岸の潜函工事につきまして作業停止命令の解除をいたしております。その際に行なわせました措置といたしましては、たとえばシャフトの継ぎ手ボルトのすべてをJIS規格に適合するようにならべること、あるいはシャフトの動搖を防止するためにすべてのシャフトに控えを設けていること、あるいはシャフトの継ぎ手部分のパッキングを取りかえる等々でござります。

西・ケーツンでござりますけれども、これにつきましてもいろいろ実態を調査をいたしまして、いま申しました措置のほかにロックが五つござりますが、そのロックのうちの一本をマンロック——人専用のロック——に専用するということを加えまして、そのほかにかなり指導的事項をも加えまして、これも災害が再び起こる心配はないという確認のもとで二月五日に中央ケーツンの作業停止命令の解除をいたしました。安全性につきましては、われわれ十分確認した上で作業停止命令の解除をした、こういうふうに考えております。

○大橋和孝君 ことにその問題はもう少し掘り下げていきたいと思いますが、時間がないからあれますが、ひとつ十分にこれを配慮して災害が起らないようにしていただきたい。こうお願いしておきます。

もう一つ、大臣のほうにおかれましても、そういうような形でございますから、今度の問題でひとつ十分に各大臣と連絡をとつていただいて、こ

おきたいと思います。それから通産省から来てもらっておりますので、ちよっと一言お願ひしておきます。これもちよつと話をしたいと思いましたが、お願ひしておきました。

○化学繊維あたりで非常に毒ガス性のものが出来たり、あるいは燃えやすかったりいろいろなものがあるのです。規制するとか、あるいは責任を明らかにするような方法を考えてもらうとか、あるいはまたいろいろな繊維に対する規制をしてもらうとか、何か一つ基準をつくってもらって、こういうようなことを考えてもらわなければならぬ時期でありますから、特にその点をひとつ大臣のほうでもお取りあわせいただいて考えていただきたいということを要望しておきます。

○高山恒雄君 労働省にまず聞きたいのですが、先ほど大橋さんからも御質問が出ておりました。が、こういった移動の激しい従業員ですね、雇用対策その他は全部やっているのかやつていないのか。実際問題として、十三日でしたか火災が起こって、実際に死体の整理ができたのは十六日でしょう。先ほどおっしゃったように、八十四名の死亡者に対して現在十四人だと言われましたけれども、私は、入院中の人が十二名だと思うのですが、これには人数はどうともいたしましても、実際の雇用の手続その他が完備されているのかどうか、その点をちょっとお聞きしたい。

○政府委員(北川俊夫君) 基準法に基づきます。諸手続といたしましては、今まで確認しておりますのでは、プレイヤーにつきましては基準法適用事業場としての届けには出ております。それ以外の労災保険の適用につきましては、これは届けが出ておりまして、適用事業場として成立をいたしております。

なお、それ以外に、いまおっしゃったように個々の労働者につきましてはたいへん職種柄移動の激

の届け出その他の義務はございませんが、これは基準法上の特設事業場がその労働者名簿を具備するということが要件とされております。賃金につきましても賃金台帳に記載を明記するということございますが、その点につきましても私は今週の月曜に現地におもむきましたときに書類等を若干見ましたけれども、私たちがああいう職種の事業所で考えますよりも書類については整備しておるようでござります。ただ、いま御指摘のように、なくなられた八十四名あるいはそれ以外の負傷者五十数名の方につきまして、そういう雇用関係の確認あるいは賃金台帳の整備というものが完全であるかどうかは今後十分調査をして、早急に補償あるいはその他療養費の支給等につきましては支障のないようういたしたいと思います。

て、こういうような業種につきましても、今後採用しましたときに、それが短期間の労働者の方でありますても、特に一番重要な緊急時の避難とそういうこととの処置が不十分だったために犠牲者が多く出るというようなことは今後ないようになります。

○高山恒雄君 まあ、むろん、支配人が自分が一人だけ逃げてしまつてかぎも持つて行ったということが出でているのですが、警察の調べでもそれが事実らしいですね。そうなつくると、先ほど建設省なり消防庁からお話をありましたように、実際問題というのは現地教育ですよ。現地教育は消防管理的なものは消防署がやるとしましても、その内部におけるところの施設というものがどうなつてゐるかというのは、「これはやっぱり労働省関係の管理者が指導しなくちやいかぬ」と、こう思うのです。こういう点が非常に抜けている。したがつて、たとえ一ヵ月でも二ヵ月でも雇用した限りにおいては、人命を尊重するという意味からも、われわれは營利のためにやるのじやないのだから、君たちの危険をどう防止するか、どう衛生的に君たちが健康であるかという点を指導するんだということを三三人でも四人でも採用した者については完全に指導しておけば、ああいうことはなかつたと私は思うんですよ。非常口は三つあるんですよ。新聞で見ましても、その三つの中で一つは完全に戸もあいておるわけです。ただカーテンが下がつておるだけで、そこにさえ行けば退避できたわけです。それができないというのは、指導がしないといふことが私は問題のやはり大きなボイントだと、こういうふうに考えておりますが、どうか、その点は、今後の問題として、特にあいづら六階、七階という階上にあるキャバレー等については特段の考え方を変えていかなくちやいかぬのじやないかという感じがいたしております。こ

これは私の希望として申し上げておきます。

時間がありませんから簡単に申し上げますが、これは建設省ですが、今度の問題で一番問題になりますのは、いろいろ、まさにこの時間に付ります。

た意味で排煙設備の管理というものの指導、これが非常に必要ではないかというように考えておる次第でございます。

それで消防法の規制どおりにできておったとは言ないのじやないかという気がするのですが、この点、どうですか。

しては、階段を主体にいたしてはおりませんもの、しばしば逃げおくれるケースがござりますので、これに対する救助袋の規定がござります。低い

規制のあるものについては措置されて、ある程度
できただったということも私は言えると思うので
すよ。けれども、たとえばこれはまあ全般的なビ
ルを見てもいいんですが、排気設備ですね、これ
がないんですね。そうすると、先ほどえらい金が
要るようになりますけれども、私は、いまの日
本のビルは相当の窓がついているし、旧来のビル
でも、窓としてはかなりありますから、それに適
当な排気設備というのはそう金は要らぬと思うの
ですよ。そういうものこそいわゆる改善命令でやっ
ておく必要がビルに対してはあるのではないか。
そう大きな構造じゃないです。これは根本的に
考えなくちやいかぬ。なぜかならば、スプリンクラー
ーはあるんです。スプリンクラーはあっても、
ある程度の火災が出なければスプリンクラーは働
かない。今度の場合は煙に対する設備としてそれ
を防止するものは何かというと、やはりいわゆる
排気循環装置があればあそこまでいかぬで済んだ
のではないかという気がするんですよ。この点、
どうお考えですか。

○説明者(教仁郷吉君) 御承知のように、昭和四
十五年の法律改正によりまして、排煙設備という
ものを設けさせるようにいたしております。これ
は窓でもよろしいわけでございますが、窓も天井
の近くの窓でなければ有効でございませんので、
天井から八十センチ以内の窓がない場合には、機
械で、ファンで抜くように、抜く設備を設けると
いうような規定になつております。おつしやると
おり、排煙という問題が非常に重要でございます
が、ただ、排煙設備の使い方、これは非常に問題
がござります。たとえば、今回の場合、かりに七
階に排煙の設備がございまして、それでファンを
もちまして強制的にあそこで抜きますと、逆に下
のほうから煙を呼び寄せるというような逆な効果
も起る場合がございます。ですから、そういう

○ 高山恒雄君 私が言うのは、六階から七階に通じた排煙設備、排気設備をしようというのではありません。各階ごとに、それは大した金じゃないですよ。いま宿舎も全部ありますわね。ビルはそれがなければまたたいへんでしよう。だから、一本のものにしようとするから大きくなってしまふのであって、少なくとも各階ごとにそういうものの設備があれば、私はあそこまでいかぬで済んだのいやないかという気がするんですよ。それを検討してもうことを希望意見として申し上げておきます。

消防厅にお聞きしたいのですが、つまり避難設備ですね。非常口は三つあった。そのうちの一つはかぎがかかっておった。一つは非常口があつてもカーテンで全部締まっておつた。これは、労働省の先ほどの問題ではございませんけれども、ホステスにはそういう訓練が全然してなかつた、非常口がどこにあるわからなかつた、こういうことですね。そうして、用心の一つの非常口は、下からどんどん排煙が上がつてくる。三つのものが一つしか使えないのに、その一つを知らなかつたところに問題があるわけですよ。こういう場合の避難場所に、一ヵ所の——あれは何といいますか、袋に入つて避難するやつですね。あれはどういう名前がついておりましたかね、救助袋ですか、これも一ヵ所しかなかつたと書いてありますね。ところが、あそこは何平米とかつておりましたね、二万九千平米ぐらいあるのでしよう。それだけの大きなところに一つでいいかということの問題があるわけですね。これも、いま、旅館等においては、救助袋だけではなしに、なわばしごも設備してありますよ。最近できるのはそういう設備がしてある。だから、そもそも大して金の要る仕事ではないと私は思うんですよ。どうしてそういうものを命令で設備せなかつたかという点が、私は、ちょっと取り締まり上甘いんではないか、そ

○説明員(永瀬春吉) 避難経路につきましては、先生御指摘のよう、あそこの階段が三つありますから、しかも、場所的に、ほかの場所と比べまして、わりにいい配置にあるよう、私も現場で見て思いました。この場合、かぎがかかって、かかったクローケの前、これは避難非常出口の表示すでにつけございまして、従業員の方にあればお客様にも目に触れるようになっておりました。これは徹底されていたのではないかという感じいたします。また、カーテンが下がっておりますたバンドの横のらせん階段のほう、これには十月の検査におきまして非常出口の表示がございませんから、これを早くつけるということを指示しておりますのですが、ただ、場所的に、カーテンを取り去りますとシャッターがまる見えにならぬ關係もあってか、ここところはよくわかりませんが、まだ表示がされてなく、カーテンもどうもまだ取り去ってなかつたようでございます。この点は非常に残念に思っております。

ばしこの使用も可能でござりますれば、ロープとかあるいは綱袋等で袋でおりる形のもの、それから機降機と申しましてロープにからだをゆえまして自動的におりていく設備、これらがある程度の高所に対しまして適当だという判断をいたしております。これらの数につきましては、収容人員との比較におきまして、一定収容人員の場合にその一部の避難という考え方で設けさせております。この数字につきましては、一個で適当であったかどうかという点については、なお現在調査を進めさせておりますので、もし不足といたしましても、二個までの数字になります。ただ、残念なのは、あの避難器具、救助袋は、行ってみますと、起こさなければ袋の口があかないのでございます。どつさの場合でございまして、袋をたんであるのを投げおろして、そうしてそのあとワクを立ててございません。これが非常に残念なところでございますが、どういう形でこれが立ち得なかつたかよくわかりませんが、これさえ立ついたら、もう少し人が救えたのじやないだろうか。この点、非常に残念に申しわけなく思つております。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

それと、もう一つ新たに考えなければいけないのは何があるかといいますと、電気がとまっちゃつたんでしょう。エレベーターばかりでなくして、電灯も消えちゃつた。そうしているうちに周囲が何もわからなくなつた。非常用のランプがあつたかといえば、その電池もなかつたというんでしよう。少なくともあれだけ二百数十人が入れるだけのキャベレーにおいては、万一の場合は——普通の停電の場合でも問題ですよ、やっぱりね。ある程度の個数の電池を置くべきですね、相当大きい。家庭でも予備品として置いていますからね。置かなくちやいかぬという指導しているじありませんか。そういう指導、あるいはまた防火設備も置けど家庭にも奨励しているくらいでしよう。あれだけの人々のところに一つもそういうものがなかつたという点は、これはやっぱりミスですよね。そういうものはどうお考えになつておるんですかね。これはもうわれわれが考へても想像のつかないような簡単にできることがやられていないということ、そうしてどうといふ人命を失つてしまつという点ですね。

常出口以外の、そこに行きますところの通路の誘導灯についても、同様の規制を行なっております。まだこまかい調査が進んでおりませんで、一部分ずつだんだん明らかになってきておりますが、私どもへの報告によりますと、非常電源はあったよう聞いております。ただ、それがどのような保安灯の配置であり、照明の明るさがどの程度であつたかということは、まだはつきりいたしておりませんが、きのうあたりになりますと、どうもそれがついたつかないかの詳細がまだ調査中でござりますが、あるいは途中で電線がやられましてつらなかつたのじやないかという状況も一つにはちらっと報告になつておりますが、これはまだ真偽のほどはまだかではございません。

するわけでもございませんが、一体、非常口といふものは、かぎをかけて非常口ということになるのか、ある一定の力によって押せば、一人ではなくか破れないけれども、三人とか四人でたつと押せば非常口は簡単に非常の役をつとめるという研究はなされていないのかどうか。これはもう当然のことじやないかと思うんですが、これは建設省の関係ですか、ひとつ考え方をお聞かせ願いたい。

○説明員(教人郷齊君) 御指摘のとおり、非常口はかぎをかけないほうがいいわけございますが、実は、これは、まだ防犯対策上、かぎをかけなければならぬといったような逆な使命も持つておられるわけでございます。そういう意味で、御指摘のとおり、現在、建築基準法の規定で、非常口のドアは外からはあけられないけれども、中からはかぎを用いないであけられるようなかぎにしようと、いうような規定になつております。したがいまして

て、もしこの建物が査察によつてそういう管理状況が発見されていたとすれば、当然それをかえさるべきであったのじやないかというように判断いたしております。

題に関連して第二回目の重大な大きな災害だと思います。こういう問題に対して、警察力の整備ですね、いわゆる地域の警備、さらにまた消防署、ありとあらゆる消防を集中してやられたと思うんですよ。ところが、火災が発見されて一一番に電話がかかって、一一番で連絡をさらに確認したときは、四分の時間しかないんですね。行つたらもう死んでおつたということですがね。したがつて、高層ビルにおける火を消すほうの研究はかなりやかましくなつて、ある程度できたのではないか。しかし、高層ビルの消防設備では人命を救うことはできなかつた。しかば、何を考えるべきかということになると、完全にそこに働いておる労務者も含めて、お客さんも含めて、今度の場合には、いかにして避難をするかというその訓練と避難研究です。

そういう点をひとと研究されたいから」。どういう設備にはどのくらいのものが必要だと、こういうものをひとつ研究されておるなら御発表願いたい。もししていなければ、ぜひやってもらいたい。そして、それはもう、先ほど申しますように、特別の処置としてできるんですから、改善命令を出してやらるべきだと私は思う。

と考えられておりますが、二階、三階、四階を焼いただけで、火災は幸いにして上へ出ておりません。にもかかわらず煙が上階に充満いたしました。どうとい様性を出したわけございますが、今度の場合に階段がどの程度煙で充满されて使用できない状態になつたであろうかという点についてはまだはつきりした点わかつておりませんので、非常に残念ではございますが、なおこれは明らかにしていきたいと思っております。

なお、避難につきましては、私ども、今度の災害について非常に残念でならないのが、一階上が屋上でございまして、三つの階段がいずれもが煙

で充满されていて使えないといった状態ではなかつたような感じがいたしますし、現地消防隊に聞きましたが、通れなかつた階段はあるけれども、通れる階段はあつたようござります。消防隊が上がつたというのもございますから、どうしかぎさえあれば一階上は屋上でござります、屋上に逃げていてくれる。実のところ、消防隊も、屋上へすぐ上がつていつたところが、どなたもおられないでござります。

なお、煙の挙動につきましては、建築関係の研究所あるいは私どもの研究所であわせまして多くの火災実験をやつてしまつております。煙の伸び等については一応の運動は明らかになつておりますが、ただ、火災の発生の状況が燃えしろあるいは空気の供給等によつてえらく違つてまいります。

十分でない点がござります。これは、今後、建設当局とも研究所その他協力いたしまして解明したまでは階段が通れるかという点については、まだ

○高山恒雄君 一つだけこれは大臣に私は言おうと思つたけれども、大臣がおりませんから、昼からも確認していくといきたいと思いますけれども、これを見つけ出していくといきたいと考えております。

○永瀬章君 上は本ステスの管理者が一人おつたといいますね、新聞で見てみると、休業以外の空閑ですね、これを利用して電気事業とかガス事業者が工事をやるんですよ。そうすると、大阪の場合は、管理者が四人おつたといいますね、新規で見てみると、上は本ステスの管理者が一人おつた。五人おるといふんですね。そして、管理者四人が、そうした工事をやる場合に

お究明いたしたいと思うのですが、普通であれば、上がつたというのもございますですが、どうしかぎさえあれば一階上は屋上でござります、屋上に逃げていてくれる。実のところ、消防隊も、屋上へすぐ上がつていつたところが、どなたもおられないでござります。

一時間に一回回ればいいものを二十分に一回回りますよ。これは危険だからですよ。溶接にしても火を使うし、あるいは電気としてもある程度ありますから。だから、そういうつまり休日その他のにおける作業の場合は、警備の体制を法律で規制する必要がある。それは絶対やらなくちゃいけぬ。船の中でも往々にしてあることです、これはガスの爆発、点火して爆発をするというような場合がござります。今度の場合には、監督者が外で酒を飲んで、というように新聞に書いてありますから、これはもうほんとうの彼の責任でしようけれども、しかし、警備人が四人もおるんですから、やつぱり巡回をして発見と同時にばつとやれば、もっと早く消しとめることができたんじやないか。たとえば、繊維は、羊毛にしましても、綿にしましても、綿にしても合纖にしても、たゞこの火を一ぱぱと落としますと、十二、三分は煙だけです。こげついて燃えるまで十二、三分かかります。それだけの時間がかかるわけですから、大体合纖にしても、合纖は、しかし、ついてしまつたら、炎が出来かけたら早いです、これは溶けちやうのですから。さつき纖維の方も見えておりましたけれども、私は纖維出でですから、そんなことを聞く必要はないと思つていましたから聞かなかつたのですが、したがつて、休日その他における工事については、少なくとも警備員の巡回を強化すべきだという一つの法律的規制措置をする必要がある。これは建設省でやるか消防庁でやるか、どちらでもいいですが、これは建設省でしようね、私はそういう考え方を持つています。特に最近の状態からいえば、それをやらなければ火災を防止することはできない、こういう不安を感じるわけです。これをひとつ研究してください。お願ひします。

○説明員(永瀬章君) 先生の御趣旨、ごもっともございまして、特に消防側といつましても防火管理の規定がござりますので、これを法改正を必要とするかどうかについてもさらに検討いたしまりたいと思いますが、そういう火を使いま

すところの作業管理について十分検討いたしたいと思います。石油工場等におきましては、火を使いますときに、許可をとりまして、一定の条件がついております。それを遵守するというのが大きな条件になつております。もちろん、消火器も置きますし、巡回も普通以上にひんぱんに行なわれております。この方法を他のほうにも及ぼしていく指導なり規制なりをよく考えていただきたいと思います。

○委員長(中村英男君) 本案に対する午前の審査はこの程度といたします。

午後三時まで休憩いたします。

午後一時五十一分休憩

高山先生がおっしゃいましたように、労災保険の受給関係で申しましても、年間に死者約六千人、それからそのほかの負傷、疾病で受けられる方々が約百六十万ないし七十万前後にのぼつておるわざいませんが、国家公務員、地方公務員等で業務災害を受けられる方が、年間、死者を含め死傷者全部で約四万七千、それから船員につきましても約二万三千程度の被害者が出ておるわけでござります。

このような労働災害の発生の背景といたしましては、最近におきます新技術の開発、技術革新によりまして機械設備の大型化、高速化、さらには新しい建設工法の採用、それから新材料の採用等があげられるわけでござりますが、それに加えまして、最近では、労働力不足あるいは人口の労働化等によりまして、中高年齢者あるいは出かせぎその他の未熟練労働者、こういう方々が就労者の中に増加しておる。こういうことも災害多発の原因の一端をなしておると考えております。

○高山恒雄君 私は、そういう問題の対策として今までやつてみえる基本的なものですね、それがお聞きしたいんですよ。ふえておる事実は私も申し立とおりであります、急激に増加しておる、たとえば、日雇い労働者、出かせぎ労働者、建設業、下請業、こういうものがいろいろありますね。そういうものの対策というのは、やっぱり大きく分ければ三つくらいあると思うんですよ。それにはどういう対策を講じておられるのか、その点をお聞きしたいんです。

○政府委員(渡邊健二君) ただいまあげました諸原因に対しましてそれぞれ対策を講じておるわけございまして、たとえば、新材料その他新物質等について逐次規制を整備いたしておるわけでござりますし、それから新しい工法、新しい機械設備等々につきましても、それぞれ研究をいたしま

○委員長(中村英男君) ただいまから社会労働委員会を再会いたします。

○高山恒雄君 労働安全衛生法の問題について御質問申し上げたいと思います。

午前に引き続き、労働安全衛生法案を議題とし、質疑を行ないます。

○高山恒雄君 労働安全衛生法の問題について御質問申し上げたいと思います。

わが国では、毎年、労働災害で死亡する労働者は、労働基準法関係だけでも約六千人、これに公務員や海員を加えると、六千七百人、こういう数字の方が不幸な状態にさらされているわけです。なお、休業にあらざるものを持った負傷者については、労災保険法の関係だけで百七十万人をこえると、こういわれております。申告しない者や労災保険法の適用のない労働者の分をかりに加えるといたしましますならば、おそらく四百万人をこえるのではないかといわれておりますが、このように多くの労災による犠牲者を出す原因はどこにあるのか、政府としてはこれに対する調査――実態の欠陥といふものはどういうところにあるのか、世界でも類例のない傷害ではないかと、こういふように考えますが、その点ひとつお答え願いたい。

○政府委員(渡邊健二君) 最近におきますわが国の労働災害の発生状況につきましては、ただいま

して指導をいたしますとともに、今回の法案等におきましては、そういう場合には届け出制とすることにいたしまして、そして届け出られたものうち非常に問題があると思われるものにつきましては、労働大臣が専門家に審査をさせる、そして必要な場合には勧告助言をするというような制度を設ける等々によつて、そういう原因に対する対処をいたそうとしておるところでござります。まことに、きめきめらへは出かせぎ等不熟練の方

方が就労されるというような問題につきましては、今回の法案でも、労働安全衛生教育、こういうものを非常に徹底しようということで、採用時のみならず、新しい業務にかわるようなときにもさらりと安全教育を徹底しよう、こういうようなことをいたしておりますし、あるいはそういう新しく入られる老齢者等々に対しますために、健康診断、こういうようなものも、今回の法案では従来よりもしっかりと綿密にやるような体制をとつて、こうと、こうということを考えておるわけでございまして、これらの諸施策を総合いたしますとともに、特に中小企業につきましては、単に規制を強めただけでも必ずしもそれが実行できませんので、行政指導、こういうものを強めることにいたしますとともに、財政的な融資その他の援助等々によって実際にそういうことが守られるようにしていこう、こういうような総合的な対策によって災害全体の減少をはかっていくこうと考えております。

完全とはいえないまでも、ある程度の防止策はできるんじゃないのか。これは私だけが思うんじゃなくて、たとえばイギリスの有名な災害研究者であるヴァーノン氏によれば、多方面にわたって災害の犠牲を五〇%以上減少することが可能であるというようなことを言い切っておりまですね。私たち、これを見て、そうだと思うんです。なお、アメリカの経営者側の安全研究者であるハインリッヒ氏は、七万五千の事例についていろいろ分析した結果、労働災害の五〇%は事実防止することができます。たと、これもそう言い切っておりますね。九八%は防止できるもので、あとの二%だけが問題になると、こういうことを言っていますが、それが、結論的には、私が申しましたように、人間には間違いもありましょうから、それがほんとうの災害と言つてもいいんじやないか。あとは、すべて、行政上あるいは経営者の管理上、こういうことから防止ができるだろう、こういうふうに考えるわけです。

そこで、わが国では、御答弁なさったように、労働災害の原因が徹底的に明確されていない。これを政府としては分析もして、詳細にその対策を立てるべきではないか、私はこういうふうに考へるわけです。

問題は、純技術的といえば、労働災害を防止できるのに、それをさせない条件が存在しているところにあると思うんです。たとえば、労働時間の短縮もその一つでしよう。日本に基準法が制定されてそして八時間労働ということで労働をやつておった時代から、非常に高度な機械になつておる。いわゆる機械に人間が拘束されるという形になっている。これで八時間労働が適切かどうかという問題も起こってくると思うんです。場合によつては、午前中の二十分の休憩を与えるとか、あるいは午後の二十分の休憩を与える。いま大体四十分の休憩を与えていますが、それをせめて一時間二十分にするとか一時間にするとか、こういうふうに近代化に即応した安全対策を立てなければいかぬのじやないか。ところが、今度の改正ではそ

完全とはいかないまでも、ある程度の防止策はできるんじゃないいか。これは私が思うんじゃなくて、たとえばイギリスの有名な災害研究者であるヴァーノン氏によれば、多方面にわたって災害の犠牲を五〇%以上減少することが可能であるというようなことを言い切っておりますね。私も、これを見て、そうだと思います。なお、アメリカの経営者側の安全研究者であるハインリッヒ氏は、七万五千の事例についていろいろ分析した結果、労働災害の五〇%は事実防止することができます、これもそう言い切っておりますね。九八%は防止できるもので、あの二%だけが問題になると、こういうことを言っていますが、それが、結論的には、私が申しましたように、人間には間違いないもあらましようから、それがほんとうの災害と言つてもいいんじやないか。あとはすべて、行政上あるいは経営者の管理上、こういうことから防止ができるだらう。こういうふうに考えるわけです。

は思うのですがね。したがつて、その問題は、機械が事業者に使用されるというんじやなくて、逆に労働時間の延長ができるだけ避けてやるとかいうような手段を講すれば、ある程度これは防止することができる、こう思うんですよ。そういう点をどうお考えになつておるか、お聞きしたいと思うのであります。

○政府委員(渡邊健二君) 先生御指摘のように、労働災害はいろいろな努力によって私どもまだまだ引き下げることが可能であると考えておるわけでございまして、日本におきましても、これまでも引き下げる事が可能であると考へておるわざで災害防止に熱心な方が經營責任に当たられて、その事業所の災害が非常に減少したといったような例もあるわけでございます。私どもも、そういう意味において、今後一段とそういう努力を継続なければならぬと考へておるわけでございまして、労働災害の原因の分析把握というような点につきましてもちろん非常に努力をいたしております。特に、最近は、コンピューター等を活用いたしまして労働災害原因の詳細な統計的分析等もいたしまして、それに基づきまして法令を整備したり、あるいは労働災害防止計画の策定の場合にはそれによつて計画をつくつたり、あるいは監督指導における重点事項の決定等もそういう分析によつていたしておるというようなこともいたしておるわけでございまして、それらの対策の中で、先生おっしゃいますように、災害が起きやすいような事業につきまして適当な期間休憩を与えるとか、その他過重な労働になつたためにそれが災害多発の原因になることがないよう、たとえば、ハイヤー・タクシー等につきましては、時間について通達等によつて指導する等々のことにも努力をいたしていけるところでございます。

○高山恒雄君 一つだけ聞きますが、週休二日制は日本では大体三%ないし4%だと思うのです。これの災害実態を研究されたことがありますか。

週休二日制の企業があり、労働組合がそれを獲得しているところがありますが、その災害実態は

めりますか、どうですか。

○政府委員(渡邉健二君) 週休二日制はここ二、三年非常に進んでまいりまして、四十五年度で四・四%でありましたものが、昨年九月の一年後の調査では六・四%というふうに全企業の中で実施事業所がふえてまいつておるわけでございます。しかし、まだここ一、二年のことでございましたために、週休二日制と災害との関係を詳細に調査いたしましたことがございませんが、週休二日制を実施いたしました事業所につきまして、その効果等を調査いたしました中には、週休二日制の採用が災害の減少をもたらしておるというような報告は受けておるわけでございます。

○高山恒雄君 大臣、週休二日制の問題ですね、特に労働省はここ三、四年の間にある程度八〇%まで何とか指導したいというようなお考えもあるようですが、まず、私は、その指導をする意味の一つとしても、長いのは三年くらいたつておると思ってますが、現実に三%ないし四%近いものが週休二日制をとつておると思いますが、これらの災害状況あるいは健康状態というようなものの詳細な調査をさっそくやつて、労働時間の短縮あるいは週休二日制等によつていかに労働者の健康保持というものの効果があがつておるかということがわかれば、これは一つの基本になるべきものではないかと私は思うのです。これはさっそくやる必要があると思いますが、大臣としてどうお考えになりますか。

○国務大臣(塙原俊郎君) 週休二日制につきましては、われわれの考え方をいままでも申し上げたところでありまするが、いま災害との関連において局長が答えましたように、十分休息がとれる、それによつて災害が減少していく、これはまことにつけこうなことだと考えておりますし、また、今日までわれわれが調査いたしましたところ、完全な週休二日制、あるいは月に二回、月に一回というようなものを見ましても、土・日と休んで月曜に出た場合に非常に快適な気持ちで職場で働く

る、出勤状況もよろしい」というような報告もいた
だいておるわけでございまして、特に労働災害と
いうような面から考えまして、すみやかなる調査
をやりまして、われわれが労使間の話し合いでこ
の問題を進めることが望ましいという行政指導を

に役立つのではなかろうか。今日まで正しい完全なものはできておりませんが、御指摘の点もありましたので、単なる報告を受けるだけではなくて、積極的に、週休二日制といいますか、労働時間の問題と労働災害の関係というものの調査をやりたいと考えております。

のドッキング条項という形で、これを切り離すことは離されれども、結局はやっぱり基準法とドッキングしておるんだと、まあこういうことだらうと私は思うんですよ。したがつて、四十二条から五十五条までが当然適用されるにいたしましても、結局、独立法案として基準法からは離れる事になるわけです。したがつて、總則にうたわれている人たるに値する生活の保障とか、こういう基本的なものはなくなっちゃうんですね。労使対等の原則——先ほど公明覚のほうからも御質問もございましたが、真に、安全、災害等においては、労使対等の立場において防止をする義務をお互いに持たなくちゃいかぬと。特に、その中の經營者は、主たる安全の原則を守らなくちゃいかぬといふことにならうと思うんですよ。それが切り離されるとということになると、その点の基本的な人たるに値する生活の保障というような点が全然なくなっちゃうやうということになるのじやないかといふ心配をするわけです。その点はどうお考えになつておるのか。これは、全労働者が、基準法を知つておる限りにおいては、みんな心配するところだと思うんですよ。この点、もう少し解明していくだきたいと思います。

質問に対して、私は姉妹関係にあるということばをつかったのであります。よくこれによつて労働基準法が空洞化されるというような御批判もいたたくのであります。私はそうは考えておりません。労働基準法は、あくまでも基本法として、その法のあり方は厳然として残つておるわけでありまして、これから抜き出したからといってこれが空洞化するというふうには私は考えておりません。第一条にも「労働基準法と相まって」とござりますように、決して労働基準法をないがしろにすると申しますか、空洞化するというふうなことは毛頭考えておりません。繰り返して申し上げまするが、あくまでも労働基準法は一つの基本法としてわれわれはこれを厳然として考えておる次第であります。

○高山恒雄君 基準法の関係をそういうふうに御理解していただくのござりますなら、この安全衛生が一つの労働条件であるという問題については、基準法上明らかになつておりますし、また、衆議院の本委員会でもそうだといふ御答弁をされております。先ほど小平委員のなにもやつぱりそういう基本理念を述べられておるし、いまの答弁もそうおっしゃつておるわけです。それなら、基準法からどうしても分離しなくちやいかぬといふならば、法案の第一条等のドッキングの条項をさらに一步進めて、基準法の精神である労使対等の原則をあくまでも入れるべきじやないか。それと切り離すことはないんだと、ドッキングはしておるんだと、こうおっしゃるけれども、しかし、独立法案には変わりないわけです。したがつて、そういうお考へで大臣もそうおっしゃつておるんだから、誤解を招かないよう法案に成文化する必要があるんじやないか。この点はあまり無理ではないと、私はこう思うわけです。さらに、労働者の申告権については、労基法の第二百四条にありますようにこれは法案に入れてありますから、当然そうすべきではないかと、私はこう思うのですが、いまの御答弁も差しつかえないんだということもとも聞こえますから、これを入れてもいいのか。

入れなかつた理由は、入れなきや入れないでどういう理由があるのかと、ということですね。ただドツキングしておるというだけでは、法案上、やはり独立法案である限りにおいてはちょっと心配があるわけです。

○政府委員(遠邊謙二君) この法案の附則の四条で労働基準法の一部改正をいたしまして、基準法の四十二条といたしまして、「労働者の安全及び衛生に関しては、労働安全衛生法の定めるところによる。」と、こういう規定がございまして、基準法の四十二条は、この法案が成立すればそういうふうに変わるわけでございます。したがいまして、改正後、そういう規定が基準法にできるということになりますと、安全衛生法上の労働条件の最低基準は、即基準法上の労働条件の最低基準である、こういうことになるわけでございます。そうしますと、基準法上の最低基準でございますから当然先生おつしやいました基準法の一条、二条等の基本原則はかぶるわけでございます。したがいまして、先生おつしやいますようにこの労働安全衛生法に重ねて同様の条文を入れませんでも、法律としてそういうものをかぶってくる、こういう解釈でございます。

○高山恒雄君 そうなると、基準法も改正するの、一部そこを。今度出ていないじゃない。出ていないから不安に思うんですよ。

○政府委員(遠邊謙二君) この法案の附則の四条にいま読みました條文が入っております。附則にいよいよまして基準法の一部改正が行なわれておるわけでござります。

○高山恒雄君 そうなると、基準法も改正するの、一部そこを。今度出でないじやない。出ていないから不安に思うんですよ。

○政府委員(渡邊健二君) この法案の附則の四条にいま読みました条文が入っております。附則によりまして基準法の一部改正が行なわれておるわけでございます。

○高山恒雄君 ああ、そう、附則で。じゃ、それはそれでいいでしよう。

それじゃ、次に移りますが、たとえば基準法とのドッキング条項が、第一条と基準法の四十二条から五十五条までが関連法として当然あるんだと、こういうことをいま言われますが、それはそれとして私も了承したいと思うんです。ただし、内容を見ると、先ほど来おっしゃった労使対等の原則というものはやはり薄らいでいるんじやないか。

基準法の四十二条ですかの関連から見ても、労使対等の原則に関して、ことばの表現が、今までとはそうしなければならないというのを、今度は、努力しなければならないとか、協力をしなければならないとか、表現がみな変わっていますね。だから、むしろ、労働者に管理者が逆におまえたちは協力しなけりやいかぬぞ、こういうふうに変わっているんですよ。詳細に話をすればなんですかね、皆さんがつくられたんだからそういうふうなことを言わぬでもわかっていると思いますが、今までの表現と全然変わった、労働者に対する義務づけが大きくなつてきている。拡大解釈が何でもできる。たとえて言えば、ある管理者がこれは安全委員長になると思うんです。そうすると、安全委員長が、あいつはちょっとこ理屈はつかないか、何を言つてるとも言うようにしないじゃないか、おまえたちも労働者として協力せにやいかぬのじやないか、何を言つてるんだと、こう言われてもしかたがないですね。そういう点、やっぱり対等の原則というものがもつと明らかに出てこないと、これはいかようにも解釈ができるし、また、利用ができる。ここに、先ほど私が申しました労働条件といふ原則が変わってきておる。あくまでも答弁ではそうして言われるんだが、私は、この点だけは、いかに基準法とのドッキング条項の一環としてそれを変えるということで関連性はできたにしても、やはり表現のしかたを従来のままにするか、もつとこの点を明らかにしていくか、私は表現を変えるべきだと、こう思うんですが、この点についてどうお考えになつてあるか。

○政府委員(渡邊健二君) この法案で、確かに、先生御指摘のように、四条とか二十六条とかで、労働者にこれしなければならないというふうな規定を設けておりますけれども、それら二、三の条項を除きますと、本法案の大部分は、これは使用者に義務を課しておる、各条項の規定がそくなつておるわけでございまして、特に使用者が守るべき労働者の危険または健康障害を防止するための危害防止措置、二十条から二十五条まで等々

におきましては、事業主にそれぞれ、これこれのしなければならないということで義務を課しまして、これにつきましては罰則をもつてそういう使用者の義務履行を強制いたしております。そこで、この法案の全体を流れる大きな筋は、やはり使用者に労働者の安全衛生を守るべき義務を強行法規的に課しておりますという点が一番の基本になつておると、われわれはこの法案の一一番の中心はそこにあると、かように考えておるわけでござります。

ただ、先ほど申し上げましたように、安全衛生というものは、事柄の性質上からいたしまして、やはり一定の事項については労働者も一定の事柄を守つていただきませんと、安全衛生の効果、危害防止の効果というものは十分でございませんので、そういう必要な点につきましては労働者にも順守を要請いたしております。これが、法案の基本は、労働者に対する危害防止、安全衛生の確保といふものを使用者に義務として課しております。これが本法案の基礎をなします骨幹でございまして、そういう点については、基準法から安全衛生法に独立法としたといって、決してそういう姿勢が変わつておるわけではないわけでございます。

○高山恒雄君 安全衛生行政の徹底ということになると、基準法は昭和二十二年に制定されたもので、部分的には現在の社会経済の急激な変革、これにマッチしてない面もあることは、もう先ほども御答弁のとおりです。しかし、根本的には、労働災害防止をするのには、一にして政府及び事業者の姿勢にかかるてくるわけですよ。大きな問題はもうそこに私はあると思うんですね。それができなければ、何を法を変えてみたって、どうにもならぬ問題じやないかと、こう思つて。ところが、今回法案が提出されても、実際の安全衛生対策が従来と同様であつて、不十分だとはいひまで言つておられぬですから、しかば、監視もやっぱり同様だと思うんですよ。そういう意味から、一体、監視体制というものはどうなるのか。これは、日本はまだILOの批准もし

ていませんわね、監視体制は、これらでももうほんとうはやらにいかぬですね。第六条には、「監督職員は、分限及び勤務条件について、身分の安定を保障され、且つ、政府の更迭及び不当な外部からの影響と無関係である公務員でなければならぬ」と、こういうことをうたつておるわけですね、私はILOでも。ところが、日本の場合は、皆さんも体験があつてわかつておつて御答弁されると私は思いますけれども、地方の監督者は、一つ中傷が入ると、すぐ転勤ですよ、これは実際問題として。なかなか監督にその権限が与えてないんですね、日本の場合は。しかば、その権限も与えないと、実際問題としてこれを分離してそうして近代化に即応した改正をするんだと、こうおっしゃつても、実際問題としてこの安全衛生対策が従来と同様にそれ以上のものが改善されるのかというと、できないと、それは不十分だと、監視体制もいまのまではできないと、こう言わざるを得ないと私は思うんですよ。そういう点についてはどうお考えになつておるのか、お伺いしたいんですよ。私たちにはたくさん例を知っていますよ。私はこういう例を知つておるんですがね。私が大阪におけるところに、私もそのときは大体二十万ぐらいの代表者になつてしまつたから、ある局長が、どうしても基準法に違反するからあそこを摘発をした。ところが、ここは労使一本になつておつてどうにもならないと。したがつて、これは監督やあるいは罰則でこれを整備することはできないんだと。したがつて、側面から組合も大きくこれに違反行為に対する努力をしてくれぬかと、相談を受けたことがありますよ。われわれもやつたですよ。やつて成功した例を私は知つていますよ、大阪ですがね、これは、うしなければならないほど頑迷なんです、経営者は。そういう経営者がおるんですよ。そこで、逆に今度は地方行政とともに、ILOでは身分保障もしてあるのに、日本ではしない。増員もしない。現在のままで、罰則も今度はきつくなっていますよ。その点は私はわかりますけれども、現在のまでは、何といつてもこれは指示命令の権限というものが十分に發揮できない。これをもつと考へる必要があるんじゃないかな。たとえて申しますならば、一体、からばこの監視問題について、予算等ではどう

変えないで近代化だ近代化だと言つておられて、私は何らこれは意味をなさぬじやないかという気がするんです、これはひとつ大臣のほうもお考えを願いたいと思うんですよ。一体、監視制度とILOでも。ところが、日本の場合は、皆さんもお見えになつておるのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(堀原俊郎君) 御指摘の点、全くそのとおりだと思います。今度の労働安全衛生法案、いま御審議を願つておりますのも、従来のように一方的になつてしまつというお話をござりますけれども、私は、この法案が成立いたしましたならば、各条項に見られるように、経営者、使用者に対しても、それだけの義務づけをかなりきつく命じておると思いますし、この法案の成立の過程においても、要を返せばいろいろなお話を私のところにも来ておるということもございまして、私は、かなりの成果はあげられる。御批判のような点があればどんどん行政指導できつくなつてこの法案の基本原理である労働者を災害から守る人間尊重ということをあくまで貫かなければならぬと、このように考へております。

○国務大臣(堀原俊郎君) この前にも須原委員から独得な呼び名で呼ばれた労働基準監督官のお話をございましたけれども、確かに私も少しも思っておらず私は言われます。今度の場合、二百人要求いたしまして、労働基準監督官とそれから安全衛生専門官を含めまして百二十名が認められた、私はこのときは在任中でございませんでしたけれども、そういうことになつております。しかし、ここで決して満足だとは思いません。定員増ということについては非常にうるさいので、おそらくこの辺にとどまつた。しかし、これで、はたして監督体制が完全にできるかどうか。ことに、機械も大型化し、日進月歩で進んでいくとなれば、今度は監督する側に立つたものの知識の向上というか豊かな経験というものも必要になつてくると思ひますから、そこがイタチごっこになつたらこれはたいへんですから、まあいまは与えられた数でできるだけ最大限のフルに能力を發揮して、やはり機動力を發揮することも必要であるし、私は抜き打ちでやるといふようなことも指示しておるわけでありまして、まずこれで万全を尽くす努力をしていく。明年度予算で、足らざる面は大いに努力して、皆さん方の御協力もいただいて、増員をはかつて監督体制の整備をはかつてまいりたい、このように考へております。

○高山恒雄君 大臣、いまの答弁は私は納得しま

すが、しかし、この法案に基づいてやろうとするその姿勢というものが、先ほど言ったように、予算であり、監督官をふやすということ、身分の保障をするということにならなければ、ワクを広げて罰則をきめるだけで法の裏をくぐりますよ。十年に一回しか回れないということでは、あなた、何したってだめでしよう、結果的には。労使関係の対等の立場における——これも労働組合がしつかりしておってですよ。労働組合がしつかりしておって対等の立場における安全衛生委員会というものを構成して、そして工場長がかりに委員長になるならば、組合長が支部長になると。したがって、あくまでも合議の上で安全衛生というものを互いに対等の立場でやるんだと、この原則が労働者は労働者の意識というようなものを持ち、経営者は経営管理というものを意識的なものを身につけて、はじめて安全と衛生が守れるわけですよ。これはもう理屈じゃないんですよ。それは幾ら経営者が問題にしても、働く組合員がいいかげんなことをやっておって、たとえば、週休でもよろしいですが、週休二日制にでもなつて二日ともレジャーバカリ楽しんで、月曜日は災害が多かったなんていうことは例がないわけじゃありませんからね。そういうものの自粛についても、やっぱり対等の立場の原則の中から安全と衛生が守られる姿勢が出てこなければ、こんなものは防止できませんよ。その上に立つて監視人の監視というものが徹底してこそ、罰則にはしないけれども指導ができるということ、私はこれが抜けておると思うのですね、そういうことで分離されることになるよ。

「労働災害の現状と対策」というのを基準局から出しておられる。これで見ますと、造船業の下請の度数がどのくらいあるかという率が一四・三七です。親企業は五・八〇ですよ。化学工業も同じです。下請は八・六三、親企業は三・七二。あるいは鉄鋼業にしても同様のことが言えます、親企業は半分しか出ていません。こういう事実をつかんでおられる。そうすると、下請というものをどうしてやるかということになると、労働条件の改善といういわゆる企業の近代化もございましよう。しかし、企業の近代化は、労働者の職業に対する練磨が重ならないとけが人が多いわけです。技術の練磨というものが重なって、はじめて新しい機械を使いこなすことができる、安全を守ることができると、それもできないような状態の人不足だというところに問題があるわけですから、私は、少なくともこの点に対する監督の完備をぜひやってもらわなきゃいかぬ、それでなければこの法案をなんばやつてもだめだと、こういう見解に立つわけです。特に労働条件の最低基準が国民生活から見ても国際的に見ても非常にくれておる。したがって、それを改善しなくちやいかぬといふことは政府もわかつておりますようけれども、私はせめて最低基準を改善する機構をつくるべきだ。いまの基準法そのものを最低としておるのですから、この最低の現在の日本の基準法といふものを近代化された産業として一方これを悪いところは改善していくんだ、もっと上げてやる。こういう中央基準審議会の結論、これまで大臣の諮問機関でもいいですがやつてもらうべきだと思うのです。いつまでも最低に依存しておるから、日本は、こういうものが守れないわけです。だから安全衛生法だけは独立法案として、しかし、先ほどおっしゃるように、基準法に十分なる関連性を持ちドンキングしておる。こう申しておるから、その点は私も信頼しましよう。そうして、監督も不十分だという現状から考えますと、いかにもこの独立法案となつた法案があやふやになつて、結果的には、罰則がきまつたけれども罰

則の適用もできないような発展になってしまふ。これは大事なところですよ。私はこらをほんとうに政府は考えてもらう。それがためには、根本的な原因は、何が何と言つたって劣悪な労働条件を改善するということです。しかし、これは政府がやるわけにはいきません。労働組合もやらないでいいませんけれども、今日非常に立ちおくれておる中小企業に対する施策として政府がどういう指導をするか。先ほど私が読み上げました労働基準局から出ておりますこの数字を、せめて、大企業まではいかぬとしても、下請の災害というものを減少させる方向にいかなければいかぬ。それでなければ、何の法改正をしてもだめだと、私はこう思うのです。この点、どうお考えになるか、大臣でなくともいいですが、他の方からでもひとつ。

○政府委員(渡邊健二君) 先生おっしゃいますように、下請等含めまして中小企業におきましては大企業に比べますと災害率が非常に高いということは、われわれも災害減少のために非常に大きな問題だと、かように考えております。そこで、現在在四十三年から五カ年計画でやつております災害防止計画におきましても、三つの重点の一つとして、中小企業の災害減少ということをその重点にいたして進めておるわけでございます。具体的には、監督等につきましても、これは先ほど大臣も申し上げましたように、確かに監督官の人数の制約等はござりますけれども、たとえば建設業であるとか、あるいは造船業であるとか等々、特に災害が高い業種等につきましては、これを優先的に監督を実施いたしまして、一般的の監督率よりもはるかに高い監督率で監督を実施いたしておるわけがございます。

それからさらに今後の進め方といたしましては、中小企業、特に下請の災害を減少するために元請と一括して安全衛生対策を進めるということをきわめて重要であろう、かように考えまして、今度の法案の二十九条におきましても、元方事業

主は、下請及びその労働者に対しまして、この法律またはこれに基づく政令の規定に違反しないよううに指導を行わなければいけない。もし違反があれば、是正のために必要な指示を行なうよう事業主と下請の事業主が同一の場所において作業をしているような場合には、元方の事業主が灾害防止に必要なかための役をすべき義務を課してござりますし、また、三十一条におきましては、そうも含めた協議組織を設ける、あるいは作業間の連絡調整を行なうとか、あるいは作業場所を巡視するとかといったようなことで元方事業主が灾害防止に必要なかための役をすべき義務を課してござりますし、また、三十一条におきましては、そういう場合に元方事業主が下請の者に自分のところの機械や設備を使わせるような場合には、これは一定の基準に合いました危険のない機械や建物を使わせるようにするといったような義務も課しますて、元方に下請に対する災害防止、これについて從来よりもはるかにきつい義務を課し、災害防止に当たらせる、こういうような制度も設けておるわけでございます。

さらにもまた、下請を含めまして中小企業全般につきましていろいろ規制をいたしましても、実質経営力がないためになかなか守れないという点がござりますので、そういう点につきましては、たとえば今度は安全衛生融資制度を設けまして、そういう中小企業で安全の総合改善をするような場合にはそこから融資をしてやる、あるいは健康診断の義務を課しましてもなかなか自分のところにはできないというようなものについては、巡回健康診断、そういうものについての一定の補助を国がして中小企業に対する健康診断がしやすいようになります等々、そういう実際の指導面あるいは財政的な援助面、そういう面から中小企業につきまして、それらの施策を総合的に推進することによりまして、御指摘のような下請を含めた中小企業の

災害の減少に今後つとめてまいりたい、かように考えております。

○高山恒雄君 時間がありませんから、まあいま

の御答弁は私も読ましていただいて、ある程度理解はできるのですが、それであってもむずかしいと

いうことを言わざるを得ないのでです。

そこで、大臣にお聞きしたいのですが、わが国

の劣悪な労働条件は国際的にも最近は有名にならうとしておるんです。私は経験の立場から最近の

すべてがそうだとは思いませんよ。もうイタリー

よりも賃金の高いのもありますし、あるいはドイツと大体似たところも出ておりますし、決してそ

うは考えませんけれども、国際的に見るとそう言われるのですね。つまり、国内の、これも下請の

問題なんですが、低賃金法ですよ。最低賃金法にしてしまった日本はようつくらないわけです。いわゆる協議制度にして、そして地域ごとにきめる

というようなことになつておるわけですかね。これも行く行くは一本化しなくちやならぬという

ことも出てきましよう。最賃の問題も。こういう

問題から考えますと、結局、日本は低賃金・長時

間労働によって国際競争力を伸ばすことだけに終始しておるという欧米各国からの指摘をされると

いう条件もなきにしもあらず、あると思うので

す。これは基準法等においても、この最低を向上させるという考え方、安全衛生等についても健康保持のためにどうするかというような問題は、総合的なものをやはり条件として整えていくという

考え方方がなければ、私はあらゆる問題にこういう影響が出てくると思うのです。最近は、よく言われますように、経済学者が言うように、生産秩序

と貿易秩序の確立ができぬような日本では国際競争には耐えられぬのじやないか、結局この規制を受ける段階になるのじやないかと、これはもうそ

の世論のとおりだと思う。その根源になるものは何かといふと、やはり労働条件なんです。労働者のやはり条件が一番問題になるわけです。けれども、私は、先ほど申しますように、決してソシアルダンピングを日本がやっているとは思いません

よ。一つの例を申し上げますならば、アメリカが

六万の失業者が出了たなどというのは、これはうそです。実際はアメリカが合理化をやつたんです、

ものすごい合理化をやつておるんです。それも、日本の製品が輸出して市場搅乱をしておるという

ようなことはないんです。アメリカ自体が企業合理化をしている。そういう点は決して信頼は私はしていませんけれども、しかし、最も労働条件

として大事なことは、やはり労働者の安全と衛生を十分に守つてやる、健康を保持してやるという

ことが基本にならうかと思う。こういう面に対し大臣はどうお考えになりますか、御答弁を願いたいと思います。

○国務大臣(塚原俊郎君) 諸外国からいろいろな非難を受けており、ときには、これは一つの通称

になつておりますが、エコノミック・アーティカルといいういやなことばもわれわれはずいぶん耳にいた

ことがあります。しかし、いま賃金の話が出来ましたけれども、逐次改善されまして、フランス、イタリアーと比較するわけではございませんが、それ

なりに近づいてきた、あるいはそれを抜いたとい

うことはまあよいことではなかろうかと考えてお

りますが、アメリカ、イギリスそれからスウェーデンなどと比べますと、まだいぶん差があるわけであります。一方において、労働時間の問題についても、先ほども週休二日制のお話を出ま

したけれども、やはり、働き過ぎるとか、少し過酷な労働時間があるのではないかという批判があ

ることもわれわれはよく承知いたしておりますのであります。ですから、週休二日制につきましても、

一九七〇年代の半ばころまでには日本もおくれればせながら他の先進国並みの労働時間になるよう、われわれも行政指導をいたしておるのであります

が、いずれにいたしましても、今日までの日本

の経済というものが、高度経済成長政策のもとに

設備投資というようなことから今日のアンパン、スというかひづみというものが出てることは、私は

これは率直に認めます。ですから、今後は、私の

所管ではございませんが、やはり今後の財政のあり方は財政消費というものを主導型としたような形で、そしてわれわれの労政の中心である人間の

尊重と福祉の優先というものが批判されながらもどんどん満たされていくという形に持つていかな

ければならない、そういう労政が、日本では内政の年といわれた一九七〇年から二年たつたのでありますから、今後は労政の面においてそういう方

法がとられなければならないし、また、労働者としてもそのかまえで今後とも臨んでいく考えであります。

○高山恒雄君 これを最後にしますが、この間強く促す」ということで出ておりましたが、日本

の場合は批准率が非常に低いのですね。したがって、少なくとも国際的な労働条件というものを維持するためにも、日本はもつとILOの批准を

うものを基本的に検討して、政府みずからがやれるものはやっていくと、こういう方法をとることだけれども、逐次改善されまして、フランス、イ

タリアーと比較するわけではございませんが、それ

なりに近づいてきた、あるいはそれを抜いたとい

うことはまあよいことではなかろうかと考えてお

りますが、アメリカ、イギリスそれからスウェーデンなどと比べますと、まだいぶん差があるわけであります。一方において、労働時間の問題についても、先ほども週休二日制のお話を出ま

したけれども、やはり、働き過ぎるとか、少し過

酷な労働時間があるのではないかという批判があ

ることもわれわれはよく承知いたしておるのであります。ですから、週休二日制につきましても、

一九七〇年代の半ばころまでには日本もおくれれば

せながら他の先進国並みの労働時間になるよう、われわれも行政指導をいたしておるのであります

が、いずれにいたしましても、今日までの日本

の経済というものが、高度経済成長政策のもとに

設備投資というようなことから今日のアンパン、スというかひづみというものが出てることは、私は

これは率直に認めます。ですから、今後は、私の

年に百号条約を批准を行ないました。また、昨年は最低賃金関係の三条約を批准したわけでござります。

そこで、ただいま御審議をいただいておりますこの労働安全衛生法が成立をいたしますれば、機械の防護に関する条約、百十九号というのがあります、こういった条約も批准が可能になるということで、条件を整備して逐次批准を進めてまいりたいというふうに思うわけであります。

○高山恒雄君 おっしゃるような状態ですが、しかし、国際的に見ると、日本は非常におくれてお

るんですね、実際問題として、加盟国の六十カ国ぐらいがある程度の批准をしておるのじやないかと、こう思ふんですよ。その中で日本は六十何位

だと思います。が、その点はどうですか、順位が

だと思ふんですが、そのためには、順位が

かし、国際的に見ると、日本は非常におくれてお

るんですね、実際問題として、加盟国の六十カ国

ぐらいがある程度の批准をしておるのじやないかと、こう思ふんですよ。その中で日本は六十何位

だと思います。が、その点はどうですか、順位が

かし、国際的に見ると、日本は非常におくれてお

るんですね、実際問題として、加盟国の六十カ国

ぐらいがある程度の批准をしておるのじやないかと、こう思ふんですよ。その中で日本は六十何位

だと思います。が、その点はどうですか、順位が

かし、国際的に見ると、日本は非常におくれてお

るんですね、実際問題として、加盟国の六十カ国

ぐらいがある程度の批准をしておるのじやないかと、こう思ふんですよ。その中で日本は六十何位

だと思います。が、その点はどうですか、順位が

かし、国際的に見ると、日本は非常におくれてお

るんですね、実際問題として、加盟国の六十カ国

ような状態がくるでしょう。あるいは、そういう問題と関連して、日本の劣悪な労働条件ということが大きくなりエートがかからって、あれもこれも言わされた場合、一体どうなる。そんなことはできませんでしょ。しかし、国際的に責められると、やらざるを得ないことになる。だから、私はいかぬのじやないかと思います。先ほどもおっしゃったように、週休二日制の問題も積極的にやるとおっしゃる。その意気込みで、批准もできるだけそれをやっていく。一舉にやるというような姿勢はどらないというふうな考え方をわれわれはするわけですが、大臣はどうお考えになりますか。

○國務大臣(塙原俊郎君) 加盟国が百二十一カ国で五十七番目だからどうこうというようなことは、私は毛頭たいしてエートを置いておりません。日本がおっしゃるように今日国際的に非常に評価をされているときでありますから、やはりILLOの面でもっと前進しなければならないということは、私もこれは基本的な考え方でござります。実は、労働大臣に就任いたしまして、私も、パレ・デ・ナシオンでありますか、ときどき参りましていろいろとそのほうをよそからながめておったのであります。自分が実際これを所管する立場に立ちまして、皆さま方に御質問をして報告も受け、そのときに、なかなか問題があるのだな、もっとやらなければならぬなどいう話もしたのであります。だんだん調べてみますと、国内法との関係、あるいはほかの各省特に厚生省との関係において、まだ煮詰まらない点がある。これは事実でしょ。しかし、いまおっしゃつたように、国際的な水準以上にまで上げようといふ日本でありますから、労働省が主導権をとりながらそういうものを引っぱっていくという形は、これはどうしてもとつていかなければならぬ、このように考えております。

○小笠原貞子君 まず初めに具体的な問題をお聞
きする上においても、いまも問題になつております。
した労働災害に対し、責任ある労働大臣として
どういうふうに考え、どういうふうな姿勢を持つ
ていらっしゃるかということを、テストするわけ
じやありませんけれどもお伺いしてから、具体的
に入りたいと思うわけなんです。

高度経済成長を批判した佐藤さんが、高度経済
成長をどんどんやって、そうしてその結果起きた
のは非常な労働災害の数になつてきました。だから國
民一般も、初めは自分の生活が高度成長するかと
思つたのが、あにはからんや、それは資本の高度
成長であつて、働く者にとっては労働災害や物価
高くなつてくるというような自覚が高まつてしま
りました。ですから、この高まりに対し、佐藤
内閣も、もう最近では高度成長政策ではなくて、
福祉優先をするというふうに言われるようになつ
た。当然、労働行政もその立場から考えていただ
けると思うわけなんで、まず大臣、そして事務
当局から、この労働災害がいまだに非常に大きく
出てきて、働く者を苦しめておるという問題につ
いて、たくさんいしまで言わされましたので、簡潔
に姿勢を表明していただきたいと思います。

○國務大臣(塙原後郎君) この法案を提案いたし
ましたときの提案理由の説明の中にも、私が冒頭
この委員会に参りましてごあいさつ申し上げまし
たときにも、あくまでも人間尊重と福祉の優先と
いうことを、私は労政の基本政策だということを
申し上げました。今日までこまかい数字は要らぬ
と申されましたがけれども、百六十五万人も出て、
そのうち六千人でありますか、なくなつていてると
いうことは、まことに残念であります。

ことに、なくなられた方は一家の支柱をなす方
で、これほど悲惨なことはありません。ですか
ら、いかに機械が大型化し高度化し、それに対す
る対応性が少ないとはいえ、こういうものをほん
とうに絶滅しなければならぬという気持ちが、こ
の法案を提案いたしましたのも、そういう気持ち

で、まず具体的にお伺いしますけれども、今まで問題になつておきました、最近の事故の中で元方事業者の責任が明らかになつていないということが大きな一つの問題だらうと思います。それで、元方事業者の責任について二十九条でなぜ罰則をつけてきびしくすることができるなかつたのか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(渡邊健二君) 元方事業主に対しまして二十九条で下請に対する必要な指導あるいは指示を行なう責任を課しておるわけでございます。

ただ、この元請一下請の関係というのは非常に広範な産業にそういう関係がございまして、したがいまして元方が下請になすべき指示あるいは指導等々も非常に多岐にわたるわけでございます。したがいまして、そういう場合にこれは罰則を科するということになりますと、罪刑法定主義の立場から相当その個々の場合に使用者がどこまでやれば義務を果たしたか、どこまでやれば罰則がかかるかということになりますと、罰則の適用ということは困難でございます。いま申しまして、たようなことで、非常に広範な業種にわたり、多岐な部門についてそういう問題がありますためになかなかそれが特定しがたい、そういう点もありますして、一応、この法案では罰則を付さない形にしておるわけでございますが、実際の運用につきましては十分に下請の灾害をなくするという立場に立ちまして、効果が出るような運用がされるよう指導してまいりたいと考えております。

○小笠原貞子君 ことばではそのとおりというふうに言えるかもしませんので、具体的な例で御質問したいと思います。

これは三菱モンサント化成四日市工場で水銀中毒、下請の労働者が被害を受けたわけなんです。四十五年の九月十四日ころでございます。で、水銀中毒の七名、そして使用者がほかに一名被災しております。で、発生の状況——これはおたくのほうでお調べいただいたのでおわかりだと思いたいすけれども、大臣にも聞いていただきたいので、

一応簡単に申しますが、三菱モンサントの会社、それから下請、下請と、こう二段になつてゐるわけなんですね。で、下請の下請である日美組では、三菱モンサントから下請を受けた日本化工機株式会社を経由して、三菱モンサント化成四日市工場の塩水精製装置の沈んでん分離槽の補修工事を請け負い、使用者を含め八名の作業者が四十五年九月七日から作業を開始いたしました。そして九月十三日までで所定の工事を終了しております。ところが十五日に作業者一名、十六日に三名、十七日に四名の休業者が生じました。発熱、倦怠感を訴えるため当該工場の診療所において作業者全員の診療を実施した結果、水銀中毒と診断をされたわけなんです。で、こういう事故が起きまして、そして、労働基準局が講じた措置はどうなのかと言いますと、日美組及び日本化工機に対しては厳重な勧告でございます。そして、大もとの三菱モンサンント化成四日市工場に対しては、同種災害の再発防止に関して次のことを指示したというふうことで、指示が出ていると、こういうことなんですね。この点もちょっと考えておいていただきたいわけなんです。一番大ものところには指示であって、そして下請、下請のどことは厳重にやられているわけなんです。こういう点から見ますと、この工場は去年も水銀中毒を出しているわけなんですね。で、問題は下請の日本化工機というのが、その請け負った仕事、その場所、その装置について水銀がついていたということを全然三菱モンサントから知らされていないということが一つの問題でございます。そして、それからまた下請された日美組は、だから全然もちろん知らされないで作業をして、その作業した労働者が中毒したということになるわけです。常識的に考えてわからぬのは、この監督署の処置なんですね。だから最も元請である三菱モンサンント、ここに水銀があるというのをわかっている。ところが知らせないで下請に出した。だから、下請は当然その下請に知らせなかつたというのだから、知つているところが知らせないのが一番悪いのに、そつち

に対しても、こういうふうにしなさいといふ改善の指示命令だけで、そして知らないで犠牲になつちやつたところには、嚴重にというような措置が講じられているわけなんですね。で、そうしますと、先ほどの御答弁によりますと、元請と下請との関係の仕事の関係が非常に多岐にわたると、そしして明確でないと、だから、そういう罰則といふものをつけにくいくと、一般的に言われたらそういうふうのですけれども、具体的に言いますと、水銀の残っている危険があるのだよと言えば、それで防止できるのに、そのことを言わないでおいた元請に對しては全然手がゆるやかで、そして、知らないで譲けたところが被害を受けているということになれば、別に多岐でもないし、複雑でもないし、まことに簡単だと思うのです。この元請の三菱モンサントに非常に責任があると思うのに、結局こういうことができてしまつているとすれば、先ほどの御答弁では、ちょっと納得がいかないと思うのですが、いかがでござりますか。

○政府委員(北川俊夫君) 先生御指摘のように、この事案につきましては、沈んでん分離槽のスケールの中に水銀が入つておるということを下請に十分周知せしめれば完全に災害が防ぎ得たのはないか、こう考えます。そういう意味では三菱モンサントの犯しました過失というものはたいへん大きいと。ただ、いま御指摘の新法二十九条との關係でござりますけれども、先生が御指摘になりました当該監督者が講じました措置は、御承知のように現行基準法に基づいてやつたものでございまして、したがいまして、あくまでも現行基準法は直接雇用関係があるということを前提として指導しておりますので、三菱モンサントについては非常に軽やかな警告といふようなことになつておるわけでございます。今回、もし新法が成立しましてならば、二十九条に基づいて三菱モンサントが十分な措置を行なわなかつたという、二十九条に反しておるという点では、非常に嚴重な注意、あるいはそれなりの行政処分というものができ得ると思ひます。ただ、二十九条そのものにつきまし

○小笠原貞子君 それではもう一つ具体的な例でお伺いしたいと思います。
これは鐘淵化学工業高砂工場で同じく水銀中毒事件が起きております。これは四十六年十月三日でございます。被災状態は、水銀中毒者七名が出ております。で発生状況で言いますと、鐘淵化学工業高砂工場で、旧式化した塩化ビニールモノマー製造設備を廃品として樋口商店というところに売却をいたしました。工場の中で廃品として売却してそのまま置いてあるわけですね。その樋口商店は今度はこれを設備解体業者である杉山商店へその解体工事を発注いたしました。鐘淵化学工業高砂工場側は杉山商店が解体作業を開始する前に七日間、水洗しているわけですね。つまり、水銀というものがあるということがわかつていたからだと思います。杉山商店の所属労働者十四名は四十六年八月二十五日からその解体作業を開始し、小型反応装置二基を解体終了し、同四基の解体中、大型反応装置一基の下半分解体を終了した四十六年十月三日ごろに、ガス溶断作業を行なつていた作業者のうち、悪寒咽頭が赤くなり、疼痛を訴える者が発生した。このために診療所等で治療を受け、大阪府立衛生研究所及び神戸大学医学部において検査を受けたところ、水銀中毒と診断されたと、こういうことになつております。そして、先ほども言つたように、役所側が行なつた措置としては、鐘淵化学工業高砂工場に対して、当該装置内の有害物を除去すること、売却先及び解体業者に対して、当該装置内で取り扱った有害物

の名称、有害性等を連絡し、解体作業が安全に行なえるよう必要な措置をとることというふうに、知らせてなかつたということを指摘して、指示を出しているわけなんですね。こういうふうに、この鐘淵化学工業でも犠牲がやはり同じようなケースで起きているわけです。そして、この中でまた一つの問題だというのは、五人が一人親方なわけなんですね。そうすると結局、補償というものが全然ないということになつてくるわけなんですね。で、監督署としても、鐘淵化学に補償しろということまでは法的根拠がないから言えないと、なんですね。そうすると、こうなることになるだろうと思うのですね。そうすると、全くこんなばかなことがあるだらうか。下請で一生懸命働いたのが何にも知らないで犠牲を受けた、しかも補償が得られないというような、こういうおかしなことが現実に起きております。これは時間もありません。二つだけの例にとどめましたけれども、化工場にはこういう問題がずいぶん方々でございます。有害作業は下請労働者にやらせる。ひどいときには有害物の加工を外注したり、社外下請に出すというケースもたくさん聞くわけなんです。だから、私は行政当局の姿勢といふものを見たときに聞いたわけなんです。こういうような仕組みも十分御存じだと思つわけなんですよ。そうすると、いまではこの新法がなかったからできなかつたと、こういうふうにおっしゃるけれども、少なくとも新法がなくとも、労働省の基準局の立場としてはもう少し労働者の立場に立つた措置というものが行なわれなければならなかつたのぢやないだろうか。それがされてないとすれば、この新法ができる、いろいろと指導いたしますというふうなことを言われても、またやはり同じような程度じやないだろうか、泣くのはいつも下請だという結果にならないだろうか、そういうことを心配するわけなんですよ。こういう例に照らして、今度の立場はどういうふうに具体化して安心できるものか、お伺いしたいと思います。

のようすに直接の雇用関係にある者の間に立つて、使用者に対する労働者が災害あるいは職業病にかかるないようにといふ規制を直接の使用者にしておるわけあります。最近、先生が御指摘のように、重層下請関係、あるいはジョイントベンチャ法では、元方事業者あるいはリース業者、ジョイントベンチャ業者、そういうやはり働くせるものの実質的な指揮権あるいは指示権、そういうところの力を持つてあるところを押さえようというのが新法のそれぞれの規定、たとえば二十九条、三十一条あるいは三十三条のリースの規定といふようなものがそれでござりますけれども、今回いま御指摘になりました鑑淵化学の問題あるいは先ほどの三菱モンサントの問題につきましても、二十九条の運営につきまして、御指摘のよう、化学工場につきましては、その部分的作業を下請におろす際に、十分その工場で扱つておりますところの化學製品、特に有害物についての知識を与えるのでなければ職業病にかかる、あるいは災害が発生することは必然でございますので、その指示内容につきまして、化学産業について、こういう場合に、こういうあいにといふような内容の指示をいたします。従来の單に法律に基づかせん行政指導とは違いまして、徹底したものになると、そういう方向で努力をいたします。

○小笠原貞子君 もちろん努力を期待するわけですがれども、先ほどから言いましたように、非常に多岐だとか複雑だとか広範囲だ、だからやりにくいといふような問題はあるとしましても、もう明確にその元請の怠慢のために懲性を出したといふような場合には、当然ここに罰則といふものがつけられてしまうべきだと思うのですよ。だから、その責任というのを先ほど一番先に私は伺つたわけなんですね。ほんとうに人間尊重ということを、福祉優先、労働者の立場、命と安全を守るという立場に立てば、やはり大きな会社の元請で当然のしなければならないことがされないとおるわけであります。最近、先生が御指摘のように、重層下請関係、あるいはジョイントベンチャ法では、元方事業者あるいはリース業者、ジョイントベンチャ業者、そういうやはり働くせるもの実質的な指揮権あるいは指示権、そういうところの力を持つてあるところを押さえようといふのが新法のそれぞれの規定、たとえば二十九条、三十一条あるいは三十三条のリースの規定といふようなものがそれでござりますけれども、今回いま御指摘になりました鑑淵化学の問題あるいは先ほどの三菱モンサントの問題につきましても、二十九条の運営につきまして、御指摘のよう、化学工場につきましては、その部分的作業を下請におろす際に、十分その工場で扱つておりますところの化學製品、特に有害物についての知識を与えるのでなければ職業病にかかる、あるいは災害が発生することは必然でございますので、その指示内容につきまして、化学産業について、こういう場合に、こういうあいにといふような内容の指示をいたします。従来の單に法律に基づかせん行政指導とは違いまして、徹底したものになると、そういう方向で努力をいたします。

○國務大臣(塙原俊郎君) いろいろな実例をあげましての御質問でありまするが、先ほどから親企

業と下請との関係についていろいろ議論されてお

りますが、確かに下請に事故の多いことは事実であります。だから、それをなくするために、わ

れわれはこの御審議を願つておる法律でこれを力

化したいと、しかし、いま小笠原委員は、これ

はやつてもだめじゃないかという、その辺は……

○小笠原貞子君 全くだめとは言いません。はつ

きりしたところをしっかりと押えるようにしてください。

○國務大臣(塙原俊郎君) ですから、われわれは

この条文に従いましてしつかりひとつやります

よ。ただ、いま小笠原委員御指摘のように、もつ

と罰則を強化するということはいまのところは考

えておりません。これで十分なし得る、またなさ

ねばならない、このように思つております。

○小笠原貞子君 大みえを切られましたが、大

臣、もし出たらどうしますか。大臣、そのとき大

臣でないから知らぬと言われたら困るのですが

ね。まあ、これ以上時間がないから続けませんけ

れども、やはり、そういう立場で、ほんとうにた

いへんなことだと思いますけれども、事務当局と

しても具体的に労働者の安全を守るという立場で

何とか努力して、こういう下請が泣かされるとい

うようなことがないようしてくれぐれも期待したい

と思いますし、労働大臣もこの次また大臣として

ござりますので、鉄鋼は造船、建設などからい

ますと、そういう元方、下請が混在してとい

ます。

○小笠原貞子君 建設や造船に近いようになつた

ら考えるというのじやなくて、やっぱり事故とい

うものはそういう下請なんかにも非常に大きくな

くなるというようなそういう点で比較しながら御

検討いただきたいと思うのです。ひどいところに

近づかなかつたらそこに入れないよなんといふ

じや、死ななきやだめだということにつながります

ので、やっぱり労働者の安全を守るという立場

から指定して、きちっと監督して守るというふう

な姿勢で今後も御検討いただきたい、そう思うわけです。

○小笠原貞子君 次の問題に移りまして、職業病の予

防と認定の問題に関して少しお伺いしたいと思

います。

○小笠原貞子君 もう、大臣はじめみなさん御承知のとおり、職

業病というのが非常にふえてきておりますし、非

常に新しい職種にふえてきております。まあ、産

業の近代化とか生産工程が非常に変化した。また

合理化がきびしくなってきたというような直接的

るという立場に立てば、やはり大きな会社の元請で当然のしなければならないことがされないとおるという事故を起こしたというような場合に

月の二十六日、新日鐵戸畠工場で爆発事故があつて、死者四人、重軽傷十七名の災害がありま

す。この新日鐵八幡製鉄所では、非常に災害が多

い、いわゆる働く關係といふものが出てまいりました。そういう関係から、基準法から離して、新

法では、元方事業者あるいはリース業者、ジョイントベンチャ業者、そういうやはり働くせるもの

の実質的な指揮権あるいは指示権、そういうところの力を持つてあるところを押さえようといふのが新法のそれぞれの規定、たとえば二十九条、三十一条あるいは三十三条のリースの規定といふようなものがそれでござりますけれども、今回いま御指摘になりました鑑淵化学の問題あるいは先ほどの三菱モンサントの問題につきましても、二十九条の運営につきまして、御指摘のよう、化学工場につきましては、その部分的作業を下請におろす際に、十分その工場で扱つておりますところの化學製品、特に有害物についての知識を与えるのでなければ職業病にかかる、あるいは災害が発生することは必然でございますので、その指示内容につきまして、化学産業について、こういう場合に、こういうあいにといふような内容の指示をいたします。従来の單に法律に基づかせん行政指導とは違いまして、徹底したものになると、そういう方向で努力をいたします。

○國務大臣(塙原俊郎君) いろいろな実例をあげましての御質問でありまするが、先ほどから親企

業と下請との関係についていろいろ議論されてお

りますが、確かに下請に事故の多いことは事実であります。だから、それをなくするために、わ

れわれはこの御審議を願つておる法律でこれを力

化したいと、しかし、いま小笠原委員は、これ

はやつてもだめじゃないかという、その辺は……

○小笠原貞子君 全くだめとは言いません。はつ

きりしたところをしっかりと押えるようにしてください。

○國務大臣(塙原俊郎君) ですから、われわれは

この条文に従いましてしつかりひとつやります

よ。ただ、いま小笠原委員御指摘のように、もつ

と罰則を強化するということはいまのところは考

えておりません。これで十分なし得る、またなさ

ねばならない、このように思つております。

○小笠原貞子君 大みえを切られましたが、大

臣、もし出たらどうしますか。大臣、そのとき大

臣でないから知らぬと言われたら困るのですが

ね。まあ、これ以上時間がないから続けませんけ

れども、やはり、そういう立場で、ほんとうにた

いへんなことだと思いますけれども、事務局と

しても具体的に労働者の安全を守るという立場で

何とか努力して、こういう下請が泣かされるとい

うようなことがないようしてくれぐれも期待したい

と思いますし、労働大臣もこの次また大臣として

ござりますので、鉄鋼は造船、建設などからい

ますと、そういう元方、下請が混在してとい

ます。

○國務大臣(塙原俊郎君) いろいろな実例をあげましての御質問でありまするが、先ほどから親企

業と下請との関係についていろいろ議論されてお

りますが、確かに下請に事故の多いことは事実であります。だから、それをなくするために、わ

れわれはこの御審議を願つておる法律でこれを力

化したいと、しかし、いま小笠原委員は、これ

はやつてもだめじゃないかという、その辺は……

○小笠原貞子君 全くだめとは言いません。はつ

きりしたところをしっかりと押えるようにしてください。

○國務大臣(塙原俊郎君) ですから、われわれは

この条文に従いましてしつかりひとつやります

よ。ただ、いま小笠原委員御指摘のように、もつ

と罰則を強化するということはいまのところは考

えておりません。これで十分なし得る、またなさ

ねばならない、このように思つております。

○小笠原貞子君 大みえを切られましたが、大

臣、もし出たらどうしますか。大臣、そのとき大

臣でないから知らぬと言われたら困るのですが

ね。まあ、これ以上時間がないから続けませんけ

れども、やはり、そういう立場で、ほんとうにた

いへんなことだと思いますけれども、事務局と

しても具体的に労働者の安全を守るという立場で

何とか努力して、こういう下請が泣かされるとい

うようなことがないようしてくれぐれも期待したい

と思いますし、労働大臣もこの次また大臣として

ござりますので、鉄鋼は造船、建設などからい

ますと、そういう元方、下請が混在してとい

ます。

○小笠原貞子君 建設や造船に近いようになつた

ら考えるというのじやなくて、やっぱり事故とい

うものはそういう下請なんかにも非常に大きくな

くなるというようなそういう点で比較しながら御

検討いただきたいと思うのです。ひどいところに

近づかなかつたらそこに入れないよなんといふ

じや、死ななきやだめだということにつながります

ので、やっぱり労働者の安全を守るという立場

から指定して、きちっと監督して守るというふうな姿勢で今後も御検討いただきたい、そう思うわけ

です。

○小笠原貞子君 次の問題に移りまして、職業病の予

防と認定の問題に関して少しお伺いしたいと思

います。

○小笠原貞子君 もう、大臣はじめみなさん御承知のとおり、職

業病というのが非常にふえてきておりますし、非

常に新しい職種にふえてきております。まあ、産

業の近代化とか生産工程が非常に変化した。また

合理化がきびしくなってきたというような直接的

な指導を行なう、あるいは違反している場合の適

当な、必要な指示を行なう。こういう責任は当然

元方事業者として、その義務を負うわけでござい

ますので、第二十九条の適正な運用によりまし

て、下請にだけ災害のしわ寄せがされることにな

ります。時間がないから数字はあまり申し

てみてください。

○國務大臣(塙原俊郎君) いろいろな実例をあげましての御質問でありまするが、先ほどから親企

業と下請との関係についていろいろ議論されてお

りますが、確かに下請に事故の多いことは事実であります。だから、それをなくするために、わ

れわれはこの御審議を願つておる法律でこれを力

化したいと、しかし、いま小笠原委員は、これ

はやつてもだめじゃないかという、その辺は……

○政府委員(渡邊健二君) 八幡製鉄におきまして

お話しのような事故が起きたことは事実でござい

ます。ただし、造船や何かのようには混在して

お話しになつていらつしやるでしょうか。

○政府委員(渡邊健二君) 八幡製鉄におきまして

お話しのような事故が起きたことは事実でござい

ます。ただし、造船や何かのようには混在して

お話しになつていらつしやるでしょうか。

○政府委員(渡邊健二君) 八幡製鉄におきまして

お話しのような事故が起きたことは事実でござい

ます。ただし、造船や何かのようには混在して

お話しになつていらつしやるでしょうか。

○政府委員(渡邊健二君) 現在までの状況は先ほ

ど申しましたように、建設、造船とは全く同じと

は言えないでござりますが、今後、もし鉄鋼に

おきましても、そういう下請に出す仕事がさら

にえていく。そして造船や何かのようには混在した

形での作業が行なわれるといったような実態が、

おきましても、そういう下請に出す仕事がさら

で、それだけで職業病というのがこんなにいろんな形で、その数も相当ふえてきているのかどうでしようか、まず、大臣からこういった、いま問題になっております職業病というものが出てきている、増加してきているということに対して、どう考えていらっしゃるか。これに対してもう一度うにしなければならないとお考えになつていらつしやるか、まず、そこからお伺いしたいと思います。

○国務大臣（塚原俊郎君） 四十四年、四十五年、それからそれ以後の統計、まだはつきりいたしておりませんけれども、大体年三万件ぐらいのものが数えられるのではないかろうか。これはまことに重大な問題であると思います。じゃ、こういうものがどうしてできるか、どうとやぱりけがかかる、負傷による疾病、それから重激業務と申しまして、重い激しい業務ですね、重激業務。運動機能障害、あるいはやけどや化学物質による中毒など、こういうものがあげられると思います。その原因としては新建材料あるいは新作業方法等が考えられます。その他、職場内の危険防止施設の不十分、――これは決して十分でないと思います。それから衛生教育などの衛生管理状態の低調さ、こういうものが原因で職業病というものがふえてきている。そのほかにもたくさんございますが、基本的にはこういうものじやなかろうかと思うが、思つております。ですから、今後は衛生管理体制を整備する。それから有害物管理を適切に行なうと思います。今度の法案においても職業病といふものも重点を置きまして、それをなくするための努力をすべき状況がたくさんあると私は考えております。

〔委員長退席、理事高田浩運君着席〕

○小笠原貞子君 いろいろお述べになりますけれども、最近の特徴としては、精神的に過労で、精神

事実精神病がふえてきております。しかも中間管理職の中にノイローゼがいまふえてきている。というのが私は非常に大きな問題じやないかといふことで、いま大臣がどういうふうに考えていらっしゃるかをお伺いしたわけです。総理府の精神衛生に関する調査が昨年の八月に出されておりますので拝見いたしましたと、六人に一人がいろいろしているということが出ておりました。この原因というのは何だと言えば、いま大臣がいろいろおつしやった原因のはかに社会的な要因といふものが入っていると思うのです。住宅とか交通の問題、公害それから物価高というような非常にいまの社会的な要因が悪化してきているらしく、そしてノイローゼになつてというような、経済の成長第一主義の結果が、直接ではないにしても、一つの原因になっている。労働密度の強化、管理社会ということがその上にいわれるようになります。四十四年の労働白書を拝見いたしますと、業務上の疾病としては、明確にとらえることは困難であるが、作業の単純化、監視労働からくるストレスの高まりや、環境的人工化からくるいわゆる令房病など、新しい健康障害も最近注目されています。こういうふうに書いているのです。こう考えてみると、職業病に対する対策というものが技術的に狭い視野で、また科学的にどうふうな、そういう見方で対処していくのではなくて、いかに解決はできない、やはり総合的な大きな視野に立つて、こういうふうな職業病というものはどういう要因があつて、そうしてそれに付随してどういう原因からくるかというような総合的な分析をしなければ適切な施策といふものが出来ないと思うのですが、その辺はどういうふうにお考えになつていらっしゃいましようか。

○政府委員(渡邊健二君) 先生いま御指摘の四十六年八月の総理府の精神衛生に関する調査の結果、われわれも承知いたしております。私どももそういう精神不安定がふえております原因は、社会の急激な発展による生活の複雑化や高度化、あ

ういうものが関係してくると未だおらずでございます。そういう意味におきまして職場におきます精神健康問題は今後非常に重要な問題になつてくらゐわけでござりますが、こういう産業医学総合研究所といたしましては、こういう面の研究等もやつていこう、こういう計画でいるわけでござります。しかし、それまでの間におきましても、非常に重要な問題と考えますので、現在、災害防止団体法に基づきます中央災害防止協会の中に大学や研究機関、それからその他の専門家から成ります精神健康委員会というものを設けまして、職場における実際的な精神健康の進め方等について御検討を願つておりますところでござります。で、特に今後、そういう問題に対処しますためには、やはり、職場のいろいろな条件、特に、職場環境を快適化するということが非常に重要なことだと、私もども、かように考えておるわけでございまして、この法案の中にも作業環境の快適化といったようなことにつきまして指針等を設けまして、そういう指導をすることも入つておりますのは、そういう点も含んでおるわけでござります。で、今後とも、こういう専門家の研究あるいは調査、そういうものを踏まえまして、精神衛生面からの対策を進めてまいりたいと、かように考えております。

○小笠原貞子君 それで、きょう、ひとつ、頸肩腕症候群と、それから腰痛症という問題をちよつと伺いたいと思うのですけれども、この頸肩腕症候群、腰痛症というのは、この二十三条にことばとしては出ていないけれども、当然含まれると解釈してよろしくうござりますね。

○政府委員(渡邊健二君) 頸肩腕症候群や腰痛等は、これは、いろいろな原因でなりますわけですが、さいまして、これらのものも、それが業務上に起因したということが明らかな場合には、これは業務上の疾病として取り扱うことにいたしております

これは、ほんとうに、非常に苦労な病気なんですね。症候群というのは、きのうやきよう起きた病気でございません。腰痛症もそのとおりだと思う。これは、ほんとうに、非常に苦労な病気なんですね。外科みたいに傷があつたとか、血圧みたいに数字でわかるという問題ではありません。わかるのはやつぱり本人だけでございまして、本人がたするわけなんです。この頸肩腕症候群とか腰痛症とかいうようなものにつきまして、労働省としては、医学的、総合的な研究というものが今まで題もございまして、これについて非常に私も心配なされていたのかどうか。なされていたとすれば、どういうふうな実態であったのかということをちょっとお知らせいただきたいと思います。

○政府委員(渡邊健二君) これらの疾病は非常にむずかしい問題でございまして、たとえば腰痛などと申しますと、特に業務に起因しなくとも、ある程度の中年以上になりますと、そういうものになる場合もあるわけでございまして、それが業務上に起因するかどうかという問題、医学的に非常にむずかしい問題でございます。前からあつた問題でございますが、労働省といたしましては、これららの疾病につきましては、専門家に御検討を依頼いたしまして、そうして専門家の御意見に従いまして、業務上の疾病と認定いたします一定の認定基準を設けまして、その認定基準に該当する者については、これは業務上の疾病として、たとえば労災補償で補償するといったような措置も講じております。また、単に、補償だけではなくて、そういうものにからないよう、予防のために、たとえば、頸肩腕症候群でござりますと、キー・パンチャード等につきましては一定の指導基準を設けまして、一連統が六十分以内、そのあとは十分ないし十五分の休憩を与える、あるいは一日その作業に従事するのは三百分以内、大体たたくキーの回数は四万打数以下といったような、そういういろ

で、それだけで職業病というのがこんなにいろんな形で、その数も相当ふえてきているのかどうでしようか、まず、大臣からこういった、いま問題になっております職業病というものが出てきている、増加してきているということに対して、どう考えていらっしゃるか。これに対してもう一度うにしなければならないとお考えになつていらつしやるか、まず、そこからお伺いしたいと思います。

○国務大臣（塚原俊郎君） 四十四年、四十五年、それからそれ以後の統計、まだはつきりいたしておりませんけれども、大体年三万件ぐらいのものが数えられるのではないかろうか。これはまことに重大な問題であると思います。じゃ、こういうものがどうしてできるか、どうとやぱりけがかかる、負傷による疾病、それから重激業務と申しまして、重い激しい業務ですね、重激業務。運動機能障害、あるいはやけどや化学物質による中毒など、こういうものがあげられると思います。その原因としては新建材料あるいは新作業方法等が考えられます。その他、職場内の危険防止施設の不十分、――これは決して十分でないと思います。それから衛生教育などの衛生管理状態の低調さ、こういうものが原因で職業病というものがふえてきている。そのほかにもたくさんございますが、基本的にはこういうものじやなかろうかと思うが、思つております。ですから、今後は衛生管理体制を整備する。それから有害物管理を適切に行なうと思います。今度の法案においても職業病といふものも重点を置きまして、それをなくするための努力をすべき状況がたくさんあると私は考えております。

〔委員長退席、理事高田浩運君着席〕

○小笠原貞子君 いろいろお述べになりますけれども、最近の特徴としては、精神的に過労で、精神

事実精神病がふえてきております。しかも中間管理職の中にノイローゼがいまふえてきている。というのが私は非常に大きな問題じやないかといふことで、いま大臣がどういうふうに考えていらっしゃるかをお伺いしたわけです。総理府の精神衛生に関する調査が昨年の八月に出されておりますので拝見いたしましたと、六人に一人がいろいろしているということが出ておりました。この原因というのは何だと言えば、いま大臣がいろいろおつしやった原因のはかに社会的な要因といふものが入っていると思うのです。住宅とか交通の問題、公害それから物価高というような非常にいまの社会的な要因が悪化してきているらしく、そしてノイローゼになつてというような、経済の成長第一主義の結果が、直接ではないにしても、一つの原因になつてゐる。労働密度の強化、管理社会といふことがその上にいわれるようになります。四十四年の労働白書を拝見いたしますと、業務上の疾病としては、明確にとらえることは困難であるが、作業の単純化、監視労働からくるストレスの高まりや、環境的人工化からくるいわゆる令房病など、新しい健康障害も最近注目されています。こういうふうに書いてあるのです。こう考えてみると、職業病に対する対策というものが技術的に狭い視野で、また科学的にどうふうな、そういう見方で対処していくのではなくて、いかに解決はできない、やはり総合的な大きな視野に立つて、こういうふうな職業病というものはどういう要因があつて、そうしてそれに付随してどういう原因からくるかというような総合的な分析をしなければ適切な施策といふものが出来ないと思うのですが、その辺はどういうふうにお考えになつていらっしゃいましようか。

○政府委員(渡邊健二君) 先生いま御指摘の四十六年八月の総理府の精神衛生に関する調査の結果、われわれも承知いたしております。私どももそういう精神不安定がふえております原因は、社会の急激な発展による生活の複雑化や高度化、あ

ういうものが関係してくると未だおらずでございます。そういう意味におきまして職場におきます精神健康問題は今後非常に重要な問題になつてくらゐわけでござりますが、こういう産業医学総合研究所といたしましては、こういう面の研究等もやつていこう、こういう計画でいるわけでござります。しかし、それまでの間におきましても、非常に重要な問題と考えますので、現在、災害防止団体法に基づきます中央災害防止協会の中に大学や研究機関、それからその他の専門家から成ります精神健康委員会というものを設けまして、職場における実際的な精神健康の進め方等について御検討を願つておりますところでござります。で、特に今後、そういう問題に対処しますためには、やはり、職場のいろいろな条件、特に、職場環境を快適化するということが非常に重要なことだと、私もども、かように考えておるわけでございまして、この法案の中にも作業環境の快適化といったようなことにつきまして指針等を設けまして、そういう指導をすることも入つておりますのは、そういう点も含んでおるわけでござります。で、今後とも、こういう専門家の研究あるいは調査、そういうものを踏まえまして、精神衛生面からの対策を進めてまいりたいと、かように考えております。

○小笠原貞子君 それで、きょう、ひとつ、頸肩腕症候群と、それから腰痛症という問題をちよつと伺いたいと思うのですけれども、この頸肩腕症候群、腰痛症というのは、この二十三条にことばとしては出ていないけれども、当然含まれると解釈してよろしくうござりますね。

○政府委員(渡邊健二君) 頸肩腕症候群や腰痛等は、これは、いろいろな原因でなりますわけですが、さいまして、これらのものも、それが業務上に起因したということが明らかな場合には、これは業務上の疾病として取り扱うことにいたしております

これは、ほんとうに、非常に苦労な病気なんですね。症候群というのは、きのうやきよう起きた病気でございません。腰痛症もそのとおりだと思う。これは、ほんとうに、非常に苦労な病気なんですね。外科みたいに傷があつたとか、血圧みたいに数字でわかるという問題ではありません。わかるのはやつぱり本人だけでございまして、本人がたするわけなんです。この頸肩腕症候群とか腰痛症とかいうようなものにつきまして、労働省としては、医学的、総合的な研究というものが今まで題もございまして、これについて非常に私も心配なされていたのかどうか。なされていたとすれば、どういうふうな実態であったのかということをちょっとお知らせいただきたいと思います。

○政府委員(渡邊健二君) これらの疾病は非常にむずかしい問題でございまして、たとえば腰痛などと申しますと、特に業務に起因しなくとも、ある程度の中年以上になりますと、そういうものになる場合もあるわけでございまして、それが業務上に起因するかどうかという問題、医学的に非常にむずかしい問題でございます。前からあつた問題でございますが、労働省といたしましては、これららの疾病につきましては、専門家に御検討を依頼いたしまして、そうして専門家の御意見に従いまして、業務上の疾病と認定いたします一定の認定基準を設けまして、その認定基準に該当する者については、これは業務上の疾病として、たとえば労災補償で補償するといったような措置も講じております。また、単に、補償だけではなくて、そういうものにからないよう、予防のために、たとえば、頸肩腕症候群でござりますと、キー・パンチャード等につきましては一定の指導基準を設けまして、一連統が六十分以内、そのあとは十分ないし十五分の休憩を与える、あるいは一日その作業に従事するのは三百分以内、大体たたくキーの回数は四万打数以下といったような、そういういろ

いろいろな作業についての予防的な指導基準などを設けまして、こういうような疾病の予防等をはかっているところでございます。

〔理事高田浩運君退席、委員長着席〕

○小笠原貞子君 それで、私のほうも一体、こういう深刻な問題をどの程度御検討いただいているのかと思って、おたくのほうから資料をいただいたわけなんですねけれども、頸肩腕関係で言いますと、昭和四十一年度で五十万の予算が研究費として出ております。四十四年度にまいりますと四十万が出ております。四十五年度は二十万でございます。それからもう一つの研究で三十万、合わせまして五十万。四十六年度でまた三十万でございます。以上、五つのテーマで百七十万円というのをきょう資料でお持ちいただいたわけなんですね。そうしますと、これは一人に渡るのかと思つたらそうじやなくて、名前が労働安全サービスセンター所長久保田重孝と書いてある。五十万を一人でなく何人かでお分けになっていらっしゃる。そういたしますと、まことにお粗末なんですね。

一人に一体どれくらい当たるのか伺つてみればたいへんおもしろい数字になる。三万とか、四万とか、まあ、ちょっととした人のお小づかい程度といふことで、「手指作業者の振動障害の早期診断に関する研究」というので、名前はいいのですけれども、出すのはそういうわずかなお金でございまして、これで一体どの程度ほんとうに真剣になつて御研究いただけたかどうかということに、ちょっとびっくりしたわけなんですね。そういう点から、やはりお金が多いからいいというわけではございませんが、いろいろ頸肩腕症候群の患者さんを見て、そして、実際に認定していらっしゃると、いうお医者さんもいらっしゃるわけなんですね。そうすると、そういう方たちは実績を持っていらっしゃるのだから、その方たちの実績から意見を見て、ただいって、やつぱり何人かのチームをつくつてい

ただいて、これがずっと積み重なつて四十一年度からやられているのだけれども、さっぱりこの研究の成果というものが私たちにはわからないですね。このままのテンポでやられると、やっぱりこれについての予防対策といいものも全然期待できないわけなんですが、その辺のところ、もうちょっと真剣に考えて、予算面でもやっていただきたいし、それから特定のという指定でなくして、実質的にやって実績を持っていらっしゃる方というのです。産業医学研究所ですか、もちろん、それがけつこうだと思います。しかし、それができるまでの、まだすぐあしたからできるというわけじゃなくて、一方ではもう何年かの実績を持っていらっしゃるのだから、それを利用し、吸い上げて生かすということがなされないというのは、まことに残念だと思うのですけれども、その辺のところどういうふうにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

じておるわけでございます。が、しかしながら、そういう乏しい予算の中で、われわれがお願いしております専門家の方々に非常に御努力を願いまして、先ほど申しましたように頸肩腕症候群についていきますと、三十九年にはそれらの研究の結果等を参照いたしまして、頸肩腕症候群についての認定基準をわれわれつくらしていただいておりますし、四十四年には先ほど申しましたキーパンチャーの指作業に基づく疾病についての、その他通達等も出させていただき、あるいは腰筋症についても、いずれもそういうようなものをそれらの研究を参考にしてつくるしていただいております。そして、私どもは、いまわれわれが通牒等で御指導申し上げておるもの、それが完全にもし事業場で実施されるならば、頸肩腕症候群、いわゆるキーパンチャーのそれなどはある程度防げるのではないか、かのように考えておるわけでございますが、今後とも、そういう対策の万全を期しますために、予算ができるだけ取りますとともに、有効な活用方法についても、一そら努力してみたい、かよう考へて、おります。

話も伺いましたし、もう人ごとに思えないんです。
ね。ことに、男の方も多いけれども、やっぱり婦
人労働者の中に非常に多いわけなんです。いろい
ろ実情を伺いたいと思ってちょっと聞かせていただ
いたら、きょうもたくさん傍聴に来ていただき
ておりますけれども、もう、すぐやっぱり自分の
ものだというふうに真剣に考えてきょうはおいで
いただいたわけなんです。たとえば、おかあさん
が、夜中に赤ちゃんが泣いたと、おっぱいやりた
いと思って抱こうと思ったら赤ちゃんが抱けない
んですね、それでもうだんなさんを起こして赤
ちゃんを抱いてもらつておっぱいを飲ませたとい
うような方も私は知っています。また、はしを持
とうと思つたら落ちたとか、ハンドバッグみたい
なものでも落すことをしてしまったとか、ほんとう
にもうこの腕なんか要らないと、痛いというよう
な——もうこうやつて見たら、どの方がどういう
ふうな病状だということはわからないですね、み
んな外から見た場合には、そういうような苦しみ
を持つていらっしゃる。だから、ほんとうにその
働く婦人が、いま労働者の中で三分の一からの労
働力になつてゐるわけでございますが、そして元
気なときは一生懸命働いて、そして、こういう職
業病になつたら認定してもらうにまた一苦労
で、認定されても、今度はまた会社がそれを認め
ないというので一苦労で、結局、泣き寝入りとい
うような、ほんとに若いうちだけの使い捨てと、
こういうようなことで、私はやっぱり婦人の立
場として許せないんですよね。これは私が言うよ
りも、どなたがお考えになつても人道的にこうい
う方たちの立場というものをもつと尊重して真剣
に考えていただかなければ、姿勢のときはたいたへ
んのとくとも実際問題はこの程度だということにつ
ながっていきます。ただ政治不信ということだけ
ではなくて、働く人たちがいつまでも救われませ
んのとく、ほんとうに早急にこういった方たちの立
場に立つて、この職業病というものを真剣に考え
ていただきたいと、私はほんとにそのことをきよ

うははつきり御確答をいただきたいと、そう思つて来たわけなんです。大臣その点いかがでござい

○國務大臣（塙原後郎君）　世の中が進むにつれまして、冒頭申し上げましたように、非常にいろいろ

ふが問題はむしろおもてでない事だ。つまり、う、いま、もつともっと小笠原委員は例を持っておられるんでしようが、それだけお聞きしただけでも、まあ、わざとお聞きしただけでもいい。

なって、それがほっておかれるということがかりにあるとするならば、先生はあるとおっしゃつてあります。こなしげど、これは大問題だと思います。

す。ですから労使の双方の話し合いというのももちろん大事でありまするが、今後、激増するであろう職業病——、実はキーパンチャーにつきま

しては私もこの間現地へ参りましていろいろお聞きしたり、この日でも見てまいりましたし、どれくらいのものであるか、自分自身はできませんけ

れども、私は私なりに勉強してまいりたつもりでありまするが、キー・パンチャーに限らず、いろんな問題もありまするから、労働省としてはあくま

○小笠原真子君 ほんとに真剣に御検討いただき
ても僕が生産者の生命と安全を守るとしつこい基
本理念に立つて今後も取り組んでまいります。

それで、具体的にまた移りたいと思うんですけど
れども、きょうも来ていらっしゃいますけれど
え、一三〇番地の二階でございます。一九

の羽田の事業所にいらっしゃいます茨田弘子さんとおっしゃいます、年は三十六歳です、三十九年七月二入社されまして、四十三年の十一月こ発病

になりました。四十五年八月十七日に職業病として認定されました。これも仕事はキーパンチャードではございません。電話の交換手をしていらっしゃ

が痛いと、つらいと、そして認定されたという中で、何といつてもつらいのは、認定されたのに、会社がその認定を認めない。そして、これをもつと働かせろというような立場で、もうひどいんで

すと、伺つてみると。たとえば、具体的に言いま
く言つてはいるか。と、下の者に言うわけですね。
下の掛長は、はい言つています。と、もつとどん
どん言え。と、こう言つておるわけです。もつと
いじめてやれと、もうかわいそうですよ、手が痛
いんだから、その人が答えると、もうかまうもの
か、部下なんかかばうな。と、こういうことを
言つておるわけです。電話だからみんな聞こえ
ちやうわけなんですね、大きい声で。かばって損
をするのはわれわれなんだ。もつとやれ。あまり
ひどいから、言われた人が黙つていると、あなた
のまわりにはえらい人が大せいいるんだから大き
な気持ちになつて安心してたたけ。と、こういう
ことまで言つていると、その後炭田はへこたれた
か。まだへこたれないか、こういうふうなやりと
りが現実にされているわけなんですね。そういう
ような立場の中での人は——外には見えませ
んから、あの人はなまけ病なんだとか、あの人は
するいとか、いろいろなことで同僚の中から村八
分みたいにされたりといふような、そういうよう
なことも、非常に精神的に苦痛になつてゐるわけ
なんです。日航の場合は、またたいへんひどいこ
とをやつておりまして、安全衛生委員にも大げさ
にするとこのお医者さんに、もし業務上と診断
したら大ごとになるからよろしく頼むというふう
に、業務上と言つて、エアポート・グラウ
ンド・サービスというのですか、日航の羽田にあ
りますとところのお医者さんに、もし業務上と診断
しなじなかつたのぢやないかと、そう思うのです。
これも、きょうは二つずつだけ例をあげること
にいたしますが、もう一つは、芝信用金庫の杉浦
由美子さんとおつしやる方、この方もいらつして
おります。頸肩腕症候群で背中が痛い、腕が痛
い、——三田基選監督署へ労災認定を申請中な
どござります。この方も、たとえば、この信用金

庫が何と言つてはいるかといふと、労災申請にあたつては、認定されても従わないこともある。

従わないと、なぜならそれは就業規則四十三条
「欠勤七日以上にわたる場合は医師の診断書を提

医師を指定することがある」という項目によつて東京労災病院へ行けというふうに、医師を指定してもらはないと、どうするかわからぬのです。

がつらくてずっとみでもらつていてそのお医者さんが一番実際わかつていただいているのに、会社はそのお医者さんだと認めないと、あそこへ行け

「そういうふうなことで、そして、しかも露骨に言うことは、あそこへ行けと言つておいて、そのお医者さんには業務の職業病ではないというようなこと

の圧力をかけているというようなことになりますと、働く人たちにとつては、全然もう立つ瀬がないのですね、こういうふうなことになつてしまいり

ますとたからむ。こゝへきてかたへ行く
なわれているんだから、やはり、よっぽど労働省
として、基準局として働く婦人を守るという姿勢

「医師の選択権を尊重する」が、まさにこの意味です。

項、ただし書きの中にもござりますね、健康診断のときの医師選択の自由ということが。この項目は、ここでは健診診所だけではなくて、具体的内

かせ引いたとか、おなかが痛いとか、ちよつと休まなければならないというようなときにも、近所のお医者さんとかかりつけのお医者さんとかいらっしゃ

ような会社の指定外のお医者さんでも当然医者としての診断が出たらそれは認めなければならないというふうに解釈できると思いますし、当然そこ

○政府委員(渡邊健二君) 医師の指定の問題、いろいろな問題を含んでおると思うわけでございまして、たとえば、就業規則で定められている一般

の私傷病の場合の病気休暇の取り扱い等につきまして、使用者が指定する医師の診断書を提出することを就業規則で規定するというような場合につきましては、これは就業規則の適用の問題でございまして、基準法違反云々の問題ではないわけではございません。ただ、常識的に言いまして、現実に、ほんとうに病気につかっているとすれば、それはそういうものを働かせるような結果になることは、これは問題であるわけでございまして、労使の円満な話し合いで、そういうようなことにならないような妥当な取り扱いがなされることを期待するわけでございます。ただこれが業務上の疾病だと、こういう問題になりますと、これは会社が指定した医師の診断を受けることを就業規則できめておりましても、それにその医師であろうがなかろうが、ともかく医者の診断に基づきまして労災保険等の給付請求がなされまして、行政官庁のほうで必要な調査をし、それが業務上だということに認定されれば、これは就業規則の医師によらないものであろうとも、これは基準法の七十五条でも、使用者はそういう労働者に対しては必要な療養をしなければならないことになっているわけでございますから、これはそういう意味におきまして、就業規則と一応関係なしに、業務上の疾病かどうかということは客観的に認定がされるわけでございます。

言つたつて、なかなか解決つかぬわけです。茨田さんの場合には御主人もなくされましてお子さん一人かかえて、もうほんとうに女の働きで生活をささえなきやならない。しかも職業病だと完全に認定されているにもかかわらず会社が——大日航です。政府資本、半分ぐらいいお金もらつてあるあの日航で、こういうことをやつているということは、私はほんとうにあきれるよりも腹が立つてくるわけなんですね。

そこで、最後に、こういうような具体的な問題を私はきょうはお話し申し上げたんで、労働省の立場から、基準局の立場から、たとえば茨田さんに対しても、労災として認定が出ているのに、なぜ会社はそうやつていいじめるのかと、もう少し働く婦人の立場に立つて会社が処置すべきではないかと、遊んでいるといふんじやないんですね。もう、そういうので、からだが悪くなつて何年か休んでいる人、言つたら働きたいと言つてよ。人間、働きたいんですね。なまけて金ぼしといふんじやない。働きたいといふんに働きないうような状態になつてゐるんだから、だから、その仕事が無理ならほかの作業場にかえてもらつてもいいと思うんです、日航だっていろんな作業場があるはずなんだから。そういうことをなぜ具体的にやらないのかといふことを行政の立場から、私は具体的にこの問題をひとつ何とか指導して、向こうの言い分も聞いていただきたいし、それによってまた私のほうも具体的にお願いもすると思いますけれども、まず、きょうの、この段階で、この問題に対する具体的な手を打つていただきたい。

それから芝信用金庫の杉浦さんに対しても、そういうひどいやがらせをやつてゐるというようなことは労働行政上黙過できないと思うんで、その辺のところを具体的に手を打つていただきたいことを御返事いただいて、質問を終わりたいと思います。

○政府委員(渡邊健二君) まず、御質問の前半の問題でございますが、おつしやるとおり、次々に

最近は新しい材料や新しい作業方法に基づきまして新しい職業病が出ております。これらに対しましては、私どもいたしましては、そういう問題がこの業務上の疾病ではないかという疑惑が持たれました場合には、専門家にその問題についての御研究をお願いいたしました。そして、その専門家の御検討によつて、できるだけすみやかにどういうものが業務上であるか、そういうものをきめさせていただきまして、業務上だということになると、それによって一定の認定基準をつくりまして、それに合う人はこの業務上として取り扱うといふようなことを個々の病気につきまして次々にやつておるわけでござります。ただ、新しい病気は、なかなかしばらくの間はそういう事例が多くないため、専門家にお願いいたしましても検討に時間がかかるという場合もあるわけでございますが、われわれとしては、できる限りすみやかにそういうことによつて必要な措置を講じたい、かようには考えておりますし、将来の問題といたしましては、そういう検討を日ごろから進めるために産業充実をいたしたいと、かように考えておるわけでござります。

それから御質問の後段の点でございますが、先ほども申しましたように、業務上の病病であるかどうかということは客観的にわれわれ認定をいたしておりますところでございまして、業務上の病病であるということになれば、これは当然に使用者が必要なる療養をさせるようになければならないわけでございまして、もし、そういう点について基準法その他の法令違反等があれば、当然これは、われわれとしては是正をさせなければなりませんし、それにつきましては、個々の事例につきましては私きょう初めて伺いましたので、よく調査をいたしまして、業務上と認定された方につきましては必要な療養が行なわれるよう、また、業務上かどうか、いま御申請の方につきましては行政官庁のほうで必要なる調査をいたしまして、すみやかに業務上かいなかの判断をするようになつたいたと、かようになります。

○小笠原貞子君 早急にお願いいたします。

○委員長(中村英男君) 他に御発言もなければ、本案に対する本日の審査はこの程度といたします。

○委員長(中村英男君) この際、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

○委員長(中村英男君) 労働問題に関する調査のため、政府関係特殊法人の労働問題について参考人の出席を求め、その意見を聴取ることに御異議ございませんか。

○委員長(中村英男君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(中村英男君) 異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選などにつきましては、これを委員長に御一任願たいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中村英男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十七分散会

昭和四十七年六月七日印刷

昭和四十七年六月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N